【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長殿
【提出日】	平成27年9月18日提出
【発行者名】	野村アセットマネジメント株式会社
【代表者の役職氏名】	ＣＥＯ兼執行役社長 渡邊　国夫
【本店の所在の場所】	東京都中央区日本橋一丁目１２番１号
【事務連絡者氏名】	松井　秀仁
【電話番号】	03-3241-9511
【届出の対象とした募集（売出）内国投資信託受益証券に係るファンドの名称】	野村ＰＩＭＣＯ・グローバル・アドバンテージ債券投信　Ａコース 野村ＰＩＭＣＯ・グローバル・アドバンテージ債券投信　Ｂコース
【届出の対象とした募集（売出）内国投資信託受益証券の金額】	継続募集額(平成27年9月19日から平成28年9月16日まで) 野村ＰＩＭＣＯ・グローバル・アドバンテージ債券投信　Ａコース 3兆円を上限とします。 野村ＰＩＭＣＯ・グローバル・アドバンテージ債券投信　Ｂコース 3兆円を上限とします。
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

第一部【証券情報】

（1）【ファンドの名称】

野村PIMCO・グローバル・アドバンテージ債券投信　Aコース
野村PIMCO・グローバル・アドバンテージ債券投信　Bコース
（以上を総称して「野村PIMCO・グローバル・アドバンテージ債券投信」または「各ファンド」という場合、あるいは個別に「ファンド」という場合があります。ファンドの名称を簡略化して「野村PIMCO・グローバル・アドバンテージ債券投信　Aコース」を「Aコース」、「野村PIMCO・グローバル・アドバンテージ債券投信　Bコース」を「Bコース」という場合があります。また、「Aコース」については名称に「（為替ヘッジあり）」を、「Bコース」については名称に「（為替ヘッジなし）」を各々付記して記載する場合、各々「アドバンテージ債券A」、「アドバンテージ債券B」という場合があります。）

（2）【内国投資信託受益証券の形態等】

追加型証券投資信託・受益権(以下「受益権」といいます。)
なお、当初元本は１口当り１円です。
■信用格付■
信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供された信用格付はありません。また、信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供される予定の信用格付はありません。

ファンドの受益権は、社債、株式等の振替に関する法律（「社振法」といいます。以下同じ。）の規定の適用を受け、受益権の帰属は、後述の「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関及び当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。委託者である野村アセットマネジメント株式会社は、やむを得ない事情等がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。また、振替受益権には無記名式や記名式の形態はありません。

（3）【発行（売出）価額の総額】

各ファンドにつき3兆円を上限とします。

（4）【発行（売出）価格】

取得申込日の翌営業日の基準価額※とします。
なお、午後３時までに、取得申込みが行なわれかつ当該取得申込みにかかる販売会社所定の事務手続が完了したものを当日のお申込み分とします。
※「基準価額」とは、純資産総額をその時の受益権口数で除して得た額をいいます。なお、ファンドにおいては１万口当りの価額で表示されます。

ファンドの基準価額については下記の照会先までお問い合わせ下さい。

野村アセットマネジメント株式会社
サポートダイヤル　0120-753104（フリーダイヤル）
＜受付時間＞　営業日の午前9時～午後5時
インターネットホームページ　http://www.nomura-am.co.jp/

（５）【申込手数料】

①取得申込日の翌営業日の基準価額に2.16%（税抜2.0%）以内※で販売会社が独自に定める率を乗じて得た額とします。
※詳しくは、販売会社にお問い合わせください。
②収益分配金を再投資する場合には手数料は無手数料とします。

（６）【申込単位】

1万口以上1万口単位（当初元本1口＝1円）または1万円以上1円単位※
※販売会社との累積投資契約に基づいて分配金を再投資する場合には1口単位となります。
なお、販売会社や申込形態によっては、買付単位が上記と異なる場合があります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

（７）【申込期間】

平成27年 9月19日から平成28年 9月16日まで
＊なお、申込期間は、上記期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新されます。

（８）【申込取扱場所】

ファンドの申込取扱場所(以下「販売会社」といいます。)については下記の照会先までお問い合わせ下さい。

野村アセットマネジメント株式会社
サポートダイヤル　0120-753104（フリーダイヤル）
＜受付時間＞　営業日の午前9時～午後5時
インターネットホームページ　http://www.nomura-am.co.jp/

（９）【払込期日】

取得申込日から起算して6営業日目までに申込代金を申込みの販売会社にお支払いください。なお、販売会社が別に定める所定の方法により、上記の期日以前に申込代金をお支払いいただく場合があります。
※詳しくは、販売会社にお問い合わせください。
各取得申込日の発行価額の総額は、各販売会社によって、追加信託が行なわれる日に、野村アセットマネジメント株式会社(「委託者」または「委託会社」といいます。)の指定する口座を経由して、野村信託銀行株式会社(「受託者」または「受託会社」といいます。)の指定するファンド口座に払い込まれます。

（１０）【払込取扱場所】

申込代金は申込みの販売会社にお支払いください。払込取扱場所についてご不明の場合は、下記の照会先までお問い合わせ下さい。

野村アセットマネジメント株式会社
サポートダイヤル　0120-753104（フリーダイヤル）
＜受付時間＞　営業日の午前9時～午後5時
インターネットホームページ　http://www.nomura-am.co.jp/

（１１）【振替機関に関する事項】

ファンドの受益権に係る振替機関は下記の通りです。

株式会社証券保管振替機構

（１２）【その他】

①申込みの方法

受益権の取得申込みに際しては、販売会社所定の方法でお申込みください。
なお、販売会社によっては「Aコース」もしくは「Bコース」のどちらか一方のみのお取り扱いとなる場合があります。
なお、販売会社や申込形態によっては、買付単位が上記と異なる場合等があります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

②取得申込みの受付けの中止、既に受付けた取得申込みの受付けの取り消し

金融商品取引所（金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場をいいます。以下同じ。なお、金融商品取引所を単に「取引所」という場合があり、取引所のうち、有価証券の売買または金融商品取引法第28条第8項第3号もしくは同項第5号の取引を行なう市場ないしは当該市場を開設するものを「証券取引所」という場合があります。）等における取引の停止、その他やむを得ない事情等があるときは、取得申込み（スイッチングの申込みを含みます）の受付けを中止すること、および既に受付けた取得申込み（スイッチングの申込みを含みます）の受付けを取り消す場合があります。※

※上記の取得申込みの受付けの中止等を行なう事情等によっては、スイッチングのお申込みについては可能な場合もあります。

③スイッチング

「野村PIMCO・グローバル・アドバンテージ債券投信　Aコース」「野村PIMCO・グローバル・アドバンテージ債券投信　Bコース」間で、1万口以上1万口単位または1万円以上1円単位※でスイッチングができます。

※全額をご換金した場合の手取金の全額をもって取得申込みを行なう場合は1口単位とします。

スイッチングとは、「野村PIMCO・グローバル・アドバンテージ債券投信　Aコース」または「野村PIMCO・グローバル・アドバンテージ債券投信　Bコース」をご換金した場合の手取金をもって、そのご換金のお申込日の午後3時までに、いずれかもう一方のファンドの取得申込みが行われかつ当該取得申込みの受付けにかかる販売会社所定の事務手続きが完了したものをいいます。
なお、スイッチングの際には、換金時と同様の費用・税金がかかりますのでご留意下さい。（詳しくは

「第二部　ファンド情報　第１ファンドの状況　４手数料等及び税金」をご覧下さい。）

(販売会社によっては、スイッチングのお取扱いを行なわない場合があります。)

④申込不可日

各ファンドは、販売会社の営業日であっても、下記の条件に該当する日（申込不可日といいます。）には、原則として取得、換金およびスイッチングの申込みができません。

○申込日当日が、ニューヨーク証券取引所の休場日と同日付の場合。

※申込不可日については、「サポートダイヤル」でもご確認いただけます。

⑤振替受益権について

ファンドの受益権は、社振法の規定の適用を受け、上記「(11)振替機関に関する事項」に記載の振替機関の振替業にかかる業務規程等の規則にしたがって取り扱われるものとします。

ファンドの分配金、償還金、換金代金は、社振法および上記「(11)振替機関に関する事項」に記載の振替機関の業務規程その他の規則にしたがって支払われます。

(参考)

◆投資信託振替制度（「振替制度」と称する場合があります。）とは、

ファンドの受益権の発生、消滅、移転をコンピュータシステムにて管理します。

・ファンドの設定、解約、償還等がコンピュータシステム上の帳簿（「振替口座簿」といいます。）への記載・記録によって行なわれますので、受益証券は発行されません。

第二部【ファンド情報】

第１【ファンドの状況】

１【ファンドの性格】

（１）【ファンドの目的及び基本的性格】

◆野村PIMCO・グローバル・アドバンテージ債券投信は、投資する外国投資信託において、為替ヘッジを行なう「Aコース」と為替ヘッジを行なわない「Bコース」の、スイッチング可能な2本のファンドから構成されています。※1

◆世界各国（新興国を含みます。）の国債、政府機関債、国際機関債、社債、モーゲージ債、アセット・バック証券、物価連動債、仕組債等およびその派生商品を実質的な主要投資対象※2とし、インカムゲインの確保と中長期的な信託財産の成長を図ることを目的として積極的な運用を行ないます。

◆毎月決算※3を行ない、原則として利子・配当等収益等を中心に安定分配を行ないます。

※1　販売会社によっては「Aコース」もしくは「Bコース」のどちらか一方のみのお取り扱いとなる場合、スイッチングのお取り扱いを行なわない場合があります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

※2　各ファンドは、円建ての外国投資信託と、円建ての国内籍の投資信託である「野村マネー　マザーファンド」を投資対象とするファンド・オブ・ファンズ方式で運用します。「実質的な主要投資対象」とは、これらのファンドを通じて投資する、主な投資対象という意味です。

※3　決算日は、原則として毎月25日（当該日が休業日の場合は翌営業日）とします。

■信託金の限度額■

受益権の信託金限度額は、各ファンドにつき１兆2,000億円です。ただし、受託者と合意のうえ、当該信託金限度額を変更することができます。

＜商品分類＞

一般社団法人投資信託協会が定める「商品分類に関する指針」に基づくファンドの商品分類は以下の通りです。

なお、ファンドに該当する商品分類及び属性区分は下記の表中に網掛け表示しております。

(野村PIMCO・グローバル・アドバンテージ債券投信　Aコース)

《商品分類表》

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)

単位型	国　内	株　式
		債　券
	海　外	不動産投信
追加型		その他資産 （　）
	内　外	資産複合

《属性区分表》

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
株式	年1回	**グローバル (日本を含む)**		
一般				
大型株	年2回			
中小型株		日本		
	年4回			
債券		北米	ファミリーファンド	**あり (フルヘッジ)**
一般	年6回			
公債	(隔月)	欧州		
社債				
その他債券	**年12回**	アジア		
クレジット属性	**(毎月)**			
（　）		オセアニア		
	日々			
不動産投信		中南米		なし
	その他		**ファンド・オブ・ファンズ**	
その他資産 (投資信託証券 (債券 一般))	（　）	アフリカ		
		中近東 (中東)		
資産複合				
（　）		エマージング		
資産配分固定型				
資産配分変更型				

当ファンドは、ファンド・オブ・ファンズです。このため、組入れている資産を示す属性区分上の投資対象資産（その他資産（投資信託証券））と収益の源泉となる資産を示す商品分類上の投資対象資産（債券）とが異なります。

(野村PIMCO・グローバル・アドバンテージ債券投信　Bコース)

《商品分類表》

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)
単位型	国　内	株　式
		債　券
	海　外	不動産投信
追加型		その他資産 （　）
	内　外	資産複合

《属性区分表》

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
株式 一般 大型株 中小型株 債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット属性 （　）	年1回 年2回 年4回 年6回 (隔月) 年12回 (毎月) 日々 その他 （　）	グローバル (日本を含む) 日本 北米 欧州 アジア オセアニア 中南米 アフリカ 中近東 (中東) エマージング	ファミリーファンド ファンド・オブ・ファンズ	あり （　） なし
不動産投信 その他資産 (投資信託証券 (債券 一般) 資産複合 （　） 資産配分固定型 資産配分変更型				

当ファンドは、ファンド・オブ・ファンズです。このため、組入れている資産を示す属性区分上の投資対象資産（その他資産（投資信託証券））と収益の源泉となる資産を示す商品分類上の投資対象資産（債券）とが異なります。

※属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

上記、商品分類及び属性区分の定義については、下記をご覧ください。
なお、下記一般社団法人投資信託協会のホームページでもご覧頂けます。
《一般社団法人投資信託協会インターネットホームページアドレス》　http://www.toushin.or.jp/

◆一般社団法人投資信託協会が定める「商品分類に関する指針」に基づくファンドの商品分類及び属性区分は以下の通りです。（平成22年7月1日現在）

＜商品分類表定義＞
［単位型投信・追加型投信の区分］
(1)単位型投信…当初、募集された資金が一つの単位として信託され、その後の追加設定は一切行われないファンドをいう。
(2)追加型投信…一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいう。
［投資対象地域による区分］
(1)国内…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に国内の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
(2)海外…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に海外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
(3)内外…目論見書又は投資信託約款において、国内及び海外の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいう。
［投資対象資産(収益の源泉)による区分］
(1)株式…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式を源泉とする旨の記載があるものをいう。
(2)債券…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に債券を源泉とする旨の記載

があるものをいう。
(3)不動産投信(リート)…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に不動産投資信託の受益証券及び不動産投資法人の投資証券を源泉とする旨の記載があるものをいう。
(4)その他資産…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に上記(1)から(3)に掲げる資産以外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。なお、その他資産と併記して具体的な収益の源泉となる資産の名称記載も可とする。
(5)資産複合…目論見書又は投資信託約款において、上記(1)から(4)に掲げる資産のうち複数の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいう。

［独立した区分］
(1)MMF(マネー・マネージメント・ファンド)…「MMF等の運営に関する規則」に定めるMMFをいう。
(2)MRF(マネー・リザーブ・ファンド)…「MMF等の運営に関する規則」に定めるMRFをいう。
(3)ETF…投資信託及び投資法人に関する法律施行令（平成12年政令480号)第12条第1号及び第2号に規定する証券投資信託並びに租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第9条の4の2に規定する上場証券投資信託をいう。

［補足分類］
(1)インデックス型…目論見書又は投資信託約款において、各種指数に連動する運用成果を目指す旨の記載があるものをいう。
(2)特殊型…目論見書又は投資信託約款において、投資者に対して注意を喚起することが必要と思われる特殊な仕組みあるいは運用手法の記載があるものをいう。なお、下記の属性区分で特殊型の小分類において「条件付運用型」に該当する場合には当該小分類を括弧書きで付記するものとし、それ以外の小分類に該当する場合には当該小分類を括弧書きで付記できるものとする。

＜属性区分表定義＞

［投資対象資産による属性区分］

株式
(1)一般…次の大型株、中小型株属性にあてはまらない全てのものをいう。
(2)大型株…目論見書又は投資信託約款において、主として大型株に投資する旨の記載があるものをいう。
(3)中小型株…目論見書又は投資信託約款において、主として中小型株に投資する旨の記載があるものをいう。

債券
(1)一般…次の公債、社債、その他債券属性にあてはまらない全てのものをいう。
(2)公債…目論見書又は投資信託約款において、日本国又は各国の政府の発行する国債(地方債、政府保証債、政府機関債、国際機関債を含む。以下同じ。)に主として投資する旨の記載があるものをいう。
(3)社債…目論見書又は投資信託約款において、企業等が発行する社債に主として投資する旨の記載があるものをいう。
(4)その他債券…目論見書又は投資信託約款において、公債又は社債以外の債券に主として投資する旨の記載があるものをいう。
(5)格付等クレジットによる属性…目論見書又は投資信託約款において、上記(1)から(4)の「発行体」による区分のほか、特にクレジットに対して明確な記載があるものについては、上記(1)から(4)に掲げる区分に加え「高格付債」「低格付債」等を併記することも可とする。

不動産投信…これ以上の詳細な分類は行わないものとする。

その他資産…組入れている資産を記載するものとする。

資産複合…以下の小分類に該当する場合には当該小分類を併記することができる。
(1)資産配分固定型…目論見書又は投資信託約款において、複数資産を投資対象とし、組入比率については固定的とする旨の記載があるものをいう。なお、組み合わせている資産を列挙するものとする。
(2)資産配分変更型…目論見書又は投資信託約款において、複数資産を投資対象とし、組入比率については、機動的な変更を行なう旨の記載があるものもしくは固定的とする旨の記載がないものをいう。なお、組み合わせている資産を列挙するものとする。

［決算頻度による属性区分］
(1)年１回…目論見書又は投資信託約款において、年１回決算する旨の記載があるものをいう。
(2)年２回…目論見書又は投資信託約款において、年２回決算する旨の記載があるものをいう。
(3)年４回…目論見書又は投資信託約款において、年４回決算する旨の記載があるものをいう。
(4)年６回(隔月)…目論見書又は投資信託約款において、年６回決算する旨の記載があるものをいう。
(5)年12回(毎月)…目論見書又は投資信託約款において、年12回(毎月)決算する旨の記載があるものをいう。
(6)日々…目論見書又は投資信託約款において、日々決算する旨の記載があるものをいう。
(7)その他…上記属性にあてはまらない全てのものをいう。

［投資対象地域による属性区分(重複使用可能)］
(1)グローバル…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が世界の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。なお、「世界の資産」の中に「日本」を含むか含まないかを明確に記載するものとする。

(2)日本…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
(3)北米…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が北米地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
(4)欧州…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が欧州地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
(5)アジア…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本を除くアジア地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
(6)オセアニア…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益がオセアニア地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
(7)中南米…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が中南米地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
(8)アフリカ…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益がアフリカ地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
(9)中近東(中東)…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が中近東地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
(10)エマージング…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益がエマージング地域(新興成長国(地域))の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

［投資形態による属性区分］
(1)ファミリーファンド…目論見書又は投資信託約款において、親投資信託(ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除く。)を投資対象として投資するものをいう。
(2)ファンド・オブ・ファンズ…「投資信託等の運用に関する規則」第2条に規定するファンド・オブ・ファンズをいう。

［為替ヘッジによる属性区分］
(1)為替ヘッジあり…目論見書又は投資信託約款において、為替のフルヘッジ又は一部の資産に為替のヘッジを行う旨の記載があるものをいう。
(2)為替ヘッジなし…目論見書又は投資信託約款において、為替のヘッジを行なわない旨の記載があるもの又は為替のヘッジを行う旨の記載がないものをいう。

［インデックスファンドにおける対象インデックスによる属性区分］
(1)日経225
(2)TOPIX
(3)その他の指数…前記指数にあてはまらない全てのものをいう。

［特殊型］
(1)ブル・ベア型…目論見書又は投資信託約款において、派生商品をヘッジ目的以外に用い、積極的に投資を行うとともに各種指数・資産等への連動若しくは逆連動(一定倍の連動若しくは逆連動を含む。)を目指す旨の記載があるものをいう。
(2)条件付運用型…目論見書又は投資信託約款において、仕組債への投資またはその他特殊な仕組みを用いることにより、目標とする投資成果(基準価額、償還価額、収益分配金等)や信託終了日等が、明示的な指標等の値により定められる一定の条件によって決定される旨の記載があるものをいう。
(3)ロング・ショート型／絶対収益追求型…目論見書又は投資信託約款において、特定の市場に左右されにくい収益の追求を目指す旨若しくはロング・ショート戦略により収益の追求を目指す旨の記載があるものをいう。
(4)その他型…目論見書又は投資信託約款において、上記(1)から(3)に掲げる属性のいずれにも該当しない特殊な仕組みあるいは運用手法の記載があるものをいう。

（２）【ファンドの沿革】

平成21年6月26日　　信託契約締結、ファンドの設定日、運用開始

（３）【ファンドの仕組み】

◆各コース共通

注）以下の図表中※については下記の表よりそれぞれあてはめてご覧ください。

	Aコース	Bコース
※	JPY, Hedged	JPY

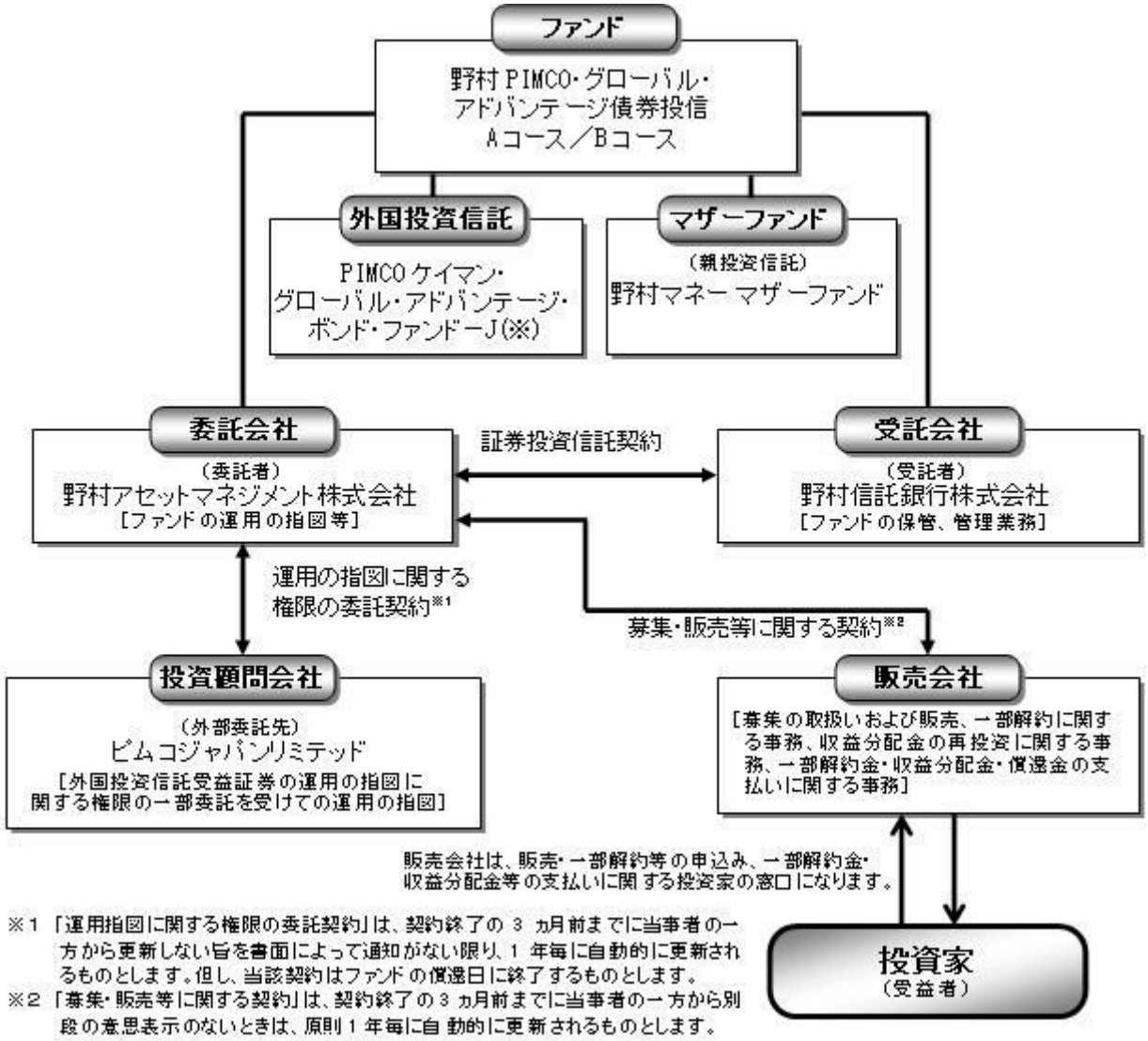

■ファンド・オブ・ファンズ方式について■

ファンドは「PIMCOケイマン・グローバル・アドバンテージ・ボンド・ファンドーJ(※)」および「野村マネー　マザーファンド」を投資対象とするファンド・オブ・ファンズ方式で運用します。

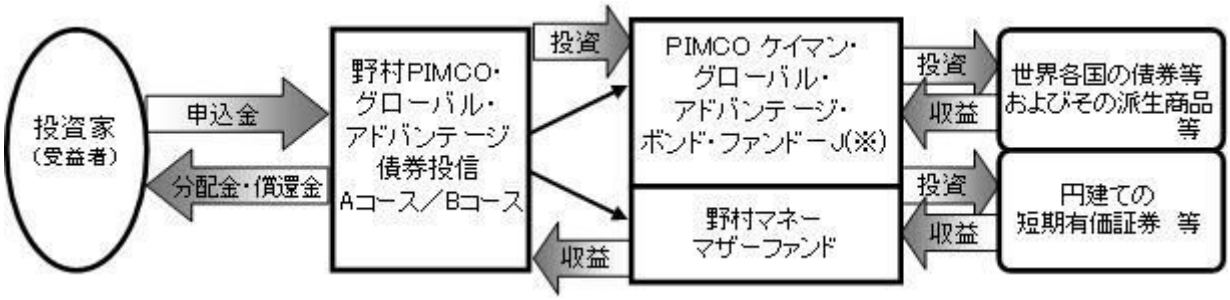

＊マザーファンドの運用の方針等については、「第１ ファンドの状況　２ 投資方針(参考)マザーファンドの概要」をご参照ください。

＊販売会社との契約によっては、分配金は税引き後無手数料で再投資されます。

＊各ファンドは、コマーシャル・ペーパー等の短期有価証券ならびに短期金融商品等に直接投資する場合があります。

■委託会社の概況(平成27年7月末現在)■

・名称

野村アセットマネジメント株式会社

・本店の所在の場所

東京都中央区日本橋一丁目12番１号

・資本金の額

17,180百万円

・会社の沿革

昭和34年(1959年)12月１日	**野村證券投資信託委託株式会社として設立**
平成９年(1997年)10月１日	**投資顧問会社である野村投資顧問株式会社と合併して野村アセット・マネジメント投信株式会社に商号を変更**
平成12年(2000年)11月１日	**野村アセットマネジメント株式会社に商号を変更**
平成15年（2003年）6月27日	**委員会等設置会社へ移行**

・大株主の状況

名称	住所	所有株式数	比率
野村ホールディングス株式会社	東京都中央区日本橋一丁目９番１号	5,150,693株	100%

2【投資方針】

（1）【投資方針】

＜Aコース＞

「PIMCOケイマン・グローバル・アドバンテージ・ボンド・ファンド－J（JPY, Hedged）」受益証券および「野村マネー　マザーファンド」受益証券への投資比率は、通常の状況においては、「PIMCOケイマン・グローバル・アドバンテージ・ボンド・ファンド－J（JPY, Hedged）」受益証券への投資を中心とします※。また、各受益証券への投資比率には特に制限は設けず、各投資対象ファンドの収益性および流動性ならびに当ファンドの資金動向等を勘案のうえ決定することを基本とします。

※通常の状況においては、「PIMCOケイマン・グローバル・アドバンテージ・ボンド・ファンド－J（JPY, Hedged）」受益証券への投資比率は、概ね90%以上を目処とします。

・「PIMCOケイマン・グローバル・アドバンテージ・ボンド・ファンド－J（JPY, Hedged）」は、世界各国（新興国を含みます。）の国債、政府機関債、国際機関債、社債、モーゲージ債、アセット・バック証券、物価連動債、仕組債等およびその派生商品に投資を行ないます。

外貨建資産については、原則として為替ヘッジ（先進国通貨等による代替ヘッジを含みます）により為替変動リスクの低減を図ることを基本とします。

詳しくは後述の「(参考)投資対象とする外国投資信託について」をご参照ください。

・「野村マネー　マザーファンド」は、円建ての公社債等に投資を行ない、安定した収益と流動性の確保を図るこ

とを目的として運用を行ないます。詳しくは後述の「(参考)マザーファンドの概要」をご参照ください。

＜Bコース＞

「PIMCOケイマン・グローバル・アドバンテージ・ボンド・ファンド－J（JPY）」受益証券および「野村マネー　マザーファンド」受益証券への投資比率は、通常の状況においては、「PIMCOケイマン・グローバル・アドバンテージ・ボンド・ファンド－J（JPY）」受益証券への投資を中心とします※。

また、各受益証券への投資比率には特に制限は設けず、各投資対象ファンドの収益性および流動性ならびに当ファンドの資金動向等を勘案のうえ決定することを基本とします。

※通常の状況においては、「PIMCOケイマン・グローバル・アドバンテージ・ボンド・ファンド－J（JPY）」受益証券への投資比率は、概ね90%以上を目処とします。

・「PIMCOケイマン・グローバル・アドバンテージ・ボンド・ファンド－J（JPY）」は、世界各国（新興国を含みます。）の国債、政府機関債、国際機関債、社債、モーゲージ債、アセット・バック証券、物価連動債、仕組債等およびその派生商品に投資を行ないます。
外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行ないません。
詳しくは後述の「(参考)投資対象とする外国投資信託について」をご参照ください。

・「野村マネー　マザーファンド」は、円建ての公社債等に投資を行ない、安定した収益と流動性の確保を図ることを目的として運用を行ないます。詳しくは後述の「(参考)マザーファンドの概要」をご参照ください。

◆各ファンドは「ピムコジャパンリミテッド」に外国投資信託受益証券の運用に関する権限を委託します。

運用にあたっては、運用の指図に関する権限のうち、次に関する権限を次の者に委託します。

◆委託する範囲　：外国投資信託受益証券の運用
◆委託先名称　：ピムコジャパンリミテッド
◆委託先所在地　：東京都港区
◆委託に係る費用　：上記の委託を受けた者が受ける報酬は、委託者が受ける報酬から支払うものとし、その報酬額は、各ファンドの信託財産に属する運用の指図に関する権限を委託する外国投資信託受益証券の時価総額の合計額の日々の平均値に、以下の率を乗じて得た金額とします。

時価総額の合計額の平均値	率
250億円以下の部分	年0.55%
250億円超500億円以下の部分	年0.53%
500億円超1,000億円以下の部分	年0.47%
1,000億円超の部分	年0.42%

※運用の指図に関する権限の委託を中止または委託の内容を変更する場合があります。

■ピムコジャパンリミテッドについて■

◆PIMCO（パシフィック・インベストメント・マネジメント・カンパニー・エルエルシー）グループの日本の拠点で、1997年に設立されました。

◆PIMCOは1971年に米国に設立された世界有数の債券運用に高い専門性を有する資産運用会社であり、ドイツのミュンヘンに拠点を置く総合金融グループであるアリアンツSEの傘下にあります。

◆PIMCOは、グローバルな拠点展開により世界の債券市場のセクターを広範にカバーする充実した運用調査体制を有し、幅広い投資プロダクトを提供しています。

資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

（2）【投資対象】

世界各国（新興国*を含みます。）の国債、政府機関債、国際機関債、社債、モーゲージ債、アセット・バック証券、物価連動債、仕組債等およびその派生商品を実質的な主要投資対象※とします。

＊「新興国」とは、いわゆる先進国を除く諸国で、一般にエマージング・カントリー、発展途上国、中所得国および低所得国などと認識される国々をいいます。

※各ファンドは、各々以下の円建ての外国投資信託および円建ての国内籍の投資信託である「野村マネー　マザーファンド」を主要投資対象とします。なお、コマーシャル・ペーパー等の短期有価証券ならびに短期金融商品等に直接投資する場合があります。

Aコース	PIMCOケイマン・グローバル・アドバンテージ・ボンド・ファンド-J（JPY, Hedged）
	野村マネー　マザーファンド
Bコース	PIMCOケイマン・グローバル・アドバンテージ・ボンド・ファンド-J（JPY）
	野村マネー　マザーファンド

◆デリバティブの直接利用は行ないません。

■「PIMCOケイマン・グローバル・アドバンテージ・ボンド・ファンド－J(JPY,Hedged)／J(JPY)」の主要投資対象■

◆世界各国（新興国を含みます。）の国債、政府機関債、国際機関債、社債、モーゲージ債、アセット・バック証券、物価連動債、仕組債等およびその派生商品を主要投資対象とします。

◆デリバティブの利用は、ヘッジ目的に限定しません。

◆詳しくは後述の「(参考)投資対象とする外国投資信託について」をご覧ください。

■「野村マネー　マザーファンド」の主要投資対象■

◆円建ての短期有価証券を主要投資対象とします。

◆デリバティブの使用は、ヘッジ目的に限定します。

◆投資対象については後述の「(参考)マザーファンドの概要」をご参照ください。

＜「Aコース」「Bコース」共通＞

①投資の対象とする資産の種類(約款第15条)

この信託において投資の対象とする資産（本邦通貨表示のものに限ります。）の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定め

るものをいいます。以下同じ。）

イ．有価証券

ロ．約束手形（イに掲げるものに該当するものを除きます。）

ハ．金銭債権（イ及びロに掲げるものに該当するものを除きます。）

2. 次に掲げる特定資産以外の資産

イ．為替手形

②有価証券の指図範囲(約款第16条第1項)

委託者（委託者から委託を受けた者を含みます。）は、信託金を、円建ての外国投資信託である(※)受益証券および野村アセットマネジメント株式会社を委託者とし、野村信託銀行株式会社を受託者として締結された親投資信託である野村マネー　マザーファンド受益証券のほか、次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除くものとし、本邦通貨表示のものに限ります。）に投資することを指図します。

1. コマーシャル・ペーパーおよび短期社債等
2. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前号の証券の性質を有するもの
3. 国債証券、地方債証券、特別の法律により法人の発行する債券および社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券および短期社債等を除きます。）
4. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）

なお、第3号の証券を以下「公社債」といい、公社債にかかる運用の指図は買い現先取引（売戻し条件付の買い入れ）および債券貸借取引（現金担保付き債券借入れ）に限り行なうことができるものとします。

(注)上記(※)印となっている箇所は、下記のようにそれぞれあてはめてご覧願います。

Aコース	PIMCOケイマン・グローバル・アドバンテージ・ボンド・ファンド-J（JPY, Hedged）
Bコース	PIMCOケイマン・グローバル・アドバンテージ・ボンド・ファンド-J（JPY）

③金融商品の指図範囲(約款第16条第2項)

委託者は、信託金を、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託（上記「(2)投資対象 ②有価証券の指図範囲」に掲げるものを除く。）
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形

(参考)投資対象とする外国投資信託について

PIMCOケイマン･グローバル･アドバンテージ･ボンド･ファンドーJ (JPY, Hedged)／J (JPY)

(ケイマン諸島籍円建外国投資信託)

＜運用の基本方針＞	
主要投資対象	世界各国（新興国を含みます。）の国債、政府機関債、国際機関債、社債、モーゲージ債、アセット・バック証券、物価連動債、仕組債等およびその派生商品（オプション取引、先物取引、スワップ取引等）

投資方針	・世界各国（新興国を含みます。）の国債、政府機関債、国際機関債、社債、モーゲージ債、アセット・バック証券、物価連動債、仕組債等およびその派生商品を主要投資対象とし、トータルリターンの最大化を目指します。 ・ファンドには2つのクラス（J(JPY，Hedged)／J(JPY)）があり、J(JPY，Hedged)は、「PIMCOグローバル・アドバンテージ・ボンド・インデックス（カスタムヘッジ・円ベース）」を、J(JPY)は、「PIMCOグローバル・アドバンテージ・ボンド・インデックス（ヘッジなし・円ベース）」を、それぞれベンチマークとします。※ ※ファンドが投資対象とする外国投資信託のベンチマークである「PIMCOグローバル・アドバンテージ・ボンド・インデックス」は、以下の特長を持つインデックスです。 1. 国内総生産（GDP）に基づく加重配分により主要地域別の比率を決定します。 2. 対象国を先進国のみならず新興国まで拡げ、より広範な市場を対象とします。 3. 国債、社債、モーゲージ債、物価連動債、金利スワップ債、さまざまな債券種別、債券投資ツールを採用します。 PIMCOグローバル・アドバンテージ・ボンド・インデックス（GLADI）の一部の特長については、特許取得済みです（米国特許番号：8,306,892）。「GLOBAL ADVANTAGE（グローバル・アドバンテージ）」と「GLADI」はPIMCO（パシフィック・インベストメント・マネジメント・カンパニー・エルエルシー）の商標です。 GLADIはPIMCOとは独立したグローバルなインデックスであり、プロバイダーであるBofAメリルリンチ社（Bank of America Merrill Lynch）によって管理、計算されています。BofAメリルリンチ社は、インデックスの構築方法に基づいたインデックスの作成、インデックス構成銘柄の確認、その他のインデックス・データの計算に関わる全ての技術的な事柄に対応します。 ・通常、純資産総額の80%以上を、債券およびその派生商品に投資します。 ・通常、ポートフォリオのデュレーションは、8年以下とします。 ・通常、通貨配分については、ベンチマークにおける各通貨の比率の±10%以内とします。 ・J(JPY，Hedged)の外貨建資産については、原則として為替ヘッジ（先進国通貨等による代替ヘッジを含みます。）により為替変動リスクの低減を図ることを基本とします。J(JPY)の外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行ないません。
主な投資制限	・ムーディーズ社によるBaa格（スタンダード＆プアーズ社によるBBB格、もしくはフィッチ社によるBBB格、またはその他の一般的に認められた格付機関による同等格の格付）未満の格付の債券（格付がない場合は同等の信用度を有すると投資顧問会社が判断するものを含みます。）への投資比率は15%以内とします。 ・株式への投資は行ないません。株式への投資は転換社債を転換したものに限ります。 ・同一発行体の発行する債券への投資割合は、純資産総額の5%以内とします。ただし、各国政府、その他政府の部局、政府系機関、政府系企業が発行し、または保証した債券は、この限りではありません。 ・デリバティブの利用は、ヘッジ目的に限定しません。
収益分配方針	毎月、利子収入および売買益等から分配を行なう方針です。
償還条項	受益者の利益に反する場合、受益者による償還決議がなされた場合、その他、やむを得ない事情が発生した場合等には、ファンドを償還する場合があります。
＜主な関係法人＞	
受託会社	ブラウン・ブラザーズ・ハリマン・トラスト・カンパニー（ケイマン）・リミテッド
投資顧問会社	パシフィック・インベストメント・マネジメント・カンパニー・エルエルシー
管理事務代行会社 保管受託銀行	ブラウン・ブラザーズ・ハリマン・アンド・カンパニー
名義書換事務受託会社	ブラウン・ブラザーズ・ハリマン・（ルクセンブルグ）・エス・シー・エー
＜管理報酬等＞	
信託報酬	なし
申込手数料	なし
信託財産留保額	なし

その他の費用	信託財産に関する租税、組入有価証券の売買時の売買委託手数料、信託事務の処理に要する費用および信託財産の監査に要する費用、外貨建資産の保管などに要する費用、借入金の利息および立替金の利息、訴訟費用および損害賠償費用等。

上記のほか、一般社団法人投資信託協会の定めるファンド・オブ・ファンズ組入投資信託および投資法人の要件を満たしております。

［運用体制］

PIMCOのポートフォリオ・マネジメント・グループはチーム体制で運営されており、合議制を可能にするためにハブ＆スポークス型のシステムをとっております。即ち、上席ポートフォリオ・マネージャーで構成されるインベストメント・コミッティーがチームの中心でハブとしての役割を果たし、各債券セクターのスペシャリスト・ポートフォリオ・マネージャーからのあらゆる債券セクターの情報や戦略面でのアイディアを受け取り、ポートフォリオ・マネジメント・グループ内で日々緊密に連絡をとりながら投資戦略の立案・実行が行われます。
尚、実効性のあるリスク管理を行うため、PIMCOでは全ての取引及びポートフォリオについて、ポートフォリオ・マネジメント、アカウント・マネジメント、リーガル／コンプライアンスの独立した3部門が互いに牽制し合う形でモニターする体制が採られております。

(参考)マザーファンドの概要

「野村マネー　マザーファンド」
運　用　の　基　本　方　針

約款第13条に基づき委託者の定める方針は、次のものとします。

1.基本方針

この投資信託は、本邦通貨表示の公社債等に投資を行ない、安定した収益と流動性の確保を図ることを目的として運用を行ないます。

2.運用方法

(1)投資対象

本邦通貨表示の短期有価証券を主要投資対象とします。

(2)投資態度

①残存期間の短い公社債やコマーシャル・ペーパー等の短期有価証券への投資により利息等収益の確保を図り、あわせてコール・ローンなどで運用を行なうことで流動性の確保を図ります。

②資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

(3)投資制限

①株式への投資は行ないません。

②外貨建資産への投資は行ないません。

③有価証券先物取引等は約款第14条の範囲で行ないます。

④スワップ取引は約款第15条の範囲で行ないます。

⑤一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えることとなるデリバティブ取引等（同規則に定めるデリバティブ取引等をいいま

す。）の利用は行ないません。

⑥一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、同規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。

■「野村マネー　マザーファンド」の運用体制等について■

経済調査部署による国内外の経済調査および発行体の信用力調査をもとに、運用担当者が債券・短期金融商品等の銘柄選定やポートフォリオの構築を行ないます。運用審査部署がファンドのリスク管理・分析を行ない、モニタリング・分析結果を運用チームに提供します。

（3）【運用体制】

ファンドの運用体制は以下の通りです。

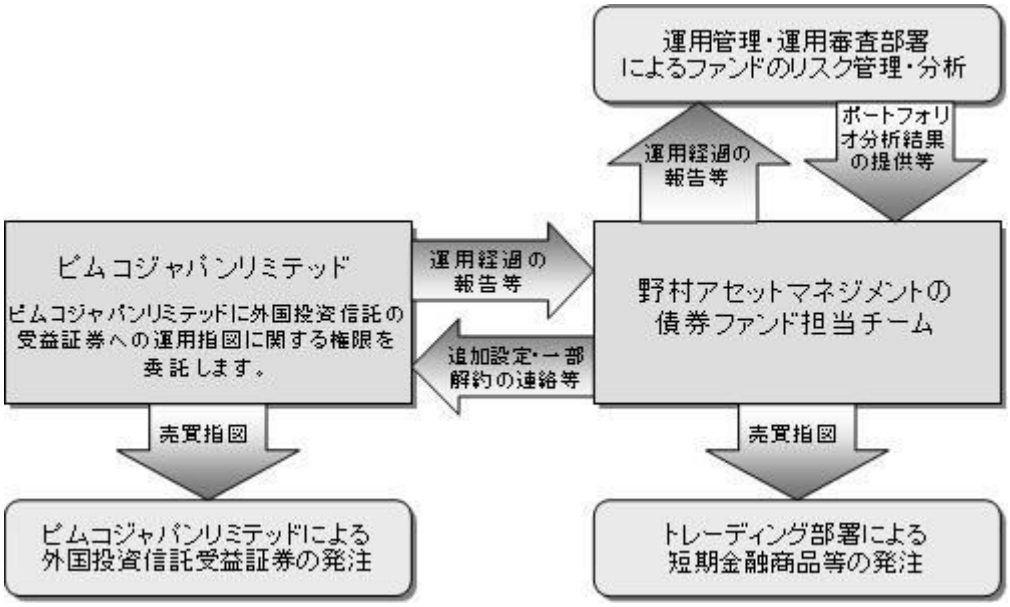

当社では、ファンドの運用に関する社内規程として、運用担当者に関する規程並びにスワップ取引、信用リスク管理、資金の借入、外国為替の予約取引等、信用取引等に関して各々、取扱い基準を設けております。

ファンドを含む委託会社における投資信託の内部管理及び意思決定を監督する組織等は以下の通りです。

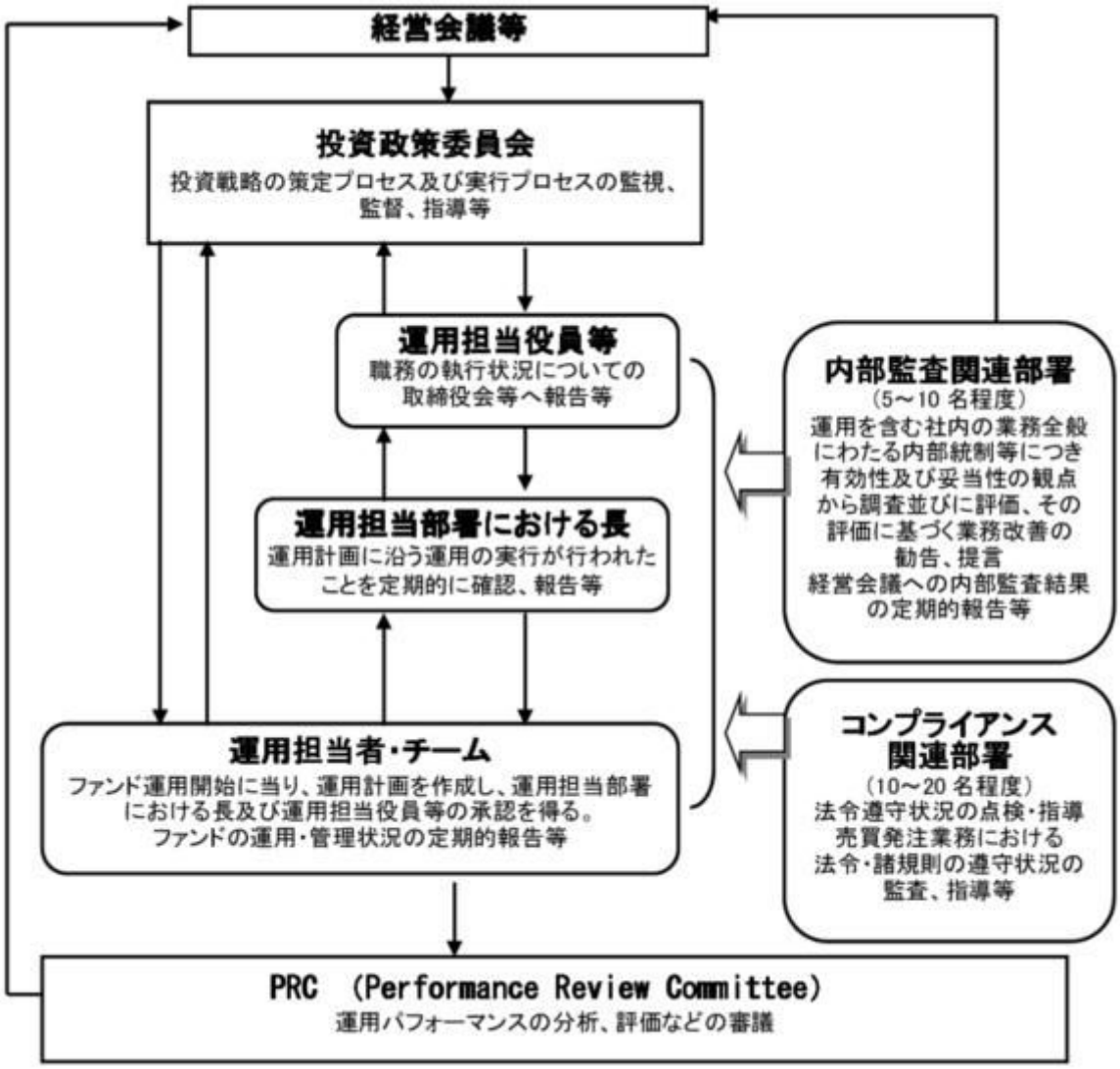

≪委託会社によるファンドの関係法人（販売会社を除く）に対する管理体制等≫

当社では、「受託会社」または受託会社の再信託先に対しては、日々の純資産照合、月次の勘定残高照合などを行っています。また、受託業務の内部統制の有効性についての監査人による報告書を、受託会社より受け取っております。

運用の外部委託を行う場合、「運用の外部委託先」に対しては、外部委託先が行った日々の約定について、投資ガイドラインに沿ったものであるかを確認しています。また、コンプライアンスレポートの提出を義務付け、定期的に管理状況に関する報告を受けています。さらに、外部委託先の管理体制、コンプライアンス体制等について調査ならびに評価を行い、定期的に商品に関する委員会に報告しています。

ファンドの運用体制等は今後変更となる場合があります。

（4）【分配方針】

毎月の毎決算時に、原則として以下の方針に基づき分配を行ないます。

①分配対象額の範囲は、経費控除後の繰越分を含めた利子・配当等収益と売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。

②収益分配金額は、上記①の範囲で委託者が決定するものとし、原則として利子・配当等収益等を中心に安定分配を行ないます。ただし、基準価額水準等によっては売買益等が中心となる場合があります。

③留保益の運用については、特に制限を設けず、委託者の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行ないます。

※利子・配当等収益とは、配当金、利子、貸付有価証券に係る品貸料およびこれ等に類する収益から支払利息を控除した額で、諸経費、監査費用、当該監査費用に係る消費税等に相当する金額、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除した後その残金を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配金にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。

※売買益とは、売買損益に評価損益を加減した利益金額で、諸経費、監査費用、当該監査費用に係る消費税等に相当する金額、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。

※毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰り越します。

＊委託会社の判断により分配を行なわない場合もあります。また、将来の分配金の支払いおよびその金額について示唆、保証するものではありません。

◆ファンドの決算日

原則として**毎月25日**（休業日の場合は翌営業日）を決算日とします。

◆分配金のお支払い

お客様と販売会社とのご契約によって、以下の通りとなります。

［分配金をお支払いする契約の場合］

決算日から起算して5営業日までに支払いを開始いたします。※1

［分配金を再投資する契約の場合］

分配金は税引き後無手数料で再投資されます。※2

※1　分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる決算日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に、原則として決算日から起算して5営業日までに支払いを開始します。

※2　再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

■分配金に関する留意点■

●分配金は、預貯金の利息とは異なりファンドの純資産から支払われますので、分配金支払い後の純資産はその相当額が減少することとなり、基準価額が下落する要因となります。

●ファンドは、計算期間中に発生した運用収益（経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて分配を行なう場合があります。したがって、ファンドの分配金の水準は必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示唆するものではありません。

・計算期間中に運用収益があった場合においても、当該運用収益を超えて分配を行なった場合、当期決算日の基準価額は前期決算日の基準価額と比べて下落することになります。

※分配金は、分配方針に基づき、分配対象額から支払われます。
分配対象額とは、①経費控除後の配当等収益②経費控除後の評価益を含む売買益③分配準備積立金④収益調整金です。

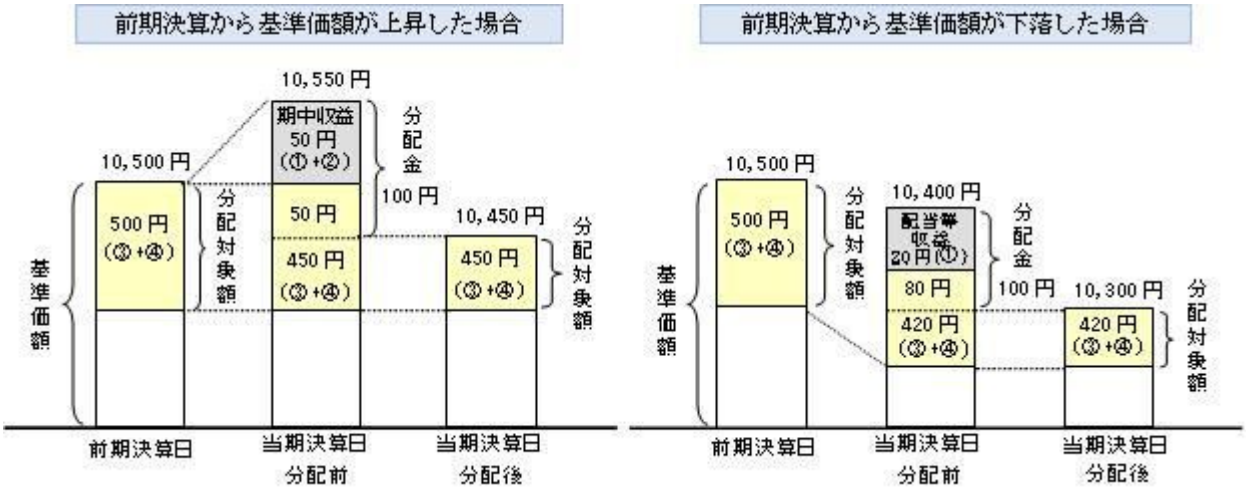

●投資者の個別元本（追加型投資信託を保有する投資者毎の取得元本）の状況によっては、分配金額の一部または全部が、実質的に元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりが小さかった場合も同様です。

◇普通分配金・・・	分配金落ち後の基準価額が投資者の個別元本と同額の場合または投資者の個別元本を上回っている場合には分配金の全額が普通分配金となります。
◇元本払戻金・・・（特別分配金）	分配金落ち後の基準価額が投資者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が元本払戻金（特別分配金）となります。

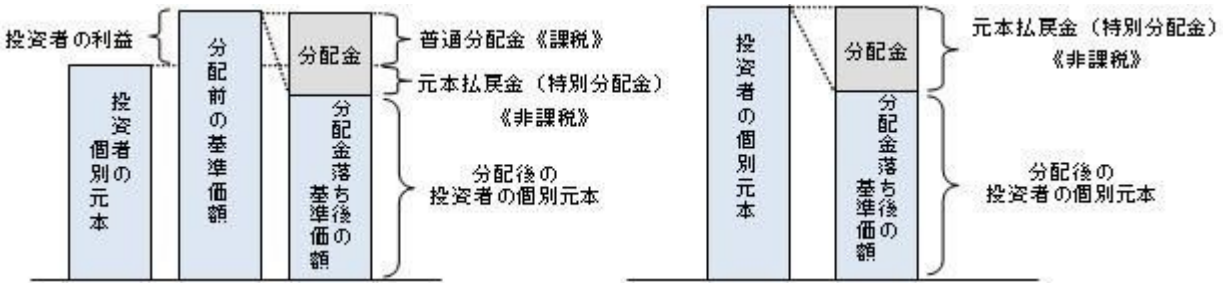

※投資者が元本払戻金（特別分配金）を受け取った場合、分配金発生時にその個別元本から元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の投資者の個別元本となります。

（注）普通分配金に対する課税については、後述の「4　手数料等及び税金　(5)課税上の取扱い」をご覧ください。

※上記はイメージ図であり、実際の分配金額や基準価額について示唆、保証するものではありません。

（５）【投資制限】

＜「Aコース」「Bコース」共通＞

①投資信託証券への投資割合(運用の基本方針　２　運用方法　(3)投資制限)

投資信託証券への投資割合には制限を設けません。

②外貨建資産への投資割合(運用の基本方針　２　運用方法　(3)投資制限)

外貨建資産への直接投資は行ないません。

③デリバティブの使用(運用の基本方針　２　運用方法　(3)投資制限)

デリバティブの直接利用は行ないません。

※一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えることとなるデリバティブ取引等（同規則に定めるデリバティブ取引等をいいます。）の実質的な利用は行ないません。

④株式への投資割合(運用の基本方針　２　運用方法　(3)投資制限)

株式への直接投資は行ないません。

⑤同一銘柄の投資信託証券への投資割合(運用の基本方針　2　運用方法　(3)投資制限)

同一銘柄の投資信託証券への投資割合には制限を設けません。

⑥公社債の借入れ(約款第20条)

(ⅰ)委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行なうにあたり担保の提供が必要と認めたときは、担保の提供の指図を行なうものとします。

(ⅱ)上記(ⅰ)の指図は、当該借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。

(ⅲ)信託財産の一部解約等の事由により、上記(ⅱ)の借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する借入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。

(ⅳ)上記(ⅰ)の借入れにかかる品貸料は信託財産中から支弁します。

⑦資金の借入れ(約款第27条)

(ⅰ)委託者は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性をはかるため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行なわないものとします。

(ⅱ)一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、有価証券等の解約代金および有価証券等の償還金の合計額を限度とします。ただし、資金の借入額は、借入れ指図を行なう日における信託財産の純資産総額の10%を超えないこととします。

(ⅲ)収益分配金の再投資にかかる借入期間は信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。

(ⅳ)借入金の利息は信託財産中より支弁します。

3【投資リスク】

≪基準価額の変動要因≫

ファンドの基準価額は、投資を行なっている有価証券等の値動きによる影響を受けますが、これらの運用による損益はすべて投資者の皆様に帰属します。

したがって、ファンドにおいて、投資者の皆様の投資元金は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元金が割り込むことがあります。なお、投資信託は預貯金と異なります。

[債券価格変動リスク]

債券（公社債等）は、市場金利や信用度の変動により価格が変動します。ファンドは実質的に債券に投資を行ないますので、これらの影響を受けます。特にファンドの実質的な投資対象に含まれる新興国の債券価格の変動は、先進国以上に大きいものになることが予想されます。

[為替変動リスク]

「Bコース」は、実質組入外貨建資産について、原則として為替ヘッジを行ないませんので、為替変動の影響を受けます。

「Aコース」は、実質組入外貨建資産について、原則として為替ヘッジにより為替変動リスクの低減を図ることを基本としますが、為替変動リスクを完全に排除できるわけではありません。なお、現地通貨による直接ヘッジのほか先進国通貨を用いた代替ヘッジを行なう場合がありますが、その場合、通貨間の値動きが異なる場合が想定され、十分な為替ヘッジ効果が得られないことがあります。また、円金利がヘッジ対象通貨の金利より低い場合、その金利差相当分のヘッジコストがかかるため、基準価額の変動要因となります。

なお、各ファンドの実質的な投資対象に含まれる新興国の通貨については、先進国の通貨に比べ流動性が低い状況となる可能性が高いこと等から、当該通貨の為替変動は先進国以上に大きいものになることも想定されます。

※基準価額の変動要因は上記に限定されるものではありません。

≪その他の留意点≫

- **◆ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。**
- **◆資金動向、市況動向等によっては、また、不慮の出来事等が起きた場合には、投資方針に沿った運用ができない場合があります。**
- **◆ファンドが実質的に組み入れる有価証券の発行体において、利払いや償還金の支払いが滞る可能性があります。**
- **◆有価証券への投資等ファンドにかかる取引にあたっては、取引の相手方の倒産等により契約が不履行になる可能性があります。**
- **◆投資対象とするマザーファンドにおいて、他のベビーファンドの資金変動等に伴なう売買等が生じた場合などには、ファンドの基準価額に影響を及ぼす場合があります。**

≪委託会社におけるリスクマネジメント体制≫

<u>リスク管理関連の委員会</u>

◆パフォーマンスの考査

投資信託の信託財産についてパフォーマンスに基づいた定期的な考査（分析、評価）の結果の報告、審議を行ないます。

◆運用リスクの管理

投資信託の信託財産の運用リスクを把握、管理し、その結果に基づき運用部門その他関連部署への是正勧告を行なうことにより、適切な管理を行ないます。

リスク管理体制図

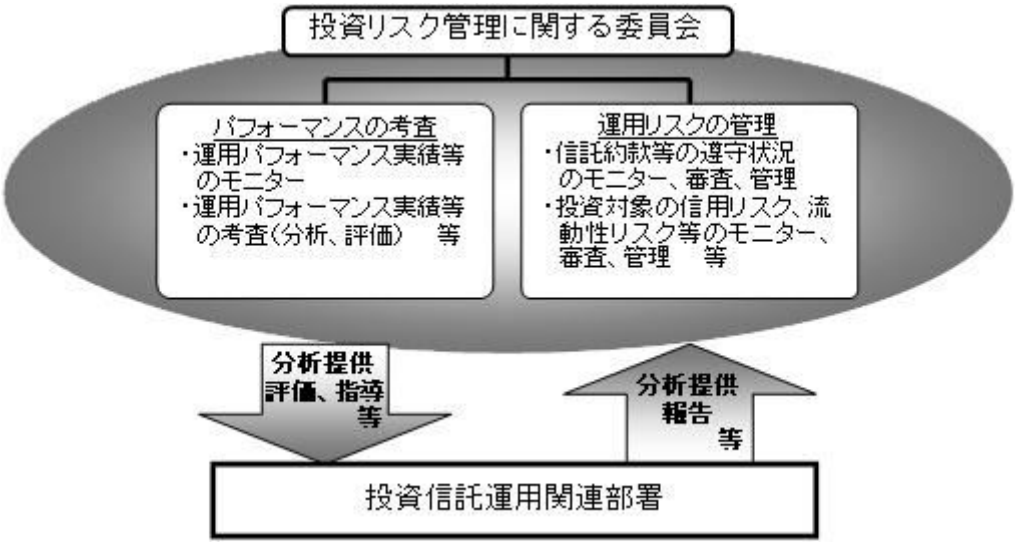

※投資リスクに関する管理体制等は今後変更となる場合があります。

リスクの定量的比較 （2010年8月末～2015年7月末：月次）

〈ファンドの年間騰落率および分配金再投資基準価額の推移〉　〈ファンドと代表的な資産クラスとの騰落率の比較〉

●Aコース

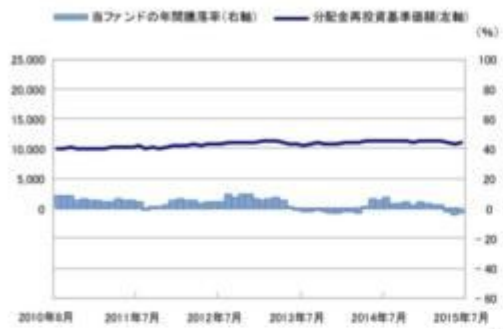

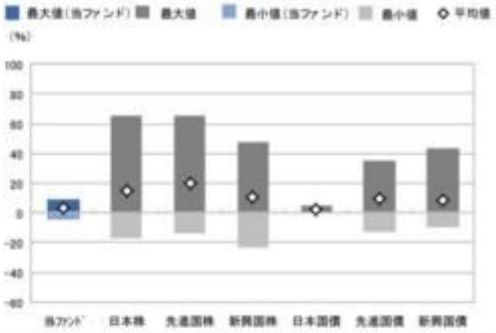

	当ファンド	日本株	先進国株	新興国株	日本国債	先進国債	新興国債
最大値(%)	9.5	65.0	65.7	47.4	4.5	34.9	43.7
最小値(%)	△ 4.1	△ 17.0	△ 13.6	△ 22.8	0.4	△ 12.7	△ 10.1
平均値(%)	3.3	14.9	20.1	10.6	2.4	9.3	8.5

- 分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算したものです。2010年8月末を10,000として指数化しております。
- 年間騰落率は、2010年8月から2015年7月の5年間の各月末における1年間の騰落率を表示したものです。

- 全ての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。
- 2010年8月から2015年7月の5年間の各月末における1年間の騰落率の最大値・最小値・平均値を表示したものです。
- 決算日に対応した数値とは異なります。
- 当ファンドは分配金再投資基準価額の騰落率です。

●Bコース

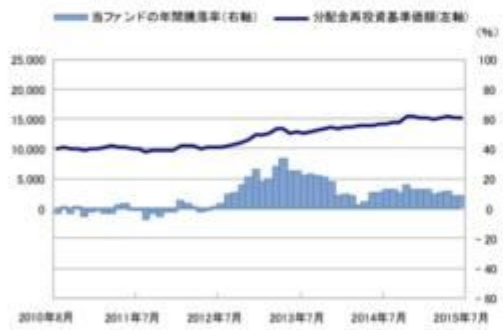

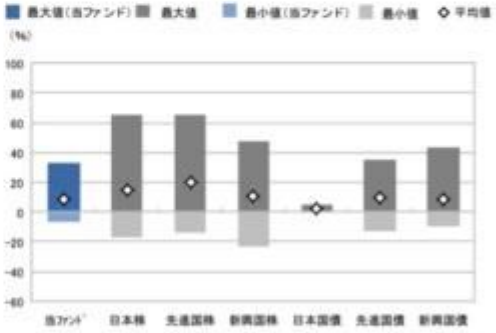

	当ファンド	日本株	先進国株	新興国株	日本国債	先進国債	新興国債
最大値(%)	33.2	65.0	65.7	47.4	4.5	34.9	43.7
最小値(%)	△ 6.8	△ 17.0	△ 13.6	△ 22.8	0.4	△ 12.7	△ 10.1
平均値(%)	8.3	14.9	20.1	10.6	2.4	9.3	8.5

- 分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算したものです。2010年8月末を10,000として指数化しております。
- 年間騰落率は、2010年8月から2015年7月の5年間の各月末における1年間の騰落率を表示したものです。

- 全ての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。
- 2010年8月から2015年7月の5年間の各月末における1年間の騰落率の最大値・最小値・平均値を表示したものです。
- 決算日に対応した数値とは異なります。
- 当ファンドは分配金再投資基準価額の騰落率です。

※分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算しており、実際の基準価額と異なる場合があります。

<代表的な資産クラスの指数>
○日本株：東証株価指数（TOPIX）（配当込み）
○先進国株：MSCI-KOKUSAI指数（配当込み、円ベース）
○新興国株：MSCIエマージング・マーケット・インデックス（配当込み、円ベース）
○日本国債：NOMURA-BPI国債
○先進国債：シティ世界国債インデックス（除く日本、ヘッジなし・円ベース）
○新興国債：JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス－エマージング・マーケッツ・グローバル・ディバーシファイド（円ベース）

■代表的な資産クラスの指数の著作権等について■

○東証株価指数（TOPIX）（配当込み）・・・東証株価指数（TOPIX）（配当込み）は、株式会社東京証券取引所（㈱東京証券取引所）の知的財産であり、指数の算出、指数値の公表、利用など同指数に関するすべての権利は、㈱東京証券取引所が有しています。なお、本商品は、㈱東京証券取引所により提供、保証又は販売されるものではなく、㈱東京証券取引所は、ファンドの発行又は売買に起因するいかなる損害に対しても、責任を有しません。
○MSCI-KOKUSAI指数（配当込み、円ベース）、MSCIエマージング・マーケット・インデックス（配当込み、円ベース）・・・MSCI-KOKUSAI指数（配当込み、円ベース）、MSCIエマージング・マーケット・インデックス（配当込み、円ベース）は、MSCIが開発した指数です。同指数に対する著作権、知的所有権その他一切の権利はMSCIに帰属します。またMSCIは、同指数の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有しています。
○NOMURA-BPI国債・・・NOMURA-BPI国債の知的財産権は、野村證券株式会社に帰属します。なお、野村證券株式会社は、NOMURA-BPI国債の正確性、完全性、信頼性、有用性を保証するものではなく、NOMURA-BPI国債を用いて行われる野村アセットマネジメント株式会社の事業活動、サービスに関し一切責任を負いません。
○シティ世界国債インデックス（除く日本、ヘッジなし・円ベース）・・・「シティ世界国債インデックス（除く日本、ヘッジなし・円ベース）」は、Citigroup Index LLCが開発した日本を除く世界主要国の国債の総合投資収益を各市場の時価総額で加重平均した債券インデックスで、Citigroup Index LLCの知的財産であり、指数に関するすべての権利は、Citigroup Index LLCが有しています。
○JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス－エマージング・マーケッツ・グローバル・ディバーシファイド（円ベース）・・・「JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス－エマージング・マーケッツ・グローバル・ディバーシファイド（円ベース）」（ここでは「指数」とよびます）についてここに提供された情報は、指数のレベルも含め、但しそれに限定することなく、情報としてのみ使用されるものであり、金融商品の売買を勧誘、何らかの売買の公式なコンファメーション、或いは指数に関連する何らかの商品の価値や値段を決めるものでもありません。また、投資戦略や税金における会計アドバイスを法的に推奨するものでもありません。ここに含まれる市場価格、データ、その他の情報は確かなものと考えられますが、JPMorgan Chase & Co. 及びその子会社（以下、JPM）がその完全性や正確性を保証するものではありません。含まれる情報は通知なしに変更されることがあります。過去のパフォーマンスは将来のリターンを示唆するものではありません。本資料に含まれる発行体の金融商品について、JPMやその従業員がロング・ショート両方を含めてポジションを持ったり、売買を行ったり、またはマーケットメークを行ったりすることがあり、また、発行体の引受人、プレースメント・エージェンシー、アドバイザー、または貸主になっている可能性もあります。
米国のJ.P. Morgan Securities LLC（ここでは「JPMSLLC」と呼びます）（「指数スポンサー」）は、指数に関する証券、金融商品または取引（ここでは「プロダクト」と呼びます）についての援助、保障または販売促進を行いません。証券或いは金融商品全般、或いは特にプロダクトへの投資の推奨について、また金融市場における投資機会を指数に連動させる或いはそれを目的とする推奨の可否について、指数スポンサーは一切の表明または保証、或いは伝達または示唆を行なうものではありません。 指数スポンサーはプロダクトについての管理、マーケティング、トレーディングに関する義務または法的責任を負いません。指数は信用できると考えられる情報によって算出されていますが、その完全性や正確性、また指数に付随する情報について保証するものではありません。指数は指数スポンサーが保有する財産であり、その財産権はすべて指数スポンサーに帰属します。
JPMSLLCはNASD, NYSE, SIPCの会員です。JPMorganはJP Morgan Chase Bank, NA, JPSI, J.P. Morgan Securities PLC., またはその関係会社が投資銀行業務を行う際に使用する名称です。

（出所：株式会社野村総合研究所、Citigroup Index LLC 他）

4【手数料等及び税金】

（1）【申込手数料】

①取得申込日の翌営業日の基準価額に、2.16%(申込手数料および当該申込手数料にかかる消費税等に相当する率)(税抜2.0%)以内※で販売会社が独自に定める率を乗じて得た額とします。

※詳しくは、販売会社にお問い合わせ下さい。販売会社については、「サポートダイヤル」までお問い合わせ下さい。

②収益分配金を再投資する場合には手数料は無手数料とします。

購入時手数料は、商品及び関連する投資環境の説明および情報提供等、ならびに購入に関する事務コストの対価として、購入時に頂戴するものです。

（２）【換金（解約）手数料】

換金手数料はありません。

（３）【信託報酬等】

信託報酬の総額は、ファンドの計算期間を通じて毎日、ファンドの純資産総額に年10,000分の135(税抜年10,000分の125)の率を乗じて得た額とします。

また、信託報酬の配分については、次の通り(税抜)とします。

＜委託会社＞	＜販売会社＞	＜受託会社＞
年10,000分の82	年10,000分の40	年10,000分の3

ファンドの信託報酬は毎計算期末または信託終了のときファンドから支払われます。

◆投資顧問会社であるピムコジャパンリミテッドが受ける報酬は、委託者が受ける報酬から、毎年6月および12月ならびに当該投資信託の信託契約終了のとき支払うものとします。また、その報酬額は、各ファンドの信託財産に属する運用の指図に関する権限を委託する外国投資信託受益証券の時価総額の合計額の日々の平均値に、以下の率を乗じて得た金額とします。

時価総額の合計額の平均値	率
250億円以下の部分	年10,000分の55
250億円超500億円以下の部分	年10,000分の53
500億円超1,000億円以下の部分	年10,000分の47
1,000億円超の部分	年10,000分の42

≪支払先の役務の内容≫

＜委託会社＞	＜販売会社＞	＜受託会社＞
ファンドの運用とそれに伴う調査、受託会社への指図、法定書面等の作成、基準価額の算出等	購入後の情報提供、運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理および事務手続き等	ファンドの財産の保管・管理、委託会社からの指図の実行等

（４）【その他の手数料等】

①ファンドにおいて一部解約に伴う支払資金の手当て等を目的として資金借入れの指図を行なった場合、当該借入金の利息はファンドから支払われます。

②ファンドに関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託者の立替えた立替金の利息は、受益者の負担とし、ファンドから支払われます。

③ファンドに関する組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料、売買委託手数料に係る消費税等に相当する金額は信託財産から支払われます。

④監査法人等に支払うファンドの監査に係る費用および当該監査費用に係る消費税等に相当する金額は、信託報酬支払いのときにファンドから支払われます。

※これらの費用等の中には、運用状況等により変動するものがあり、事前に料率、上限額等を表示することができないものがあります。

（５）【課税上の取扱い】

課税上は、株式投資信託として取扱われます。

■個人、法人別の課税について■

◆個人の投資家に対する課税

＜収益分配金に対する課税＞

分配金のうち課税扱いとなる普通分配金については、20.315%(国税(所得税及び復興特別所得税)15.315%および地方税5%)の税率による源泉徴収が行なわれます。なお、確定申告により、申告分離課税もしくは総合課税のいずれかを選択することもできます。

なお、配当控除は適用されません。

＜換金（解約）時および償還時の差益（譲渡益）に対する課税＞

換金(解約)時および償還時の差益(譲渡益)については、申告分離課税により20.315%(国税15.315%および地方税5%)の税率が適用され、源泉徴収口座を選択した場合は20.315%の税率により源泉徴収が行なわれます。

[譲渡損失と収益分配金との間の損益通算について]

換金（解約）時および償還時の差損（譲渡損失）については、確定申告等により上場株式等の配当所得（申告分離課税を選択した収益分配金・配当金に限ります。）との通算が可能です。

≪平成28年1月1日以降の損益通算について≫

以下の所得間で損益通算が可能です。上場株式等の配当所得については申告分離課税を選択したものに限ります。

《利子所得》	《上場株式等に係る譲渡所得等》(注2)	《配当所得》
・特定公社債(注1)の利子 ・公募公社債投資信託の収益分配金	特定公社債、公募公社債投資信託、上場株式、公募株式投資信託の ・譲渡益 ・譲渡損	・上場株式の配当 ・公募株式投資信託の収益分配金

（注1）「特定公社債」とは、国債、地方債、外国国債、公募公社債、上場公社債、平成27年12月31日以前に発行された公社債（同族会社が発行した社債を除きます。）などの一定の公社債をいいます。

（注2）株式等に係る譲渡所得等について、上場株式等に係る譲渡所得等とそれ以外の株式等に係る譲渡所得等に区分し、別々の分離課税制度とすることとされ、原則として、これら相互の通算等ができないこととされました。

※上場株式、公募株式投資信託は税法上、少額投資非課税制度「愛称：NISA（ニーサ）」の適用対象です。NISAをご利用の場合、毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得及び譲渡所得が一定期間非課税となります。他の口座で生じた配当所得や譲渡所得との損益通

算はできません。販売会社で非課税口座を開設するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

◆法人の投資家に対する課税

分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに換金(解約)時および償還時の個別元本超過額については、15.315%(国税15.315%)の税率で源泉徴収※が行なわれます。なお、地方税の源泉徴収はありません。

※源泉税は所有期間に応じて法人税額から控除

税金の取扱いの詳細については税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

■換金（解約）時および償還時の課税について■

［個人の投資家の場合］

換金（解約）時および償還時の差益※については、譲渡所得とみなして課税が行われます。

※換金（解約）時および償還時の価額から取得費（申込手数料（税込）を含む）を控除した利益を譲渡益として課税対象となります。

［法人の投資家の場合］

換金（解約）時および償還時の個別元本超過額が源泉徴収の対象（配当所得）となります。

なお、買取りによるご換金について、詳しくは販売会社にお問い合わせください。

■個別元本について■

◆追加型投資信託を保有する受益者毎の取得元本をいいます。

◆受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合や受益者が元本払戻金（特別分配金）を受け取った場合などには、当該受益者の個別元本が変わりますので、詳しくは販売会社へお問い合わせください。

■分配金の課税について■

◆分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と、非課税扱いとなる「元本払戻金（特別分配金）」（受益者毎の元本の一部払戻しに相当する部分）があります。

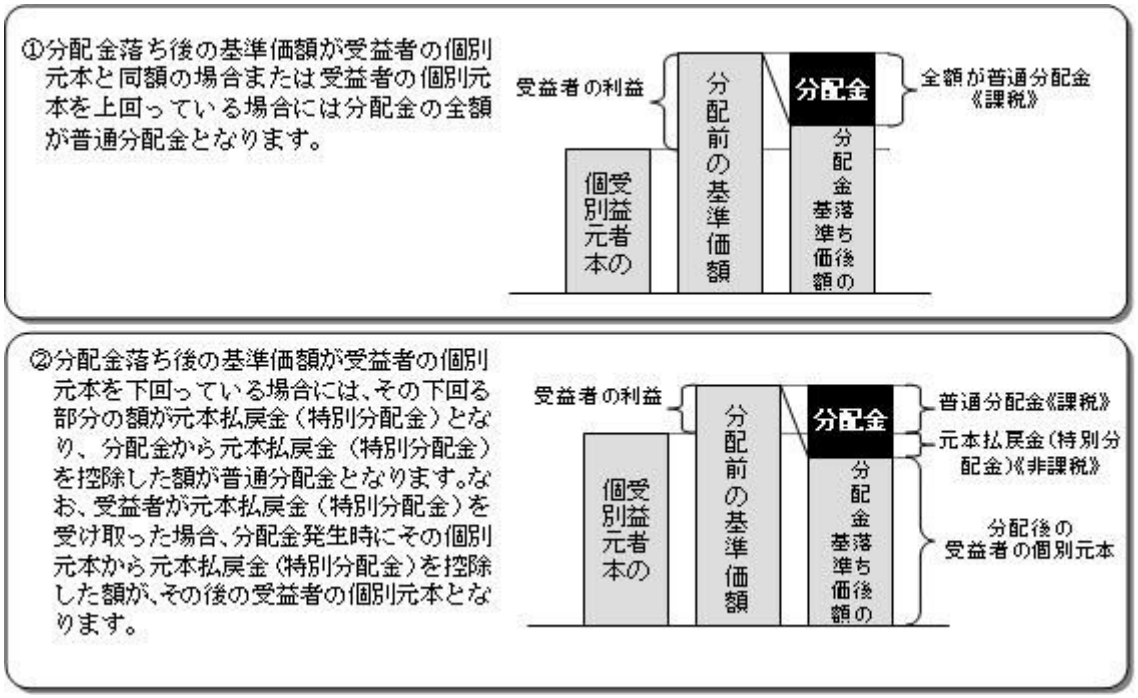

※上図はあくまでもイメージ図であり、個別元本や基準価額、分配金の各水準等を示唆するものではありません。

※税法が改正された場合等は、上記「(5)課税上の取扱い」の内容（平成27年7月末現在）が変更になる場合があります。

5【運用状況】

以下は平成27年 7月31日現在の運用状況であります。
また、投資比率とはファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

（1）【投資状況】

野村ＰＩＭＣＯ・グローバル・アドバンテージ債券投信　Ａコース

資産の種類	国／地域	時価合計（円）	投資比率（%）
投資信託受益証券	ケイマン	1,144,132,640	98.55
親投資信託受益証券	日本	1,002,849	0.08
現金・預金・その他資産（負債控除後）	―	15,745,112	1.35
合計（純資産総額）		1,160,880,601	100.00

野村ＰＩＭＣＯ・グローバル・アドバンテージ債券投信　Ｂコース

資産の種類	国／地域	時価合計（円）	投資比率（%）
投資信託受益証券	ケイマン	125,862,704	97.58
親投資信託受益証券	日本	100,284	0.07

現金・預金・その他資産（負債控除後）	―	3,012,004	2.33
合計（純資産総額）		128,974,992	100.00

（参考）野村マネー　マザーファンド

資産の種類	国／地域	時価合計（円）	投資比率（%）
国債証券	日本	1,740,016,069	7.86
地方債証券	日本	1,207,243,967	5.45
特殊債券	日本	6,068,998,214	27.44
社債券	日本	1,207,671,590	5.46
コマーシャルペーパー	日本	2,399,166,010	10.84
現金・預金・その他資産（負債控除後）	―	9,493,676,208	42.92
合計（純資産総額）		22,116,772,058	100.00

（２）【投資資産】

①【投資有価証券の主要銘柄】

野村ＰＩＭＣＯ・グローバル・アドバンテージ債券投信　Ａコース

順位	国／地域	種類	銘柄名	数量	簿価単価（円）	簿価金額（円）	評価単価（円）	評価金額（円）	投資比率（%）
1	ケイマン	投資信託受益証券	PIMCO ケイマン・グローバル・アドバンテージ・ボンド・ファンド―J（JPY, Hedged）	120,182	9,526	1,144,972,434	9,520	1,144,132,640	98.55
2	日本	親投資信託受益証券	野村マネー　マザーファンド	982,608	1.0206	1,002,849	1.0206	1,002,849	0.08

種類別及び業種別投資比率

種類	投資比率(%)
投資信託受益証券	98.55
親投資信託受益証券	0.08
合　　計	98.64

野村ＰＩＭＣＯ・グローバル・アドバンテージ債券投信　Ｂコース

順位	国／地域	種類	銘柄名	数量	簿価単価（円）	簿価金額（円）	評価単価（円）	評価金額（円）	投資比率（%）
1	ケイマン	投資信託受益証券	PIMCO ケイマン・グローバル・アドバンテージ・ボンド・ファンド―J（JPY）	10,918	11,488	125,425,984	11,528	125,862,704	97.58
2	日本	親投資信託受益証券	野村マネー　マザーファンド	98,260	1.0206	100,284	1.0206	100,284	0.07

種類別及び業種別投資比率

種類	投資比率(%)
投資信託受益証券	97.58
親投資信託受益証券	0.07
合　　計	97.66

（参考）野村マネー　マザーファンド

順位	国／地域	種類	銘柄名	数量	簿価単価(円)	簿価金額(円)	評価単価(円)	評価金額(円)	利率(%)	償還期限	投資比率(%)
1	日本	特殊債券	日本高速道路保有・債務返済機構債券　政府保証債第３回	590,000,000	100.69	594,127,798	100.69	594,127,798	1.5	2016/1/29	2.68
2	日本	特殊債券	日本高速道路保有・債務返済機構債券　政府保証債第５回	558,000,000	100.87	562,896,110	100.87	562,896,110	1.6	2016/2/26	2.54
3	日本	社債券	三菱ＵＦＪリース　第１３回社債間限定同順位特約付	500,000,000	100.50	502,514,193	100.50	502,514,193	0.796	2016/4/22	2.27
4	日本	国債証券	国庫短期証券第５２９回	500,000,000	99.99	499,999,925	99.99	499,999,925	—	2015/8/3	2.26
5	日本	国債証券	国庫短期証券第５４１回	500,000,000	99.99	499,999,660	99.99	499,999,660	—	2015/9/28	2.26
6	日本	特殊債券	首都高速道路債券　政府保証第１回	400,000,000	101.01	404,045,072	101.01	404,045,072	1.6	2016/3/28	1.82
7	日本	特殊債券	日本高速道路保有・債務返済機構承継　政府保証第３４７回	352,000,000	100.18	352,634,330	100.18	352,634,330	1.3	2015/9/22	1.59
8	日本	特殊債券	商工債券　利付第７２４回い号	320,000,000	100.06	320,201,087	100.06	320,201,087	0.5	2015/9/25	1.44
9	日本	地方債証券	大阪府　公募第２８４回	300,000,000	100.47	301,432,410	100.47	301,432,410	1.6	2015/11/27	1.36
10	日本	特殊債券	商工債券　利付第７３３回い号	300,000,000	100.41	301,257,143	100.41	301,257,143	0.55	2016/6/27	1.36
11	日本	特殊債券	本州四国連絡橋債券　政府保証第２７回	300,000,000	100.11	300,347,344	100.11	300,347,344	1.4	2015/8/31	1.35
12	日本	特殊債券	日本高速道路保有・債務返済機構承継　政府保証第３４６回	300,000,000	100.10	300,300,425	100.10	300,300,425	1.4	2015/8/26	1.35
13	日本	特殊債券	西日本高速道路　第１７回	300,000,000	100.04	300,130,335	100.04	300,130,335	0.196	2015/12/18	1.35
14	日本	特殊債券	中部国際空港債券　政府保証第１７回	300,000,000	100.00	300,000,000	100.00	300,000,000	0.051	2016/3/7	1.35
15	日本	国債証券	国庫短期証券第５４７回	300,000,000	99.99	299,999,712	99.99	299,999,712	—	2015/10/26	1.35
16	日本	社債券	トヨタファイナンス　第１９回社債間限定同等特約付	200,000,000	101.20	202,415,060	101.20	202,415,060	2.04	2016/3/18	0.91
17	日本	地方債証券	共同発行市場地方債　公募第３４回	200,000,000	100.63	201,263,872	100.63	201,263,872	1.4	2016/1/25	0.91

18	日本	社債券	みずほコーポレート銀行　第２４回特定社債間限定同順位特約付	200,000,000	100.23	200,466,270	100.23	200,466,270	0.595	2016/1/20	0.90
19	日本	地方債証券	東京都　公募第６２５回	200,000,000	100.17	200,349,700	100.17	200,349,700	1.41	2015/9/18	0.90
20	日本	特殊債券	中日本高速道路社債　財投機関債第３７回	200,000,000	100.17	200,345,600	100.17	200,345,600	0.385	2016/2/26	0.90
21	日本	特殊債券	地方公共団体金融機構債券　２年第１回	200,000,000	100.03	200,061,836	100.03	200,061,836	0.135	2016/2/26	0.90
22	日本	特殊債券	西日本高速道路　第１６回	200,000,000	100.02	200,053,269	100.02	200,053,269	0.246	2015/9/18	0.90
23	日本	国債証券	国庫短期証券　第５４２回	200,000,000	99.99	199,999,850	99.99	199,999,850	—	2015/10/5	0.90
24	日本	特殊債券	日本高速道路保有・債務返済機構債券　財投機関債第１１９回	200,000,000	99.99	199,991,422	99.99	199,991,422	0.067	2015/12/18	0.90
25	日本	コマーシャルペーパー	三井住友信託銀行	200,000,000	—	199,955,133	—	199,955,133	—	—	0.90
26	日本	コマーシャルペーパー	三井住友信託銀行	200,000,000	—	199,955,133	—	199,955,133	—	—	0.90
27	日本	コマーシャルペーパー	三井住友信託銀行	200,000,000	—	199,951,682	—	199,951,682	—	—	0.90
28	日本	コマーシャルペーパー	三井住友Ｆ＆Ｌ	200,000,000	—	199,938,457	—	199,938,457	—	—	0.90
29	日本	コマーシャルペーパー	三井住友Ｆ＆Ｌ	200,000,000	—	199,936,732	—	199,936,732	—	—	0.90
30	日本	コマーシャルペーパー	みずほ証券	200,000,000	—	199,933,912	—	199,933,912	—	—	0.90

種類別及び業種別投資比率

種類	投資比率(%)
国債証券	7.86
地方債証券	5.45
特殊債券	27.44
社債券	5.46
コマーシャルペーパー	10.84
合　　計	57.07

②【投資不動産物件】

野村ＰＩＭＣＯ・グローバル・アドバンテージ債券投信　Ａコース

該当事項はありません。

野村ＰＩＭＣＯ・グローバル・アドバンテージ債券投信　Ｂコース

該当事項はありません。

（参考）野村マネー　マザーファンド

該当事項はありません。

③【その他投資資産の主要なもの】

野村ＰＩＭＣＯ・グローバル・アドバンテージ債券投信　Ａコース

該当事項はありません。

野村ＰＩＭＣＯ・グローバル・アドバンテージ債券投信　Ｂコース

該当事項はありません。

（参考）野村マネー　マザーファンド

該当事項はありません。

（３）【運用実績】

①【純資産の推移】

野村ＰＩＭＣＯ・グローバル・アドバンテージ債券投信　Ａコース

平成27年7月末日及び同日前1年以内における各月末並びに下記特定期間末の純資産の推移は次の通りです。

	純資産総額（百万円）		1口当たり純資産額(円)	
	（分配落）	（分配付）	（分配落）	（分配付）
第1特定期間 (2009年12月25日)	1,662	1,666	1.0389	1.0419
第2特定期間 (2010年 6月25日)	1,898	1,903	1.0505	1.0535
第3特定期間 (2010年12月27日)	1,991	1,997	1.0592	1.0622
第4特定期間 (2011年 6月27日)	1,974	1,980	1.0704	1.0734
第5特定期間 (2011年12月26日)	1,640	1,644	1.0492	1.0522
第6特定期間 (2012年 6月25日)	1,516	1,520	1.0757	1.0787
第7特定期間 (2012年12月25日)	1,466	1,470	1.1072	1.1102
第8特定期間 (2013年 6月25日)	1,402	1,406	1.0404	1.0434
第9特定期間 (2013年12月25日)	1,352	1,356	1.0396	1.0426
第10特定期間 (2014年 6月25日)	1,372	1,376	1.0739	1.0769
第11特定期間 (2014年12月25日)	1,231	1,235	1.0292	1.0322
第12特定期間 (2015年 6月25日)	1,172	1,176	1.0003	1.0033
2014年 7月末日	1,359	—	1.0667	—
8月末日	1,346	—	1.0698	—
9月末日	1,293	—	1.0470	—
10月末日	1,257	—	1.0529	—
11月末日	1,254	—	1.0506	—
12月末日	1,229	—	1.0284	—
2015年 1月末日	1,243	—	1.0427	—

2月末日	1,241	—	1.0410	—
3月末日	1,226	—	1.0321	—
4月末日	1,222	—	1.0322	—
5月末日	1,200	—	1.0144	—
6月末日	1,167	—	0.9954	—
7月末日	1,160	—	0.9935	—

野村ＰＩＭＣＯ・グローバル・アドバンテージ債券投信　Ｂコース

平成27年7月末日及び同日前1年以内における各月末並びに下記特定期間末の純資産の推移は次の通りです。

	純資産総額（百万円）		1口当たり純資産額(円)	
	（分配落）	（分配付）	（分配落）	（分配付）
第1特定期間 (2009年12月25日)	898	902	1.0112	1.0152
第2特定期間 (2010年 6月25日)	1,113	1,117	0.9548	0.9588
第3特定期間 (2010年12月27日)	498	500	0.9172	0.9212
第4特定期間 (2011年 6月27日)	329	330	0.9187	0.9227
第5特定期間 (2011年12月26日)	256	257	0.8496	0.8536
第6特定期間 (2012年 6月25日)	219	219	0.8820	0.8850
第7特定期間 (2012年12月25日)	221	221	0.9703	0.9723
第8特定期間 (2013年 6月25日)	184	185	1.0349	1.0369
第9特定期間 (2013年12月25日)	178	178	1.1213	1.1233
第10特定期間 (2014年 6月25日)	168	169	1.1458	1.1478
第11特定期間 (2014年12月25日)	154	154	1.2410	1.2430
第12特定期間 (2015年 6月25日)	130	130	1.2279	1.2299
2014年 7月末日	167	—	1.1410	—
8月末日	165	—	1.1504	—
9月末日	166	—	1.1682	—
10月末日	166	—	1.1706	—
11月末日	156	—	1.2493	—
12月末日	154	—	1.2408	—
2015年 1月末日	151	—	1.2133	—
2月末日	149	—	1.2233	—
3月末日	146	—	1.2079	—
4月末日	131	—	1.2137	—
5月末日	132	—	1.2331	—
6月末日	128	—	1.2063	—
7月末日	128	—	1.2113	—

②【分配の推移】

野村ＰＩＭＣＯ・グローバル・アドバンテージ債券投信　Ａコース

	計算期間	1口当たりの分配金
第1特定期間	2009年 6月26日～2009年12月25日	0.0150円
第2特定期間	2009年12月26日～2010年 6月25日	0.0180円
第3特定期間	2010年 6月26日～2010年12月27日	0.0180円
第4特定期間	2010年12月28日～2011年 6月27日	0.0180円
第5特定期間	2011年 6月28日～2011年12月26日	0.0180円
第6特定期間	2011年12月27日～2012年 6月25日	0.0180円
第7特定期間	2012年 6月26日～2012年12月25日	0.0180円
第8特定期間	2012年12月26日～2013年 6月25日	0.0180円
第9特定期間	2013年 6月26日～2013年12月25日	0.0180円
第10特定期間	2013年12月26日～2014年 6月25日	0.0180円
第11特定期間	2014年 6月26日～2014年12月25日	0.0180円
第12特定期間	2014年12月26日～2015年 6月25日	0.0180円

※各特定期間中の分配金単価の合計を表示しております。

野村ＰＩＭＣＯ・グローバル・アドバンテージ債券投信　Ｂコース

	計算期間	1口当たりの分配金
第1特定期間	2009年 6月26日～2009年12月25日	0.0200円
第2特定期間	2009年12月26日～2010年 6月25日	0.0240円
第3特定期間	2010年 6月26日～2010年12月27日	0.0240円
第4特定期間	2010年12月28日～2011年 6月27日	0.0240円
第5特定期間	2011年 6月28日～2011年12月26日	0.0240円
第6特定期間	2011年12月27日～2012年 6月25日	0.0210円
第7特定期間	2012年 6月26日～2012年12月25日	0.0140円
第8特定期間	2012年12月26日～2013年 6月25日	0.0120円
第9特定期間	2013年 6月26日～2013年12月25日	0.0120円
第10特定期間	2013年12月26日～2014年 6月25日	0.0120円
第11特定期間	2014年 6月26日～2014年12月25日	0.0120円
第12特定期間	2014年12月26日～2015年 6月25日	0.0120円

※各特定期間中の分配金単価の合計を表示しております。

③【収益率の推移】

野村ＰＩＭＣＯ・グローバル・アドバンテージ債券投信　Ａコース

	計算期間	収益率
第1特定期間	2009年 6月26日～2009年12月25日	5.4%
第2特定期間	2009年12月26日～2010年 6月25日	2.8%
第3特定期間	2010年 6月26日～2010年12月27日	2.5%

第4特定期間	2010年12月28日～2011年 6月27日	2.8%
第5特定期間	2011年 6月28日～2011年12月26日	△0.3%
第6特定期間	2011年12月27日～2012年 6月25日	4.2%
第7特定期間	2012年 6月26日～2012年12月25日	4.6%
第8特定期間	2012年12月26日～2013年 6月25日	△4.4%
第9特定期間	2013年 6月26日～2013年12月25日	1.7%
第10特定期間	2013年12月26日～2014年 6月25日	5.0%
第11特定期間	2014年 6月26日～2014年12月25日	△2.5%
第12特定期間	2014年12月26日～2015年 6月25日	△1.1%

※各特定期間中の分配金単価の合計を加算して算出しております。

※各特定期間の収益率は、特定期間末の基準価額（期間中の分配金を加算した額）から当該特定期間の直前の特定期間末の基準価額（分配落の額。以下「前期末基準価額」といいます。）を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じて得た数を記載しております。なお、小数点以下2桁目を四捨五入し、小数点以下1桁目まで表示しております。

野村ＰＩＭＣＯ・グローバル・アドバンテージ債券投信　Ｂコース

	計算期間	収益率
第1特定期間	2009年 6月26日～2009年12月25日	3.1%
第2特定期間	2009年12月26日～2010年 6月25日	△3.2%
第3特定期間	2010年 6月26日～2010年12月27日	△1.4%
第4特定期間	2010年12月28日～2011年 6月27日	2.8%
第5特定期間	2011年 6月28日～2011年12月26日	△4.9%
第6特定期間	2011年12月27日～2012年 6月25日	6.3%
第7特定期間	2012年 6月26日～2012年12月25日	11.6%
第8特定期間	2012年12月26日～2013年 6月25日	7.9%
第9特定期間	2013年 6月26日～2013年12月25日	9.5%
第10特定期間	2013年12月26日～2014年 6月25日	3.3%
第11特定期間	2014年 6月26日～2014年12月25日	9.4%
第12特定期間	2014年12月26日～2015年 6月25日	△0.1%

※各特定期間中の分配金単価の合計を加算して算出しております。

※各特定期間の収益率は、特定期間末の基準価額（期間中の分配金を加算した額）から当該特定期間の直前の特定期間末の基準価額（分配落の額。以下「前期末基準価額」といいます。）を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じて得た数を記載しております。なお、小数点以下2桁目を四捨五入し、小数点以下1桁目まで表示しております。

（４）【設定及び解約の実績】

野村ＰＩＭＣＯ・グローバル・アドバンテージ債券投信　Ａコース

	計算期間	設定口数	解約口数	発行済み口数
第1特定期間	2009年 6月26日～2009年12月25日	3,953,264,728	2,353,375,315	1,599,889,413
第2特定期間	2009年12月26日～2010年 6月25日	582,938,421	375,855,723	1,806,972,111
第3特定期間	2010年 6月26日～2010年12月27日	420,594,567	346,930,371	1,880,636,307
第4特定期間	2010年12月28日～2011年 6月27日	131,604,415	167,709,207	1,844,531,515

第5特定期間	2011年 6月28日～2011年12月26日	99,552,906	380,758,596	1,563,325,825
第6特定期間	2011年12月27日～2012年 6月25日	55,888,152	209,267,759	1,409,946,218
第7特定期間	2012年 6月26日～2012年12月25日	60,641,372	146,050,077	1,324,537,513
第8特定期間	2012年12月26日～2013年 6月25日	122,068,673	98,981,163	1,347,625,023
第9特定期間	2013年 6月26日～2013年12月25日	5,869,524	52,584,448	1,300,910,099
第10特定期間	2013年12月26日～2014年 6月25日	2,472,482	25,176,164	1,278,206,417
第11特定期間	2014年 6月26日～2014年12月25日	10,010,184	91,401,116	1,196,815,485
第12特定期間	2014年12月26日～2015年 6月25日	2,795,056	27,073,345	1,172,537,196

※本邦外における設定及び解約の実績はありません。

野村ＰＩＭＣＯ・グローバル・アドバンテージ債券投信　Ｂコース

	計算期間	設定口数	解約口数	発行済み口数
第1特定期間	2009年 6月26日～2009年12月25日	1,049,789,889	161,082,259	888,707,630
第2特定期間	2009年12月26日～2010年 6月25日	579,462,292	302,299,251	1,165,870,671
第3特定期間	2010年 6月26日～2010年12月27日	30,608,248	652,681,059	543,797,860
第4特定期間	2010年12月28日～2011年 6月27日	33,760,463	218,969,158	358,589,165
第5特定期間	2011年 6月28日～2011年12月26日	33,317,716	90,190,525	301,716,356
第6特定期間	2011年12月27日～2012年 6月25日	10,408,663	63,570,937	248,554,082
第7特定期間	2012年 6月26日～2012年12月25日	16,171,585	36,503,654	228,222,013
第8特定期間	2012年12月26日～2013年 6月25日	35,267,201	84,794,404	178,694,810
第9特定期間	2013年 6月26日～2013年12月25日	1,858,037	21,623,591	158,929,256
第10特定期間	2013年12月26日～2014年 6月25日	970,132	12,600,054	147,299,334
第11特定期間	2014年 6月26日～2014年12月25日	568,175	23,450,722	124,416,787
第12特定期間	2014年12月26日～2015年 6月25日	1,347,005	19,384,148	106,379,644

※本邦外における設定及び解約の実績はありません。

≪参考情報≫

運用実績 (2015年7月31日現在)

基準価額・純資産の推移

(日次:設定来)

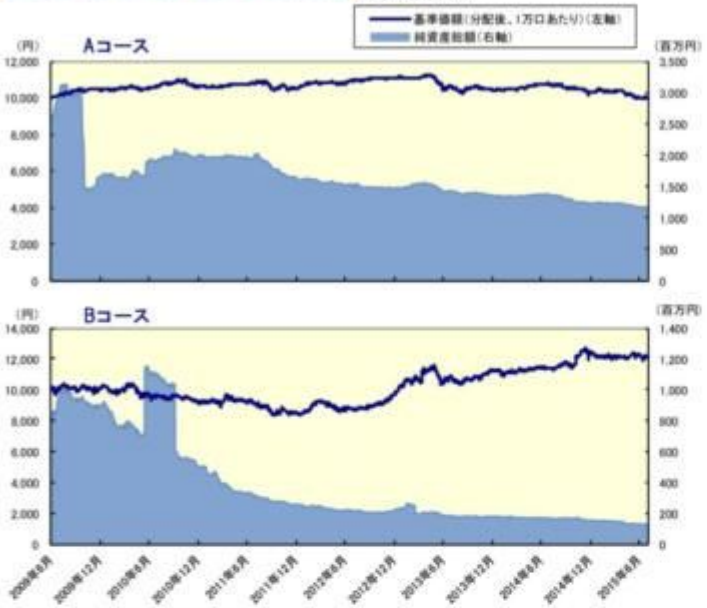

分配の推移

(1万口あたり、課税前)

Aコース

2015年7月	30 円
2015年6月	30 円
2015年5月	30 円
2015年4月	30 円
2015年3月	30 円
直近1年間累計	360 円
設定来累計	2,160 円

Bコース

2015年7月	20 円
2015年6月	20 円
2015年5月	20 円
2015年4月	20 円
2015年3月	20 円
直近1年間累計	240 円
設定来累計	2,130 円

主要な資産の状況

実質的な銘柄別投資比率(上位)

順位	銘柄	種類	投資比率(%)	
			Aコース	Bコース
1	U S TREASURY INFLATE PROT BD	先進国国債等	7.4	7.3
2	ING BANK NV COVERED SEC REGS	社債	3.4	3.4
3	CANADA HOUSING TRUST	先進国国債等	2.4	2.3
4	U S TREASURY INFLATE PROT BD	先進国国債等	2.3	2.3
5	ONTARIO (PROVINCE OF) GLBL SR UNSEC	先進国国債等	2.1	2.1
6	SLOVENIA GOVT BOND	先進国国債等	2.0	2.0
7	EUROPEAN FINANCIAL STABILITY FACILITY	先進国国債等	1.9	1.9
8	KOREA GOVT	新興国国債等	1.7	1.7
9	FNMA PASS THRU 30YR #AI0741	モーゲージ債	1.6	1.6
10	ITALIAN BTP BOND	先進国国債等	1.6	1.6

年間収益率の推移

(暦年ベース)

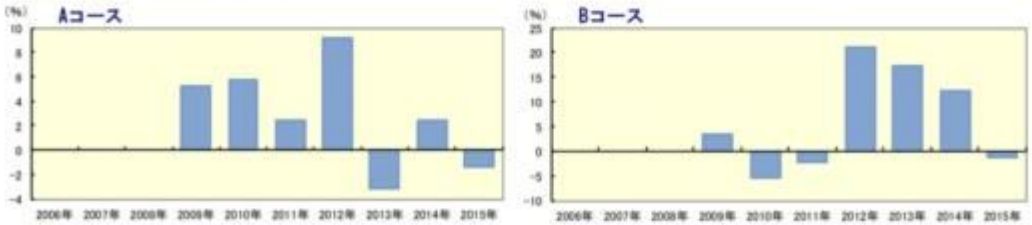

・ファンドの年間収益率は税引前分配金を再投資して算出。
・2009年は設定日(2009年6月26日)から年末までの収益率。
・ファンドにベンチマークはありません。
・2015年は年初から運用実績作成基準日までの収益率。

●ファンドの運用実績はあくまで過去の実績であり、将来の運用成果を約束するものではありません。●ファンドの運用状況は、別途、委託会社ホームページで開示している場合があります。●グラフの縦軸の目盛りはファンドごとに異なる場合があります。

第２【管理及び運営】

１【申込（販売）手続等】

申込期間中の各営業日に、有価証券届出書の「第一部 証券情報」にしたがって受益権の募集が行なわれます。

取得申込みの受付けについては、午後３時までに取得申込みが行われかつ当該取得申込みの受付けにかかる販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の申込み分とします。

各ファンドは、販売会社の営業日であっても「申込不可日」には原則として取得およびスイッチングの申込みができません。(申込不可日については、「サポートダイヤル」でもご確認いただけます。)

販売会社によっては、一部のファンドのみのお取扱いとなる場合があります。

ファンドの申込(販売)手続についてご不明な点がある場合には、下記の照会先までお問い合わせ下さい。

野村アセットマネジメント株式会社
サポートダイヤル　0120-753104（フリーダイヤル)
＜受付時間＞　営業日の午前9時～午後5時
インターネットホームページ　http://www.nomura-am.co.jp/

販売の単位は、1万口以上1万口単位（当初元本1口＝1円）または１万円以上１円単位とします。※

※販売会社との累積投資契約に基づいて分配金を再投資する場合には１口単位となります。

なお、販売会社や申込形態によっては、取得申込単位が上記と異なる場合があります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

また、スイッチングによる申込みは、「Aコース」「Bコース」間で、1万口以上1万口単位または1万円以上1円単位でできます。

なお、「Aコース」または「Bコース」の全てをご換金した場合の手取金の全額をもっていずれかもう一方のファンドの取得申込みを行なう場合は1口単位とします。(販売会社によっては、スイッチングのお取扱いを行なわない場合があります。)

■積立方式■

販売会社によっては、「定時定額購入サービス」等に関する契約※を締結した場合、当該契約で規定する取得申込の単位でお申込みいただけます。

※当該契約または規定については、同様の権利義務関係を規定する名称の異なる契約または規定を使用することがあります。

受益権の販売価額は、取得申込日の翌営業日の基準価額とします。

なお、販売会社によっては「Aコース」もしくは「Bコース」のどちらか一方のみのお取り扱いとなる場合があります。

金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、取得申込み（スイッチングのお申込みを含みます）の受付けを中止すること、および既に受付けた取得申込み（スイッチングのお申込みを含みます）の受付けを取り消す場合があります。※

※上記の取得申込みの受付けの中止等を行なう事情等によっては、スイッチングのお申込みについては可能な場合もあります。

＜申込手数料＞

(ⅰ)取得申込日の翌営業日の基準価額に、2.16%（税抜2.0%）以内※で販売会社が独自に定める率を乗じて得た額とします。

※詳しくは、販売会社にお問い合わせ下さい。販売会社については、「サポートダイヤル」までお問い合わせ下さい。

(ⅱ)収益分配金を再投資する場合には手数料は無手数料とします。

※取得申込者は販売会社に、取得申込と同時にまたは予め、自己のために開設されたファンドの受益権の振替を行なうための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行なわれます。なお、販売会社は、当該取得申込の代金の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行なうことができます。委託者は、追加信託により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行なうものとします。振替機関等は、委託者から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行ないます。受託者は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行ないます。

2【換金（解約）手続等】

受益者は、委託者に1万口単位、1口単位または1円単位で一部解約の実行を請求することができます。

※換金のお申込みの方法ならびに単位等について、販売会社によっては上記と異なる場合があります。
詳しくは販売会社にお問い合わせください。

受益者が一部解約の実行の請求をするときは、販売会社に対し、振替受益権をもって行なうものとします。

一部解約の実行の請求の受付けについては、午後３時までに、解約請求のお申込みが行われかつ、その解約請求のお申込みの受付けにかかる販売会社所定の事務手続が完了したものを当日のお申込み分とします。

なお、各ファンドは、販売会社の営業日であっても、申込不可日には原則として換金の申込みができません。(申込不可日については、「サポートダイヤル」でもご確認いただけます。)

換金価額は、換金のお申込み日の翌営業日の基準価額となります。

ファンドの基準価額については下記の照会先までお問い合わせ下さい。

野村アセットマネジメント株式会社
サポートダイヤル　0120-753104（フリーダイヤル）
＜受付時間＞　営業日の午前9時～午後5時
インターネットホームページ　http://www.nomura-am.co.jp/

なお、ファンドの資金管理を円滑に行なうため、大口換金について、ファンドの残高、市場の流動性の状況等によっては、委託者の判断により換金の金額に制限を設ける場合や換金の受付時間に制限を設ける場合があります。

解約代金は、原則として一部解約の実行の請求日から起算して6営業日目から販売会社において支払います。

金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、一部解約の実行の請求の受付けを中止すること、および既に受付けた一部解約の実行の請求の受付けを取り消す場合があります。

また、一部解約の実行の請求の受付けが中止された場合には、受益者は当該受付け中止以前に行なった当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受付け中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受付けたものとします。

※換金の請求を行なう受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託者が行なうのと引き換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。

3【資産管理等の概要】

（1）【資産の評価】

＜基準価額の計算方法＞

基準価額とは、計算日において、信託財産に属する資産(受入担保金代用有価証券および借入有価証券を除きます。)を法令および一般社団法人投資信託協会規則にしたがって時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額(「純資産総額」といいます。)を、計算日における受益権口数で除して得た額をいいます。なお、ファンドにおいては１万口当りの価額で表示されます。

ファンドの主な投資対象の評価方法は以下の通りです。

対象	評価方法
外国投資信託	原則、基準価額計算日の前日(前日が外国ファンドの営業日でない場合はとりうる直近)の純資産価格で評価します。
公社債等	原則として、基準価額計算日[※1]における以下のいずれかの価額で評価します。[※2] ①日本証券業協会が発表する売買参考統計値（平均値） ②金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（売気配相場を除く） ③価格情報会社の提供する価額

※1　外国で取引されているものについては、原則として、基準価額計算日の前日とします。
※2　残存期間1年以内の公社債等については、一部償却原価法(アキュムレーションまたはアモチゼーション)による評価を適用することができます。

ファンドの基準価額については下記の照会先までお問い合わせ下さい。

野村アセットマネジメント株式会社
サポートダイヤル　0120-753104（フリーダイヤル）
＜受付時間＞　営業日の午前9時～午後5時
インターネットホームページ　http://www.nomura-am.co.jp/

（2）【保管】

ファンドの受益権の帰属は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定まり、受益証券を発行しませんので、受益証券の保管に関する該当事項はありません。

（3）【信託期間】

平成31年6月25日までとします(平成21年6月26日設定)。

なお、委託者は、信託期間満了前に、信託期間の延長が受益者に有利であると認めたときは、受託者と協議のうえ、信託期間を延長することができます。

（４）【計算期間】

原則として、毎月26日から翌月25日までとします。
なお、各計算期間終了日に該当する日(以下「該当日」といいます。)が休業日のとき、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。
ただし、最終計算期間の終了日は、平成31年6月25日とします。

（５）【その他】

(ａ) ファンドの繰上償還条項

(ⅰ)委託者は、各ファンドにつき、その信託が主要投資対象とする外国投資信託受益証券が存続しないこととなる場合には、この信託契約を解約し、信託を終了させます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

(ⅱ)委託者は、信託終了前に、信託契約の一部を解約することにより「Ａコース」「Ｂコース」の受益権の口数を合計した口数が50億口を下回った場合またはこの信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、もしくはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

(ｂ) 信託期間の終了

(ⅰ)委託者は、上記「(ａ)ファンドの繰上償還条項(ⅱ)」に従い信託期間を終了させるには、書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行ないます。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託契約に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。

(ⅱ)上記(ⅰ)の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

(ⅲ)上記(ⅰ)の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の２以上に当たる多数をもって行ないます。

(ⅳ)上記(ⅰ)から(ⅲ)までの規定は、委託者が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、この信託契約に係るすべての受益者が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。また、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、上記(ⅰ)から(ⅲ)までに規定するこの信託契約の解約の手続を行うことが困難な場合には適用しません。

(ⅴ)委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。

(ⅵ)委託者が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。ただし、監督官庁がこの信託契約に関す

る委託者の業務を他の委託者に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、下記「(ｅ)信託約款の変更等(iv)」の書面決議が否決となる場合を除き、その委託者と受託者との間において存続します。

(ｃ) 運用報告書

各ファンドにつき、毎年6月、12月に終了する計算期間の末日および償還時に運用報告書（交付運用報告書を作成している場合は交付運用報告書）を作成し、知れている受益者に対して交付します。

(ｄ) 有価証券報告書

委託者は、有価証券報告書を原則毎年6月、12月の決算日を基準に作成し3ヵ月以内に関東財務局長に提出します。

(ｅ) 信託約款の変更等

(ｉ)委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合（投資信託及び投資法人に関する法律第16条第2号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。）を行なうことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。なお、この信託約款は本条に定める以外の方法によって変更することができないものとします。

(ⅱ)委託者は、上記(ｉ)の事項（上記(ｉ)の変更事項にあってはその変更の内容が重大なものに該当する場合に限り、併合事項にあってはその併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除き、以下、合わせて「重大な約款の変更等」といいます。）について、書面決議を行ないます。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託約款に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。

(ⅲ)上記(ⅱ)の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

(ⅳ)上記(ⅱ)の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の２以上に当たる多数をもって行ないます。

(ｖ)書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。

(ⅵ)上記(ⅱ)から(ｖ)までの規定は、委託者が重大な約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、この信託約款に係るすべての受益者が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。

(ⅶ)上記(ｉ)から(ⅵ)の規定にかかわらず、この投資信託において併合の書面決議が可決された場合にあっても、当該併合にかかる一又は複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行なうことはできません。

(ｆ) 公告

委託者が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行ない、次のアドレスに掲載します。

http://www.nomura-am.co.jp/

なお、電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

(ｇ) 受託者の辞任および解任に伴う取扱い

(ｉ)受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に違反

して信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を申立てることができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、上記「(ｅ)信託約款の変更等」に従い、新受託者を選任します。なお、受益者は、上記によって行う場合を除き、受託者を解任することはできないものとします。

(ⅱ)委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

(ｈ) 反対受益者の受益権買取請求の不適用

この信託は、受益者が一部解約の実行の請求を行なったときは、委託者が信託契約の一部の解約をすることにより当該請求に応じ、当該受益権の公正な価格が当該受益者に一部解約金として支払われることとなる委託者指図型投資信託に該当するため、信託契約の解約または重大な約款の変更等を行なう場合において、投資信託及び投資法人に関する法律第18条第1項に定める反対受益者による受益権の買取請求の規定の適用を受けません。

(ｉ) 他の受益者の氏名等の開示の請求の制限

受益者は、委託者または受託者に対し、次に掲げる事項の開示請求を行うことはできません。

1.他の受益者の氏名または名称および住所

2.他の受益者が有する受益権の内容

(ｊ) 関係法人との契約の更新に関する手続

(ｉ)委託者と販売会社との間で締結する「募集・販売等に関する契約」は、契約終了の3ヵ月前までに当事者の一方から別段の意思表示のないときは、原則1年毎に自動的に更新されるものとします。

(ⅱ)委託者と投資顧問会社との間で締結する「運用指図に関する権限の委託契約」は、契約終了の3ヵ月前までに当事者の一方から更新しない旨を書面によって通知がない限り、1年毎に自動的に更新されるものとします。但し、当該契約はファンドの償還日に終了するものとします。

4【受益者の権利等】

受益者の有する主な権利は次の通りです。

① 収益分配金に対する請求権

■収益分配金の支払い開始日■

収益分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に、原則として決算日から起算して5営業日までに支払いを開始します。販売会社でお受取りください。

上記に関わらず、販売会社との累積投資契約に基づいて分配金を再投資する場合は、税金を差引いた後、自動的に無手数料で再投資されます。この場合の受益権の価額は、各計算期間終了日(決算日)の基準価額とします。再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

■収益分配金請求権の失効■

受益者は、収益分配金を支払開始日から5年間支払請求しないと権利を失います。

② 償還金に対する請求権

■償還金の支払い開始日■

償還金は、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に、原則として償還日(償還日が休業日の場合は翌営業日)から起算して5営業日までに支払いを開始します。

■償還金請求権の失効■

受益者は、償還金を支払開始日から10年間支払請求しないと権利を失います。

③ 換金(解約)請求権

■換金(解約)の単位■

受益者は、受益権を1万口単位、1口単位または1円単位で換金できます。

※換金のお申込みの方法ならびに単位等について、販売会社によっては上記と異なる場合があります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

■換金(解約)代金の支払い開始日■

一部解約金は、受益者の解約申込みの受付日から起算して、原則として、6営業日目から受益者にお支払いします。

第３【ファンドの経理状況】

野村ＰＩＭＣＯ・グローバル・アドバンテージ債券投信　Ａコース
野村ＰＩＭＣＯ・グローバル・アドバンテージ債券投信　Ｂコース

(１)当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)(以下「財務諸表等規則」という。)ならびに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」(平成12年総理府令第133号)(以下「投資信託財産計算規則」という。)に基づいて作成しております。なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

(２)当ファンドの計算期間は6ヶ月未満であるため、財務諸表は原則として6ヶ月毎に作成しております。

(３)当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当期(平成26年12月26日から平成27年6月25日まで)の財務諸表について、新日本有限責任監査法人による監査を受けております。

１【財務諸表】

【野村ＰＩＭＣＯ・グローバル・アドバンテージ債券投信　Ａコース】

（１）【貸借対照表】

（単位：円）

	前期 (平成26年12月25日現在)	当期 (平成27年 6月25日現在)
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	22,021,503	29,131,314
投資信託受益証券	1,213,740,060	1,154,839,374
親投資信託受益証券	1,002,456	1,002,751
未収入金	1,423,565	-
未収利息	41	54
流動資産合計	1,238,187,625	1,184,973,493
資産合計	1,238,187,625	1,184,973,493
負債の部		
流動負債		
未払収益分配金	3,590,446	3,517,611
未払解約金	1,441,183	7,201,001
未払受託者報酬	33,054	32,671
未払委託者報酬	1,344,213	1,328,623
その他未払費用	2,195	2,165
流動負債合計	6,411,091	12,082,071
負債合計	6,411,091	12,082,071
純資産の部		
元本等		
元本	1,196,815,485	1,172,537,196
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（△）	34,961,049	354,226
（分配準備積立金）	108,750,202	114,146,193
元本等合計	1,231,776,534	1,172,891,422
純資産合計	1,231,776,534	1,172,891,422
負債純資産合計	1,238,187,625	1,184,973,493

（２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	前期 自　平成26年 6月26日 至　平成26年12月25日	当期 自　平成26年12月26日 至　平成27年 6月25日
営業収益		
受取配当金	37,611,150	36,438,200
受取利息	6,248	5,595
有価証券売買等損益	△61,239,256	△41,012,431
営業収益合計	△23,621,858	△4,568,636
営業費用		
受託者報酬	212,686	197,473
委託者報酬	8,649,442	8,030,556
その他費用	14,119	13,102
営業費用合計	8,876,247	8,241,131
営業利益又は営業損失（△）	△32,498,105	△12,809,767
経常利益又は経常損失（△）	△32,498,105	△12,809,767
当期純利益又は当期純損失（△）	△32,498,105	△12,809,767
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（△）	△211,760	△214,924
期首剰余金又は期首欠損金（△）	94,402,055	34,961,049
剰余金増加額又は欠損金減少額	594,524	89,564
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	594,524	89,564
剰余金減少額又は欠損金増加額	5,624,184	755,981
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	5,624,184	755,981
分配金	22,125,001	21,345,563
期末剰余金又は期末欠損金（△）	34,961,049	354,226

（３）【注記表】

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

１.運用資産の評価基準及び評価方法	投資信託受益証券 基準価額で評価しております。 親投資信託受益証券 基準価額で評価しております。
２.費用・収益の計上基準	受取配当金 受取配当金は、投資信託受益証券の収益分配金を、原則として収益分配金落の売買が行なわれる日において、当該収益分配金額を計上しております。 有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。
３.金融商品の時価等に関する事項の補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。
４.その他	当該財務諸表の特定期間は、平成26年12月26日から平成27年 6月25日までとなっております。

（貸借対照表に関する注記）

前期 平成26年12月25日現在	当期 平成27年 6月25日現在
１． 特定期間の末日における受益権の総数 1,196,815,485口	１． 特定期間の末日における受益権の総数 1,172,537,196口
２． 特定期間の末日における1単位当たりの純資産の額	２． 特定期間の末日における1単位当たりの純資産の額
1口当たり純資産額 1.0292円	1口当たり純資産額 1.0003円
(10,000口当たり純資産額) (10,292円)	(10,000口当たり純資産額) (10,003円)

（損益及び剰余金計算書に関する注記）

前期 自 平成26年 6月26日 至 平成26年12月25日	当期 自 平成26年12月26日 至 平成27年 6月25日
１.運用の外部委託費用 信託財産の運用の指図に係わる権限の全部又は一部を委託する為に要する費用 なお、以下の金額は信託約款に定める「別に定める信託」の合計金額となっております。 支払金額 4,004,242円	１.運用の外部委託費用 信託財産の運用の指図に係わる権限の全部又は一部を委託する為に要する費用 なお、以下の金額は信託約款に定める「別に定める信託」の合計金額となっております。 支払金額 3,688,955円
２.分配金の計算過程 平成26年 6月26日から平成26年 7月25日まで	２.分配金の計算過程 平成26年12月26日から平成27年 1月26日まで

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	4,996,541円

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	5,733,130円

費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	0円
収益調整金額	C	67,130,539円
分配準備積立金額	D	110,075,531円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	182,202,611円
当ファンドの期末残存口数	F	1,281,676,286口
10,000口当たり収益分配対象額	G=E/F×10,000	1,421円
10,000口当たり分配金額	H	30円
収益分配金金額	I=F×H/10,000	3,845,028円

平成26年 7月26日から平成26年 8月25日まで

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	4,912,791円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	0円
収益調整金額	C	66,588,295円
分配準備積立金額	D	110,273,351円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	181,774,437円
当ファンドの期末残存口数	F	1,270,926,542口
10,000口当たり収益分配対象額	G=E/F×10,000	1,430円
10,000口当たり分配金額	H	30円
収益分配金金額	I=F×H/10,000	3,812,779円

平成26年 8月26日から平成26年 9月25日まで

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	4,763,457円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	0円
収益調整金額	C	64,772,897円
分配準備積立金額	D	108,242,283円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	177,778,637円
当ファンドの期末残存口数	F	1,235,601,015口
10,000口当たり収益分配対象額	G=E/F×10,000	1,438円
10,000口当たり分配金額	H	30円
収益分配金金額	I=F×H/10,000	3,706,803円

平成26年 9月26日から平成26年10月27日まで

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	4,567,897円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	0円
収益調整金額	C	62,708,159円
分配準備積立金額	D	105,757,661円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	173,033,717円
当ファンドの期末残存口数	F	1,195,808,622口
10,000口当たり収益分配対象額	G=E/F×10,000	1,446円

費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	0円
収益調整金額	C	62,988,819円
分配準備積立金額	D	108,400,683円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	177,122,632円
当ファンドの期末残存口数	F	1,193,266,554口
10,000口当たり収益分配対象額	G=E/F×10,000	1,484円
10,000口当たり分配金額	H	30円
収益分配金金額	I=F×H/10,000	3,579,799円

平成27年 1月27日から平成27年 2月25日まで

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	4,726,074円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	0円
収益調整金額	C	63,059,447円
分配準備積立金額	D	110,460,121円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	178,245,642円
当ファンドの期末残存口数	F	1,193,106,546口
10,000口当たり収益分配対象額	G=E/F×10,000	1,493円
10,000口当たり分配金額	H	30円
収益分配金金額	I=F×H/10,000	3,579,319円

平成27年 2月26日から平成27年 3月25日まで

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	4,810,297円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	0円
収益調整金額	C	62,870,190円
分配準備積立金額	D	111,197,849円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	178,878,336円
当ファンドの期末残存口数	F	1,189,019,762口
10,000口当たり収益分配対象額	G=E/F×10,000	1,504円
10,000口当たり分配金額	H	30円
収益分配金金額	I=F×H/10,000	3,567,059円

平成27年 3月26日から平成27年 4月27日まで

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	4,566,136円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	0円
収益調整金額	C	62,654,343円
分配準備積立金額	D	111,980,531円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	179,201,010円
当ファンドの期末残存口数	F	1,184,432,342口
10,000口当たり収益分配対象額	G=E/F×10,000	1,512円

10,000口当たり分配金額	H	30円
収益分配金金額	I=F×H/10,000	3,587,425円

平成26年10月28日から平成26年11月25日まで

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	4,747,153円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	0円
収益調整金額	C	62,644,867円
分配準備積立金額	D	106,569,717円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	173,961,737円
当ファンドの期末残存口数	F	1,194,173,420口
10,000口当たり収益分配対象額	G=E/F×10,000	1,456円
10,000口当たり分配金額	H	30円
収益分配金金額	I=F×H/10,000	3,582,520円

平成26年11月26日から平成26年12月25日まで

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	4,733,519円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	0円
収益調整金額	C	63,149,042円
分配準備積立金額	D	107,607,129円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	175,489,690円
当ファンドの期末残存口数	F	1,196,815,485口
10,000口当たり収益分配対象額	G=E/F×10,000	1,466円
10,000口当たり分配金額	H	30円
収益分配金金額	I=F×H/10,000	3,590,446円

10,000口当たり分配金額	H	30円
収益分配金金額	I=F×H/10,000	3,553,297円

平成27年 4月28日から平成27年 5月25日まで

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	4,810,430円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	0円
収益調整金額	C	62,596,499円
分配準備積立金額	D	112,813,037円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	180,219,966円
当ファンドの期末残存口数	F	1,182,826,331口
10,000口当たり収益分配対象額	G=E/F×10,000	1,523円
10,000口当たり分配金額	H	30円
収益分配金金額	I=F×H/10,000	3,548,478円

平成27年 5月26日から平成27年 6月25日まで

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	4,656,405円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	0円
収益調整金額	C	62,127,246円
分配準備積立金額	D	113,007,399円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	179,791,050円
当ファンドの期末残存口数	F	1,172,537,196口
10,000口当たり収益分配対象額	G=E/F×10,000	1,533円
10,000口当たり分配金額	H	30円
収益分配金金額	I=F×H/10,000	3,517,611円

（金融商品に関する注記）

(1)金融商品の状況に関する事項

前期 自 平成26年 6月26日 至 平成26年12月25日	当期 自 平成26年12月26日 至 平成27年 6月25日
1.金融商品に対する取組方針 当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第２条第４項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する運用の基本方針に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。	1.金融商品に対する取組方針 同左
2.金融商品の内容及びその金融商品に係るリスク	2.金融商品の内容及びその金融商品に係るリスク

当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。 当ファンドが保有する有価証券の詳細は、(その他の注記)の２ 有価証券関係に記載しております。 これらは、金利変動リスク、為替変動リスクなどの市場リスク、信用リスク及び流動性リスクにさらされております。	同左
3.金融商品に係るリスク管理体制	3.金融商品に係るリスク管理体制
委託会社においては、独立した投資リスク管理に関する委員会を設け、パフォーマンスの考査及び運用リスクの管理を行なっております。 ○市場リスクの管理 市場リスクに関しては、資産配分等の状況を常時、分析･把握し、投資方針に沿っているか等の管理を行なっております。 ○信用リスクの管理 信用リスクに関しては、発行体や取引先の財務状況等に関する情報収集･分析を常時、継続し、格付等の信用度に応じた組入制限等の管理を行なっております。 ○流動性リスクの管理 流動性リスクに関しては、必要に応じて市場流動性の状況を把握し、取引量や組入比率等の管理を行なっております。	同左

(2)金融商品の時価等に関する事項

前期 平成26年12月25日現在	当期 平成27年 6月25日現在
１．貸借対照表計上額、時価及び差額 貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。	１．貸借対照表計上額、時価及び差額 同左
２．時価の算定方法 投資信託受益証券 （重要な会計方針に係る事項に関する注記）に記載しております。 親投資信託受益証券 （重要な会計方針に係る事項に関する注記）に記載しております。 コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。	２．時価の算定方法 同左

（関連当事者との取引に関する注記）

前期 自 平成26年 6月26日 至 平成26年12月25日	当期 自 平成26年12月26日 至 平成27年 6月25日

市場価格その他当該取引に係る公正な価格を勘案して、一般の取引条件と異なる関連当事者との取引は行なわれていないため、該当事項はございません。	同左

（その他の注記）

1 元本の移動

前期 自 平成26年 6月26日 至 平成26年12月25日		当期 自 平成26年12月26日 至 平成27年 6月25日	
期首元本額	1,278,206,417円	期首元本額	1,196,815,485円
期中追加設定元本額	10,010,184円	期中追加設定元本額	2,795,056円
期中一部解約元本額	91,401,116円	期中一部解約元本額	27,073,345円

2 有価証券関係

売買目的有価証券

種類	前期 自 平成26年 6月26日 至 平成26年12月25日	当期 自 平成26年12月26日 至 平成27年 6月25日
	損益に含まれた評価差額（円）	損益に含まれた評価差額（円）
投資信託受益証券	△26,346,175	△20,340,291
親投資信託受益証券	98	0
合計	△26,346,077	△20,340,291

3 デリバティブ取引関係

該当事項はありません。

（4）【附属明細表】

第1 有価証券明細表

(1)株式(平成27年 6月25日現在)

該当事項はありません。

(2)株式以外の有価証券(平成27年 6月25日現在)

（単位:円）

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考

投資信託受益証券	日本円	PIMCO ケイマン・グローバル・アドバンテージ・ボンド・ファンド－J（JPY, Hedged）		1,154,839,374	
	小計	銘柄数：1 組入時価比率：98.5%		1,154,839,374 99.9%	
	合計			1,154,839,374	
親投資信託受益証券	日本円	野村マネー　マザーファンド		1,002,751	
	小計	銘柄数：1 組入時価比率：0.1%		1,002,751 0.1%	
	合計			1,002,751	
合計				1,155,842,125	

(注1)比率は左より組入時価の純資産に対する比率、及び各小計欄の合計金額に対する比率であります。

第２ デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

【野村ＰＩＭＣＯ・グローバル・アドバンテージ債券投信　Ｂコース】

（１）【貸借対照表】

（単位：円）

	前期 (平成26年12月25日現在)	当期 (平成27年 6月25日現在)
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	3,196,976	3,321,825
投資信託受益証券	151,527,915	127,569,060
親投資信託受益証券	100,244	100,274
未収利息	6	6
流動資産合計	154,825,141	130,991,165
資産合計	154,825,141	130,991,165
負債の部		
流動負債		
未払収益分配金	248,833	212,759
未払受託者報酬	4,118	3,608
未払委託者報酬	167,479	146,694
その他未払費用	267	225
流動負債合計	420,697	363,286
負債合計	420,697	363,286
純資産の部		
元本等		
元本	124,416,787	106,379,644
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（△）	29,987,657	24,248,235
（分配準備積立金）	33,161,069	28,784,735
元本等合計	154,404,444	130,627,879
純資産合計	154,404,444	130,627,879
負債純資産合計	154,825,141	130,991,165

（２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	前期 自　平成26年 6月26日 至　平成26年12月25日	当期 自　平成26年12月26日 至　平成27年 6月25日
営業収益		
受取配当金	3,394,920	2,880,040
受取利息	1,004	1,072
有価証券売買等損益	12,629,026	△2,405,516
営業収益合計	16,024,950	475,596
営業費用		
受託者報酬	26,688	23,197
委託者報酬	1,085,223	943,218
その他費用	1,694	1,462
営業費用合計	1,113,605	967,877
営業利益又は営業損失（△）	14,911,345	△492,281
経常利益又は経常損失（△）	14,911,345	△492,281
当期純利益又は当期純損失（△）	14,911,345	△492,281
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（△）	986,997	31,774
期首剰余金又は期首欠損金（△）	21,475,921	29,987,657
剰余金増加額又は欠損金減少額	98,196	283,343
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	98,196	283,343
剰余金減少額又は欠損金増加額	3,859,529	4,097,674
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	3,859,529	4,097,674
分配金	1,651,279	1,401,036
期末剰余金又は期末欠損金（△）	29,987,657	24,248,235

（３）【注記表】

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

１.運用資産の評価基準及び評価方法	投資信託受益証券 基準価額で評価しております。 親投資信託受益証券 基準価額で評価しております。
２.費用・収益の計上基準	受取配当金 受取配当金は、投資信託受益証券の収益分配金を、原則として収益分配金落の売買が行なわれる日において、当該収益分配金額を計上しております。 有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。
３.金融商品の時価等に関する事項の補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。
４.その他	当該財務諸表の特定期間は、平成26年12月26日から平成27年 6月25日までとなっております。

（貸借対照表に関する注記）

前期 平成26年12月25日現在	当期 平成27年 6月25日現在
１． 特定期間の末日における受益権の総数 124,416,787口	１． 特定期間の末日における受益権の総数 106,379,644口
２． 特定期間の末日における1単位当たりの純資産の額	２． 特定期間の末日における1単位当たりの純資産の額
1口当たり純資産額 1.2410円	1口当たり純資産額 1.2279円
(10,000口当たり純資産額) (12,410円)	(10,000口当たり純資産額) (12,279円)

（損益及び剰余金計算書に関する注記）

前期 自 平成26年 6月26日 至 平成26年12月25日	当期 自 平成26年12月26日 至 平成27年 6月25日
１.運用の外部委託費用 信託財産の運用の指図に係わる権限の全部又は一部を委託する為に要する費用 なお、以下の金額は信託約款に定める「別に定める信託」の合計金額となっております。 支払金額 4,004,242円	１.運用の外部委託費用 信託財産の運用の指図に係わる権限の全部又は一部を委託する為に要する費用 なお、以下の金額は信託約款に定める「別に定める信託」の合計金額となっております。 支払金額 3,688,955円
２.分配金の計算過程 平成26年 6月26日から平成26年 7月25日まで	２.分配金の計算過程 平成26年12月26日から平成27年 1月26日まで

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	415,569円

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	330,839円

費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	0円
収益調整金額	C	6,466,753円
分配準備積立金額	D	23,422,762円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	30,305,084円
当ファンドの期末残存口数	F	146,415,248口
10,000口当たり収益分配対象額	G=E/F×10,000	2,069円
10,000口当たり分配金額	H	20円
収益分配金金額	I=F×H/10,000	292,830円

平成26年 7月26日から平成26年 8月25日まで

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	531,967円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	0円
収益調整金額	C	6,352,142円
分配準備積立金額	D	23,055,482円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	29,939,591円
当ファンドの期末残存口数	F	143,465,614口
10,000口当たり収益分配対象額	G=E/F×10,000	2,086円
10,000口当たり分配金額	H	20円
収益分配金金額	I=F×H/10,000	286,931円

平成26年 8月26日から平成26年 9月25日まで

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	559,594円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	3,452,444円
収益調整金額	C	6,327,809円
分配準備積立金額	D	23,140,489円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	33,480,336円
当ファンドの期末残存口数	F	142,573,673口
10,000口当たり収益分配対象額	G=E/F×10,000	2,348円
10,000口当たり分配金額	H	20円
収益分配金金額	I=F×H/10,000	285,147円

平成26年 9月26日から平成26年10月27日まで

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	389,880円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	0円
収益調整金額	C	6,349,327円
分配準備積立金額	D	26,867,380円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	33,606,587円
当ファンドの期末残存口数	F	142,666,092口
10,000口当たり収益分配対象額	G=E/F×10,000	2,355円

費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	0円
収益調整金額	C	5,610,533円
分配準備積立金額	D	33,156,968円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	39,098,340円
当ファンドの期末残存口数	F	124,512,596口
10,000口当たり収益分配対象額	G=E/F×10,000	3,140円
10,000口当たり分配金額	H	20円
収益分配金金額	I=F×H/10,000	249,025円

平成27年 1月27日から平成27年 2月25日まで

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	434,774円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	0円
収益調整金額	C	5,536,187円
分配準備積立金額	D	32,656,894円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	38,627,855円
当ファンドの期末残存口数	F	122,409,428口
10,000口当たり収益分配対象額	G=E/F×10,000	3,155円
10,000口当たり分配金額	H	20円
収益分配金金額	I=F×H/10,000	244,818円

平成27年 2月26日から平成27年 3月25日まで

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	343,069円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	0円
収益調整金額	C	5,598,216円
分配準備積立金額	D	32,316,195円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	38,257,480円
当ファンドの期末残存口数	F	120,914,864口
10,000口当たり収益分配対象額	G=E/F×10,000	3,163円
10,000口当たり分配金額	H	20円
収益分配金金額	I=F×H/10,000	241,829円

平成27年 3月26日から平成27年 4月27日まで

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	309,212円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	0円
収益調整金額	C	5,620,660円
分配準備積立金額	D	31,633,009円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	37,562,881円
当ファンドの期末残存口数	F	118,491,269口
10,000口当たり収益分配対象額	G=E/F×10,000	3,170円

10,000口当たり分配金額	H	20円
収益分配金金額	I=F×H/10,000	285,332円

平成26年10月28日から平成26年11月25日まで

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	510,417円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	9,460,193円
収益調整金額	C	5,627,593円
分配準備積立金額	D	23,825,222円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	39,423,425円
当ファンドの期末残存口数	F	126,103,269口
10,000口当たり収益分配対象額	G=E/F×10,000	3,126円
10,000口当たり分配金額	H	20円
収益分配金金額	I=F×H/10,000	252,206円

平成26年11月26日から平成26年12月25日まで

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	339,143円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	0円
収益調整金額	C	5,576,603円
分配準備積立金額	D	33,070,759円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	38,986,505円
当ファンドの期末残存口数	F	124,416,787口
10,000口当たり収益分配対象額	G=E/F×10,000	3,133円
10,000口当たり分配金額	H	20円
収益分配金金額	I=F×H/10,000	248,833円

10,000口当たり分配金額	H	20円
収益分配金金額	I=F×H/10,000	236,982円

平成27年 4月28日から平成27年 5月25日まで

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	394,132円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	0円
収益調整金額	C	5,134,367円
分配準備積立金額	D	28,827,438円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	34,355,937円
当ファンドの期末残存口数	F	107,811,897口
10,000口当たり収益分配対象額	G=E/F×10,000	3,186円
10,000口当たり分配金額	H	20円
収益分配金金額	I=F×H/10,000	215,623円

平成27年 5月26日から平成27年 6月25日まで

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	397,895円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	0円
収益調整金額	C	5,087,181円
分配準備積立金額	D	28,599,599円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	34,084,675円
当ファンドの期末残存口数	F	106,379,644口
10,000口当たり収益分配対象額	G=E/F×10,000	3,204円
10,000口当たり分配金額	H	20円
収益分配金金額	I=F×H/10,000	212,759円

（金融商品に関する注記）

(1)金融商品の状況に関する事項

前期 自 平成26年 6月26日 至 平成26年12月25日	当期 自 平成26年12月26日 至 平成27年 6月25日
1.金融商品に対する取組方針 当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第２条第４項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する運用の基本方針に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。	1.金融商品に対する取組方針 同左
2.金融商品の内容及びその金融商品に係るリスク	2.金融商品の内容及びその金融商品に係るリスク

当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。 当ファンドが保有する有価証券の詳細は、(その他の注記)の２ 有価証券関係に記載しております。 これらは、金利変動リスク、為替変動リスクなどの市場リスク、信用リスク及び流動性リスクにさらされております。	同左
3.金融商品に係るリスク管理体制 委託会社においては、独立した投資リスク管理に関する委員会を設け、パフォーマンスの考査及び運用リスクの管理を行なっております。 ○市場リスクの管理 市場リスクに関しては、資産配分等の状況を常時、分析･把握し、投資方針に沿っているか等の管理を行なっております。 ○信用リスクの管理 信用リスクに関しては、発行体や取引先の財務状況等に関する情報収集･分析を常時、継続し、格付等の信用度に応じた組入制限等の管理を行なっております。 ○流動性リスクの管理 流動性リスクに関しては、必要に応じて市場流動性の状況を把握し、取引量や組入比率等の管理を行なっております。	3.金融商品に係るリスク管理体制 同左

(2)金融商品の時価等に関する事項

前期 平成26年12月25日現在	当期 平成27年 6月25日現在
１．貸借対照表計上額、時価及び差額 貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。	１．貸借対照表計上額、時価及び差額 同左
２．時価の算定方法 投資信託受益証券 （重要な会計方針に係る事項に関する注記）に記載しております。 親投資信託受益証券 （重要な会計方針に係る事項に関する注記）に記載しております。 コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。	２．時価の算定方法 同左

（関連当事者との取引に関する注記）

前期 自 平成26年 6月26日 至 平成26年12月25日	当期 自 平成26年12月26日 至 平成27年 6月25日

市場価格その他当該取引に係る公正な価格を勘案して、一般の取引条件と異なる関連当事者との取引は行なわれていないため、該当事項はございません。	同左

（その他の注記）

1 元本の移動

前期 自 平成26年 6月26日 至 平成26年12月25日		当期 自 平成26年12月26日 至 平成27年 6月25日	
期首元本額	147,299,334円	期首元本額	124,416,787円
期中追加設定元本額	568,175円	期中追加設定元本額	1,347,005円
期中一部解約元本額	23,450,722円	期中一部解約元本額	19,384,148円

2 有価証券関係

売買目的有価証券

種類	前期 自 平成26年 6月26日 至 平成26年12月25日	当期 自 平成26年12月26日 至 平成27年 6月25日
	損益に含まれた評価差額（円）	損益に含まれた評価差額（円）
投資信託受益証券	△1,685,261	1,264,347
親投資信託受益証券	9	0
合計	△1,685,252	1,264,347

3 デリバティブ取引関係

該当事項はありません。

（4）【附属明細表】

第1 有価証券明細表

(1)株式(平成27年 6月25日現在)

該当事項はありません。

(2)株式以外の有価証券(平成27年 6月25日現在)

（単位:円）

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考

投資信託受益証券	日本円	PIMCO ケイマン・グローバル・アドバンテージ・ボンド・ファンド－J（JPY）		127,569,060	
	小計	銘柄数：1 組入時価比率：97.7%		127,569,060 99.9%	
	合計			127,569,060	
親投資信託受益証券	日本円	野村マネー　マザーファンド		100,274	
	小計	銘柄数：1 組入時価比率：0.1%		100,274 0.1%	
	合計			100,274	
合計				127,669,334	

(注1)比率は左より組入時価の純資産に対する比率、及び各小計欄の合計金額に対する比率であります。

第２ デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

（参考）

「野村ＰＩＭＣＯ・グローバル・アドバンテージ債券投信　Ａコース」および「野村ＰＩＭＣＯ・グローバル・アドバンテージ債券投信　Ｂコース」は「野村マネー　マザーファンド」受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された親投資信託受益証券は、すべて同親投資信託の受益証券です。
なお、以下に記載した状況は監査の対象外となっております。

野村マネー　マザーファンド

貸借対照表

（単位：円）

	（平成27年 6月25日現在）
資産の部	
流動資産	
コール・ローン	9,787,505,657
国債証券	1,780,040,677
地方債証券	1,677,742,930
特殊債券	5,047,328,455
社債券	1,404,155,313
コマーシャル・ペーパー	2,399,609,146
現先取引勘定	700,000,000
未収利息	12,981,454
前払費用	13,310,112
流動資産合計	22,822,673,744
資産合計	22,822,673,744
負債の部	
流動負債	
未払金	1,005,254,500
未払解約金	1,184,000
流動負債合計	1,006,438,500

	(平成27年 6月25日現在)
負債合計	1,006,438,500
純資産の部	
元本等	
元本	21,377,300,157
剰余金	
期末剰余金又は期末欠損金（△）	438,935,087
元本等合計	21,816,235,244
純資産合計	21,816,235,244
負債純資産合計	22,822,673,744

注記表

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

1.運用資産の評価基準及び評価方法	国債証券、地方債証券、特殊債券、社債券 原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、価格情報会社の提供する価額等で評価しております。 コマーシャル・ペーパー 原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、価格情報会社の提供する価額等で評価しております。
2.費用・収益の計上基準	有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。
3.金融商品の時価等に関する事項の補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。
4.その他	現先取引 現先取引の会計処理については、「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準委員会 平成20年3月10日)の規定によっております。

（貸借対照表に関する注記）

平成27年 6月25日現在	
1． 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額	
1口当たり純資産額	1.0205円
(10,000口当たり純資産額)	(10,205円)

（金融商品に関する注記）

(1)金融商品の状況に関する事項

自 平成26年12月26日 至 平成27年 6月25日
1.金融商品に対する取組方針 当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第２条第４項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する運用の基本方針に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。 2.金融商品の内容及びその金融商品に係るリスク

当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。
当ファンドが保有する有価証券の詳細は、附属明細表に記載しております。
これらは、金利変動リスクなどの市場リスク、信用リスク及び流動性リスクにさらされております。
3.金融商品に係るリスク管理体制
委託会社においては、独立した投資リスク管理に関する委員会を設け、パフォーマンスの考査及び運用リスクの管理を行なっております。
○市場リスクの管理
市場リスクに関しては、資産配分等の状況を常時、分析･把握し、投資方針に沿っているか等の管理を行なっております。
○信用リスクの管理
信用リスクに関しては、発行体や取引先の財務状況等に関する情報収集･分析を常時、継続し、格付等の信用度に応じた組入制限等の管理を行なっております。
○流動性リスクの管理
流動性リスクに関しては、必要に応じて市場流動性の状況を把握し、取引量や組入比率等の管理を行なっております。

(2)金融商品の時価等に関する事項

平成27年 6月25日現在
１．貸借対照表計上額、時価及び差額
貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
２．時価の算定方法
国債証券、地方債証券、特殊債券、社債券
（重要な会計方針に係る事項に関する注記）に記載しております。
コマーシャル・ペーパー
（重要な会計方針に係る事項に関する注記）に記載しております。
コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務
これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

（その他の注記）
元本の移動及び期末元本額の内訳

平成27年 6月25日現在	
期首	平成26年12月26日
本報告書における開示対象ファンドの期首における当ファンドの元本額	14,761,099,988円
同期中における追加設定元本額	11,076,583,638円
同期中における一部解約元本額	4,460,383,469円
期末元本額	21,377,300,157円
期末元本額の内訳＊	
バンクローンファンド（為替ヘッジあり）２０１４－０９	98,039,216円
野村アフリカ株投資　マネープール・ファンド	21,170,040円
野村米国ハイ・イールド債券投信（マネープールファンド）年２回決算型	90,633,757円
野村新中国株投資　マネープール・ファンド	77,905,643円
野村日本ブランド株投資（マネープールファンド）年２回決算型	932,724,304円
野村新米国ハイ・イールド債券投信（マネープールファンド）年２回決算型	9,578,935円
野村ピクテ・ジェネリック&ゲノム　マネープール・ファンド	7,708,380円
野村ＲＣＭ・グリーン・テクノロジー　マネープール・ファンド	1,511,406円

野村新興国消費関連株投信　マネープール・ファンド	5,876,950円
野村世界業種別投資シリーズ（マネープール・ファンド）	11,939,749円
ノムラ・アジア・シリーズ（マネープール・ファンド）	1,580,614,114円
野村新エマージング債券投信（マネープールファンド）年２回決算型	5,716,956円
野村グローバル・ハイ・イールド債券投信（マネープールファンド）年２回決算型	8,788,959円
野村グローバルＣＢ投信（マネープールファンド）年２回決算型	6,262,524円
野村ドイチェ・高配当インフラ関連株投信（マネープールファンド）年２回決算型	120,438,353円
野村ＰＩＭＣＯ新興国インフラ関連債券投信（マネープールファンド）年２回決算型	449,545円
野村日本スマートシティ株投資　マネープールファンド	1,233,203円
野村世界高金利通貨投信	151,953,753円
野村新世界高金利通貨投信	982,608円
コインの未来（毎月分配型）	3,965,894円
コインの未来（年２回分配型）	991,474円
欧州ハイ・イールド・ボンド・ファンド（欧州通貨コース）	982,609円
欧州ハイ・イールド・ボンド・ファンド（円コース）	982,609円
欧州ハイ・イールド・ボンド・ファンド（豪ドルコース）	982,609円
野村米国ハイ・イールド債券投信（円コース）毎月分配型	982,608円
野村米国ハイ・イールド債券投信（米ドルコース）毎月分配型	98,261円
野村米国ハイ・イールド債券投信（ユーロコース）毎月分配型	98,261円
野村米国ハイ・イールド債券投信（豪ドルコース）毎月分配型	982,608円
野村米国ハイ・イールド債券投信（ブラジルレアルコース）毎月分配型	982,608円
野村米国ハイ・イールド債券投信（南アフリカランドコース）毎月分配型	982,608円
野村米国ハイ・イールド債券投信（トルコリラコース）毎月分配型	982,608円
野村米国ハイ・イールド債券投信（円コース）年２回決算型	98,261円
野村米国ハイ・イールド債券投信（米ドルコース）年２回決算型	98,261円
野村米国ハイ・イールド債券投信（ユーロコース）年２回決算型	9,826円
野村米国ハイ・イールド債券投信（豪ドルコース）年２回決算型	982,608円
野村米国ハイ・イールド債券投信（ブラジルレアルコース）年２回決算型	982,608円
野村米国ハイ・イールド債券投信（南アフリカランドコース）年２回決算型	98,260円
野村米国ハイ・イールド債券投信（トルコリラコース）年２回決算型	98,261円
野村日本ブランド株投資（円コース）毎月分配型	982,609円
野村日本ブランド株投資（豪ドルコース）毎月分配型	982,608円
野村日本ブランド株投資（ブラジルレアルコース）毎月分配型	982,608円
野村日本ブランド株投資（南アフリカランドコース）毎月分配型	98,261円
野村日本ブランド株投資（トルコリラコース）毎月分配型	982,607円
野村日本ブランド株投資（円コース）年２回決算型	982,608円
野村日本ブランド株投資（豪ドルコース）年２回決算型	982,608円
野村日本ブランド株投資（ブラジルレアルコース）年２回決算型	982,608円
野村日本ブランド株投資（南アフリカランドコース）年２回決算型	98,260円
野村日本ブランド株投資（トルコリラコース）年２回決算型	982,608円
野村新米国ハイ・イールド債券投信（円コース）毎月分配型	982,608円
野村新米国ハイ・イールド債券投信（豪ドルコース）毎月分配型	982,608円
野村新米国ハイ・イールド債券投信（ブラジルレアルコース）毎月分配型	982,608円
野村新米国ハイ・イールド債券投信（南アフリカランドコース）毎月分配型	982,608円
野村新米国ハイ・イールド債券投信（トルコリラコース）毎月分配型	982,608円
野村新米国ハイ・イールド債券投信（円コース）年２回決算型	98,261円
野村新米国ハイ・イールド債券投信（豪ドルコース）年２回決算型	98,260円
野村新米国ハイ・イールド債券投信（ブラジルレアルコース）年２回決算型	982,608円

野村新米国ハイ・イールド債券投信（南アフリカランドコース）年２回決算型	98,261円
野村新米国ハイ・イールド債券投信（トルコリラコース）年２回決算型	98,260円
野村ＰＩＭＣＯ・グローバル・アドバンテージ債券投信　Ａコース	982,608円
野村ＰＩＭＣＯ・グローバル・アドバンテージ債券投信　Ｂコース	98,260円
野村新エマージング債券投信（円コース）毎月分配型	982,608円
野村新エマージング債券投信（米ドルコース）毎月分配型	98,261円
野村新エマージング債券投信（豪ドルコース）毎月分配型	982,607円
野村新エマージング債券投信（ブラジルレアルコース）毎月分配型	982,608円
野村新エマージング債券投信（南アフリカランドコース）毎月分配型	98,261円
野村新エマージング債券投信（中国元コース）毎月分配型	982,607円
野村新エマージング債券投信（インドネシアルピアコース）毎月分配型	982,608円
野村新エマージング債券投信（円コース）年２回決算型	982,608円
野村新エマージング債券投信（米ドルコース）年２回決算型	98,261円
野村新エマージング債券投信（豪ドルコース）年２回決算型	98,260円
野村新エマージング債券投信（ブラジルレアルコース）年２回決算型	982,608円
野村新エマージング債券投信（南アフリカランドコース）年２回決算型	9,826円
野村新エマージング債券投信（中国元コース）年２回決算型	982,608円
野村新エマージング債券投信（インドネシアルピアコース）年２回決算型	98,261円
野村グローバル・ハイ・イールド債券投信（円コース）毎月分配型	984,834円
野村グローバル・ハイ・イールド債券投信（資源国通貨コース）毎月分配型	984,834円
野村グローバル・ハイ・イールド債券投信（アジア通貨コース）毎月分配型	984,834円
野村グローバル・ハイ・イールド債券投信（円コース）年２回決算型	984,834円
野村グローバル・ハイ・イールド債券投信（資源国通貨コース）年２回決算型	984,834円
野村グローバル・ハイ・イールド債券投信（アジア通貨コース）年２回決算型	984,834円
野村高金利国際機関債投信（毎月分配型）	49,354,623円
野村アジアＣＢ投信（毎月分配型）	982,608円
野村グローバルＣＢ投信（円コース）毎月分配型	984,543円
野村グローバルＣＢ投信（資源国通貨コース）毎月分配型	984,543円
野村グローバルＣＢ投信（アジア通貨コース）毎月分配型	984,543円
野村グローバルＣＢ投信（円コース）年２回決算型	984,543円
野村グローバルＣＢ投信（資源国通貨コース）年２回決算型	984,543円
野村グローバルＣＢ投信（アジア通貨コース）年２回決算型	984,543円
ノムラ新興国債券ファンズ（野村ＳＭＡ向け）	10,000円
野村ドイチェ・高配当インフラ関連株投信（円コース）毎月分配型	984,252円
野村ドイチェ・高配当インフラ関連株投信（米ドルコース）毎月分配型	98,261円
野村ドイチェ・高配当インフラ関連株投信（豪ドルコース）毎月分配型	984,252円
野村ドイチェ・高配当インフラ関連株投信（ブラジルレアルコース）毎月分配型	984,252円
野村ドイチェ・高配当インフラ関連株投信（円コース）年２回決算型	984,252円
野村ドイチェ・高配当インフラ関連株投信（米ドルコース）年２回決算型	98,261円
野村ドイチェ・高配当インフラ関連株投信（豪ドルコース）年２回決算型	984,252円
野村ドイチェ・高配当インフラ関連株投信（ブラジルレアルコース）年２回決算型	984,252円
野村日本ブランド株投資（資源国通貨コース）毎月分配型	982,609円
野村日本ブランド株投資（アジア通貨コース）毎月分配型	982,609円
野村日本ブランド株投資（資源国通貨コース）年２回決算型	982,609円
野村日本ブランド株投資（アジア通貨コース）年２回決算型	982,609円
野村ＰＩＭＣＯ新興国インフラ関連債券投信（円コース）毎月分配型	982,607円
野村ＰＩＭＣＯ新興国インフラ関連債券投信（資源国通貨コース）毎月分配型	982,607円
野村ＰＩＭＣＯ新興国インフラ関連債券投信（アジア通貨コース）毎月分配型	982,608円

野村ＰＩＭＣＯ新興国インフラ関連債券投信（円コース）年２回決算型	98,261円
野村ＰＩＭＣＯ新興国インフラ関連債券投信（資源国通貨コース）年２回決算型	98,261円
野村ＰＩＭＣＯ新興国インフラ関連債券投信（アジア通貨コース）年２回決算型	98,261円
野村米国ブランド株投資（円コース）毎月分配型	98,261円
野村米国ブランド株投資（資源国通貨コース）毎月分配型	983,768円
野村米国ブランド株投資（アジア通貨コース）毎月分配型	983,768円
野村米国ブランド株投資（円コース）年２回決算型	983,768円
野村米国ブランド株投資（資源国通貨コース）年２回決算型	983,768円
野村米国ブランド株投資（アジア通貨コース）年２回決算型	983,768円
ノムラ・グローバルトレンド（円コース）毎月分配型	983,672円
ノムラ・グローバルトレンド（資源国通貨コース）毎月分配型	983,672円
ノムラ・グローバルトレンド（アジア通貨コース）毎月分配型	983,672円
ノムラ・グローバルトレンド（円コース）年２回決算型	983,672円
ノムラ・グローバルトレンド（資源国通貨コース）年２回決算型	983,672円
ノムラ・グローバルトレンド（アジア通貨コース）年２回決算型	983,672円
野村テンプルトン・トータル・リターン　Ａコース	983,381円
野村テンプルトン・トータル・リターン　Ｂコース	98,261円
野村テンプルトン・トータル・リターン　Ｃコース	983,381円
野村テンプルトン・トータル・リターン　Ｄコース	983,381円
野村高金利国際機関債投信（年２回決算型）	1,967円
野村米国ハイ・イールド債券投信（通貨セレクトコース）毎月分配型	982,609円
野村米国ハイ・イールド債券投信（通貨セレクトコース）年２回決算型	98,262円
野村ドイチェ・高配当インフラ関連株投信（通貨セレクトコース）毎月分配型	982,609円
野村ドイチェ・高配当インフラ関連株投信（通貨セレクトコース）年２回決算型	98,261円
野村グローバル高配当株プレミアム（円コース）毎月分配型	983,091円
野村グローバル高配当株プレミアム（通貨セレクトコース）毎月分配型	983,091円
野村グローバル高配当株プレミアム（円コース）年２回決算型	983,091円
野村グローバル高配当株プレミアム（通貨セレクトコース）年２回決算型	983,091円
ノムラ・アジア・コレクション（短期アジア現地通貨建て債券　Ａコース）	982,995円
ノムラ・アジア・コレクション（短期アジア現地通貨建て債券　Ｂコース）	98,260円
野村アジアハイ・イールド債券投信（円コース）毎月分配型	982,898円
野村アジアハイ・イールド債券投信（通貨セレクトコース）毎月分配型	982,898円
野村アジアハイ・イールド債券投信（アジア通貨セレクトコース）毎月分配型	982,898円
野村アジアハイ・イールド債券投信（円コース）年２回決算型	982,898円
野村アジアハイ・イールド債券投信（通貨セレクトコース）年２回決算型	982,898円
野村アジアハイ・イールド債券投信（アジア通貨セレクトコース）年２回決算型	982,898円
野村豪ドル債オープン・プレミアム毎月分配型	982,801円
野村豪ドル債オープン・プレミアム年２回決算型	491,401円
野村グローバルＲＥＩＴプレミアム（円コース）毎月分配型	982,608円
野村グローバルＲＥＩＴプレミアム（通貨セレクトコース）毎月分配型	982,608円
野村グローバルＲＥＩＴプレミアム（円コース）年２回決算型	982,608円
野村グローバルＲＥＩＴプレミアム（通貨セレクトコース）年２回決算型	982,608円
野村日本高配当株プレミアム（円コース）毎月分配型	982,415円
野村日本高配当株プレミアム（通貨セレクトコース）毎月分配型	982,415円
野村日本高配当株プレミアム（円コース）年２回決算型	982,415円
野村日本高配当株プレミアム（通貨セレクトコース）年２回決算型	982,415円
野村高配当インフラ関連株プレミアム（円コース）毎月分配型	982,029円
野村高配当インフラ関連株プレミアム（通貨セレクトコース）毎月分配型	982,029円

野村高配当インフラ関連株プレミアム（円コース）年２回決算型	982,029円
野村高配当インフラ関連株プレミアム（通貨セレクトコース）年２回決算型	982,029円
野村カルミニャック・ファンド　Ａコース	981,547円
野村カルミニャック・ファンド　Ｂコース	981,547円
野村通貨選択日本株投信（米ドルコース）毎月分配型	981,451円
野村通貨選択日本株投信（ユーロコース）毎月分配型	1,963円
野村通貨選択日本株投信（豪ドルコース）毎月分配型	981,451円
野村通貨選択日本株投信（ブラジルレアルコース）毎月分配型	981,451円
野村通貨選択日本株投信（トルコリラコース）毎月分配型	588,871円
野村通貨選択日本株投信（メキシコペソコース）毎月分配型	981,451円
野村通貨選択日本株投信（中国元コース）毎月分配型	196,291円
野村通貨選択日本株投信（インドネシアルピアコース）毎月分配型	294,436円
野村通貨選択日本株投信（インドルピーコース）毎月分配型	981,451円
野村通貨選択日本株投信（ロシアルーブルコース）毎月分配型	48,092円
野村通貨選択日本株投信（米ドルコース）年２回決算型	981,451円
野村通貨選択日本株投信（ユーロコース）年２回決算型	4,908円
野村通貨選択日本株投信（豪ドルコース）年２回決算型	981,451円
野村通貨選択日本株投信（ブラジルレアルコース）年２回決算型	981,451円
野村通貨選択日本株投信（トルコリラコース）年２回決算型	392,831円
野村通貨選択日本株投信（メキシコペソコース）年２回決算型	981,451円
野村通貨選択日本株投信（中国元コース）年２回決算型	98,146円
野村通貨選択日本株投信（インドネシアルピアコース）年２回決算型	196,291円
野村通貨選択日本株投信（インドルピーコース）年２回決算型	294,436円
野村通貨選択日本株投信（ロシアルーブルコース）年２回決算型	13,741円
野村エマージング債券プレミアム毎月分配型	981,451円
野村エマージング債券プレミアム年２回決算型	981,451円
ノムラ　ＴＨＥ　ＵＳＡ　Ａコース	981,258円
ノムラ　ＴＨＥ　ＵＳＡ　Ｂコース	981,258円
ノムラ　ＴＨＥ　ＥＵＲＯＰＥ　Ａコース	98,117円
ノムラ　ＴＨＥ　ＥＵＲＯＰＥ　Ｂコース	98,117円
米国変動好金利ファンド　Ａコース	8,829,589円
米国変動好金利ファンド　Ｂコース	981,066円
野村日本ブランド株投資（米ドルコース）毎月分配型	9,809円
野村日本ブランド株投資（メキシコペソコース）毎月分配型	9,809円
野村日本ブランド株投資（米ドルコース）年２回決算型	9,809円
野村日本ブランド株投資（メキシコペソコース）年２回決算型	9,809円
野村アジアハイ・イールド債券投信（米ドルコース）毎月分配型	9,808円
野村アジアハイ・イールド債券投信（米ドルコース）年２回決算型	9,808円
野村米国ハイ・イールド債券投信（メキシコペソコース）毎月分配型	9,808円
野村米国ハイ・イールド債券投信（メキシコペソコース）年２回決算型	9,808円
野村米国ブランド株投資（米ドルコース）毎月分配型	9,807円
野村米国ブランド株投資（米ドルコース）年２回決算型	9,807円
野村ＰＩＭＣＯ新興国インフラ関連債券投信（米ドルコース）毎月分配型	9,807円
野村ＰＩＭＣＯ新興国インフラ関連債券投信（米ドルコース）年２回決算型	9,807円
野村グローバルボンド投信　Ａコース	98,049円
野村グローバルボンド投信　Ｂコース	980,489円
野村グローバルボンド投信　Ｃコース	98,049円
野村グローバルボンド投信　Ｄコース	980,489円

野村グローバルボンド投信　Ｅコース	98,049円
野村グローバルボンド投信　Ｆコース	980,489円
野村新米国ハイ・イールド債券投信（米ドルコース）毎月分配型	9,805円
野村新米国ハイ・イールド債券投信（メキシコペソコース）毎月分配型	9,805円
野村新米国ハイ・イールド債券投信（米ドルコース）年２回決算型	9,805円
野村新米国ハイ・イールド債券投信（メキシコペソコース）年２回決算型	9,805円
野村高配当インフラ関連株ファンド（円コース）毎月分配型	9,803円
野村高配当インフラ関連株ファンド（米ドルコース）毎月分配型	980,297円
野村高配当インフラ関連株ファンド（通貨セレクトコース）毎月分配型	980,297円
野村高配当インフラ関連株ファンド（円コース）年２回決算型	9,803円
野村高配当インフラ関連株ファンド（米ドルコース）年２回決算型	980,297円
野村高配当インフラ関連株ファンド（通貨セレクトコース）年２回決算型	9,803円
野村新興国高配当株トリプルウイング　ブラジルレアル毎月分配型	9,803円
ピムコ・世界インカム戦略ファンド（円コース）	9,803円
ピムコ・世界インカム戦略ファンド（米ドルコース）	9,803円
ピムコ・世界インカム戦略ファンド（世界通貨分散コース）	9,803円
ノムラ新興国債券ファンズ（野村ＳＭＡ・ＥＷ向け）	9,801円
野村ブルーベイ・トータルリターンファンド（野村ＳＭＡ・ＥＷ向け）	9,801円
第１回　野村短期公社債ファンド	98,261円
第２回　野村短期公社債ファンド	98,261円
第３回　野村短期公社債ファンド	98,261円
第４回　野村短期公社債ファンド	98,261円
第５回　野村短期公社債ファンド	98,261円
第６回　野村短期公社債ファンド	98,261円
第７回　野村短期公社債ファンド	98,261円
第８回　野村短期公社債ファンド	98,261円
第９回　野村短期公社債ファンド	98,260円
第１０回　野村短期公社債ファンド	98,260円
第１１回　野村短期公社債ファンド	98,261円
第１２回　野村短期公社債ファンド	982,607円
野村グローバル債券為替ファンド（適格機関投資家転売制限付）	35,652,519円
ノムラスマートプレミアムファンドハイブリッド３０（非課税適格機関投資家専用）	5,276,885,002円
ノムラスマートプレミアムファンドハイブリッド５０（適格機関投資家転売制限付）	3,422,819,779円
野村日経２２５ターゲット（公社債運用移行型）Ｚプライス（適格機関投資家専用）	2,477,443,776円
野村日経２２５ターゲット（公社債運用移行型）Ｄプライス（適格機関投資家専用）	4,635,437,085円
日本株インカムプラスα（公社債運用移行型）１３０５（適格機関投資家転売制限付）	1,186,053,936円
日本株インカムプラスα（公社債運用移行型）１３０８（適格機関投資家転売制限付）	1,019,201,436円
野村ＤＣテンプルトン・トータル・リターン　Ａコース	9,818円
野村ＤＣテンプルトン・トータル・リターン　Ｂコース	9,818円

＊は当該親投資信託受益証券を投資対象とする証券投資信託ごとの元本額

附属明細表

第1　有価証券明細表

(1)株式(平成27年 6月25日現在)

該当事項はありません。

(2)株式以外の有価証券(平成27年 6月25日現在)

（単位:円）

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考
国債証券	日本円	国庫債券　利付（２年）第３３０回	170,000,000	170,019,708	
		国庫債券　利付（２年）第３３１回	60,000,000	60,008,710	
		国庫債券　利付（２年）第３３３回	50,000,000	50,014,308	
		国庫短期証券　第５２１回	500,000,000	499,998,706	
		国庫短期証券　第５２９回	500,000,000	499,999,745	
		国庫短期証券　第５４１回	500,000,000	499,999,500	
	小計	銘柄数：6 組入時価比率：8.2%	1,780,000,000	1,780,040,677 14.5%	
	合計			1,780,040,677	
地方債証券	日本円	東京都　公募第６２５回	200,000,000	200,597,740	
		北海道　公募平成１７年度第６回	105,100,000	105,337,121	
		埼玉県　公募平成１７年度第３回	500,000,000	500,548,810	
		共同発行市場地方債　公募第３２回	100,000,000	100,607,000	
		大阪市　公募平成１７年度第３回	100,000,000	100,096,544	
		名古屋市　公募第１２回ひ号	670,000,000	670,555,715	
	小計	銘柄数：6 組入時価比率：7.7%	1,675,100,000	1,677,742,930 13.6%	
	合計			1,677,742,930	
特殊債券	日本円	日本高速道路保有・債務返済機構承継　政府保証第３４３回	171,000,000	171,038,909	
		日本高速道路保有・債務返済機構承継　政府保証第３４５回	50,000,000	50,052,759	
		日本高速道路保有・債務返済機構承継　政府保証第３４６回	300,000,000	300,688,325	
		日本高速道路保有・債務返済機構承継　政府保証第３４７回	352,000,000	353,056,682	
		日本高速道路保有・債務返済機構承継　政府保証債第１回	100,000,000	100,714,672	
		日本高速道路保有・債務返済機構債券　政府保証債第３回	100,000,000	100,857,992	

		日本高速道路保有・債務返済機構債券　政府保証債第５回	558,000,000	563,732,534	
		日本高速道路保有・債務返済機構債券　政府保証債第１１回	170,000,000	172,431,238	
		公営企業債券　政府保証第８５２回	160,000,000	160,027,243	
		公営企業債券　政府保証第８５４回	60,000,000	60,109,445	
		公営企業債券　政府保証第８６１回	29,000,000	29,323,150	
		公営企業債券　政府保証第８６２回	117,000,000	118,635,740	
		地方公共団体金融機構債券　２年第１回	200,000,000	200,072,060	
		首都高速道路債券　政府保証第１９８回	10,000,000	10,001,408	
		首都高速道路債券　政府保証第１９９回	50,000,000	50,117,792	
		首都高速道路社債　第６回	100,000,000	100,056,006	
		首都高速道路債券　政府保証第１回	400,000,000	404,648,000	
		阪神高速道路債券　政府保証第１４７回	50,000,000	50,053,288	
		阪神高速道路債券　政府保証第１４８回	20,000,000	20,064,540	
		阪神高速道路社債　財投機関債第６回	100,000,000	100,240,841	
		日本政策金融公庫債券　政府保証第３回	30,000,000	30,030,482	
		本州四国連絡橋債券　政府保証第２７回	300,000,000	300,736,720	
		中部国際空港債券　政府保証第１７回	300,000,000	300,000,000	
		商工債券　利付第７２１回い号	30,000,000	30,003,099	
		商工債券　利付第７２２回い号	100,000,000	100,034,296	
		商工債券　利付第７２４回い号	120,000,000	120,124,030	
		農林債券　利付第７２２回い号	200,000,000	200,083,000	
		農林債券　利付第７２３回い号	150,000,000	150,114,559	
		農林債券　利付第７２４回い号	50,000,000	50,051,740	
		しんきん中金債券　利付第２４７回	50,000,000	50,001,280	
		商工債券　利付（３年）第１４９回	100,000,000	100,001,432	
		商工債券　利付（３年）第１５２回	100,000,000	100,029,594	
		商工債券　利付（３年）第１５３回	100,000,000	100,042,665	
		中日本高速道路債券　財投機関債第２０回	100,000,000	100,072,341	

		西日本高速道路　第１６回	200,000,000	200,080,593	
	小計	銘柄数：35 組入時価比率：23.1%	5,027,000,000	5,047,328,455 41.0%	
	合計			5,047,328,455	
社債券	日本円	みずほコーポレート銀行　第２４回特定社債間限定同順位特約付	200,000,000	200,562,390	
		みずほコーポレート銀行　第２５回特定社債間限定同順位特約付	100,000,000	100,523,510	
		三菱東京ＵＦＪ銀行　第１１６回特定社債間限定同順位特約付	400,000,000	400,107,502	
		三井住友銀行　第５０回社債間限定同順位特約付	100,000,000	100,024,729	
		三菱ＵＦＪリース　第１３回社債間限定同順位特約付	500,000,000	502,851,693	
		三菱ＵＦＪリース　第２２回社債間限定同順位特約付	100,000,000	100,085,489	
	小計	銘柄数：6 組入時価比率：6.4%	1,400,000,000	1,404,155,313 11.4%	
	合計			1,404,155,313	
コマーシャル・ペーパー	日本円	フォレストコープ	100,000,000	99,996,961	
		フォレストコープ	100,000,000	99,965,133	
		フォレストコープ	100,000,000	99,949,533	
		ストレイト	100,000,000	99,986,182	
		みずほ証券	100,000,000	99,998,215	
		みずほ証券	200,000,000	199,992,254	
		みずほ証券	100,000,000	99,970,854	
		三井住友Ｆ＆Ｌ	200,000,000	199,991,660	
		三井住友Ｆ＆Ｌ	200,000,000	199,956,857	
		三井住友Ｆ＆Ｌ	200,000,000	199,951,682	
		三井住友Ｆ＆Ｌ	200,000,000	199,939,607	
		三井住友信託銀行	200,000,000	199,996,545	
		三井住友信託銀行	100,000,000	99,993,064	
		三井住友信託銀行	100,000,000	99,986,176	
		三井住友信託銀行	200,000,000	199,968,937	
		三井住友信託銀行	200,000,000	199,965,486	
	小計	銘柄数：16 組入時価比率：11.0%	2,400,000,000	2,399,609,146 19.5%	
	合計			2,399,609,146	

合計		12,308,876,521	

(注1)比率は左より組入時価の純資産に対する比率、及び各小計欄の合計金額に対する比率であります。

第２ デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

２【ファンドの現況】

【純資産額計算書】

野村ＰＩＭＣＯ・グローバル・アドバンテージ債券投信　Ａコース

平成27年 7月31日現在

Ⅰ　資産総額	1,161,052,666円
Ⅱ　負債総額	172,065円
Ⅲ　純資産総額（Ⅰ－Ⅱ）	1,160,880,601円
Ⅳ　発行済口数	1,168,465,323口
Ⅴ　１口当たり純資産額（Ⅲ／Ⅳ）	0.9935円

野村ＰＩＭＣＯ・グローバル・アドバンテージ債券投信　Ｂコース

平成27年 7月31日現在

Ⅰ　資産総額	128,994,038円
Ⅱ　負債総額	19,046円
Ⅲ　純資産総額（Ⅰ－Ⅱ）	128,974,992円
Ⅳ　発行済口数	106,475,669口
Ⅴ　１口当たり純資産額（Ⅲ／Ⅳ）	1.2113円

（参考）野村マネー　マザーファンド

平成27年 7月31日現在

Ⅰ　資産総額	22,294,780,338円
Ⅱ　負債総額	178,008,280円
Ⅲ　純資産総額（Ⅰ－Ⅱ）	22,116,772,058円
Ⅳ　発行済口数	21,670,344,425口
Ⅴ　１口当たり純資産額（Ⅲ／Ⅳ）	1.0206円

第４【内国投資信託受益証券事務の概要】

(1) 受益証券の名義書換えの事務等

該当事項はありません。

ファンドの受益権の帰属は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定まり、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

なお、受益者は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券か

ら記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行なわないものとします。

(2) 受益者に対する特典

該当事項はありません。

(3) 受益権の譲渡

①受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

②上記①の申請のある場合には、上記①の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、上記①の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行なわれるよう通知するものとします。

③上記①の振替について、委託者は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託者が必要と認めたときまたはやむをえない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

(4) 受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託者および受託者に対抗することができません。

(5) 受益権の再分割

委託者は、受託者と協議のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

(6) 質権口記載又は記録の受益権の取り扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付け、一部解約金および償還金の支払い等については、約款の規定によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

第三部【委託会社等の情報】

第１【委託会社等の概況】

１【委託会社等の概況】

(1)資本金の額

平成27年7月末現在、17,180百万円

会社が発行する株式総数　　20,000,000株

発行済株式総数　　5,150,693株

過去５年間における主な資本金の額の増減：該当事項はありません。

(2)会社の機構

(a)会社の意思決定機構

当社は委員会設置会社であり、会社の機関として株主総会、取締役会のほか代表執行役ならびに執行役、指名委員会、監査委員会および報酬委員会をおきますが、代表取締役および監査役会は設けません。各機関の権限は以下のとおりであります。

株主総会

株主により構成され、取締役・会計監査人の選任・解任、剰余金の配当の承認、定款変更・合併等の重要事項の承認等を行います。

取締役会

取締役により構成され、当社の業務につき意思決定を行います。また執行役・代表執行役、各委員会の委員等を選任し、取締役および執行役の職務の執行を監督します。

代表執行役・執行役

各執行役は、当社の業務の執行を行います。代表執行役は当社を代表いたします。また取締役会により委任された一定の事項について、代表執行役および執行役で構成される経営会議および執行役会が意思決定を行います。なお、当社は執行役員制度を導入しており、経営会議の構成員には執行役会で選定された執行役員が含まれます。

委員会

取締役３名以上（但し、各委員につき過半数は社外取締役であって執行役でない者）で構成され、イ）指名委員会は、株主総会に提出する取締役の選任・解任・不再任に関する議案の内容を決定し、ロ）報酬委員会は取締役・執行役が受ける個人別の報酬の決定に関する方針を定め、かつそれに従って各報酬の内容を決定し、ハ）監査委員会は取締役・執行役の職務執行の適法性ならびに妥当性に関する監査を行うとととともに、株主総会に提出する会計監査人の選任・解任・不再任に関する議案の内容を決定します。

(b)投資信託の運用体制

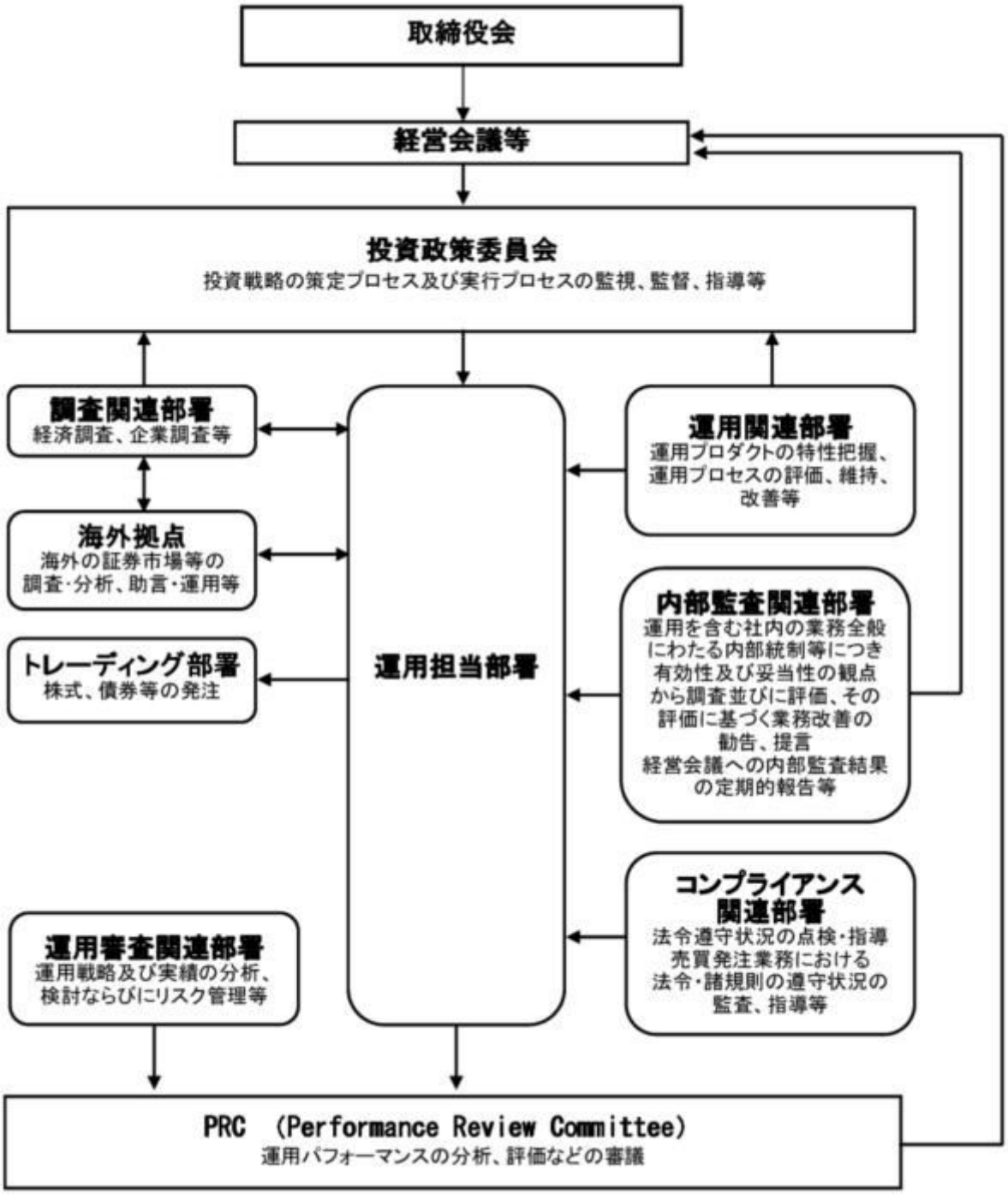

2【事業の内容及び営業の概況】

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託者は、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行っています。また「金融商品取引法」に定める第二種金融商品取引業に係る業務の一部及び投資助言業務を行っています。

委託者の運用する証券投資信託は平成27年6月30日現在次の通りです(ただし、親投資信託を除きます。)。

種類	本数	純資産総額(百万円)

追加型株式投資信託	887	18,958,286
単位型株式投資信託	47	240,353
追加型公社債投資信託	18	7,534,919
単位型公社債投資信託	130	1,062,149
合計	1,082	27,795,706

3【委託会社等の経理状況】

1．委託会社である野村アセットマネジメント株式会社(以下「委託会社」という)の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号、以下「財務諸表等規則」という)、ならびに同規則第２条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」(平成19年８月６日内閣府令第52号)により作成しております。

2．財務諸表の記載金額は、百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

3．委託会社は、金融商品取引法第193条の２第１項の規定に基づき、事業年度(平成26年４月１日から平成27年３月31日まで)の財務諸表について、新日本有限責任監査法人の監査を受けております。

（1）【貸借対照表】

		前事業年度 (平成26年３月31日)		当事業年度 (平成27年３月31日)	
区分	注記番号	金額(百万円)		金額(百万円)	
(資産の部)					
流動資産					
現金・預金			247		411
金銭の信託			51,758		56,824
有価証券			11,800		17,100
前払金			0		15
前払費用			28		29
未収入金			287		330
未収委託者報酬			10,741		12,679
未収収益			5,999		7,436
繰延税金資産			2,010		2,594
その他			159		73
貸倒引当金			△8		△9
流動資産計			83,026		97,486
固定資産					
有形固定資産			1,508		1,322
建物	※２	442		413	
器具備品	※２	1,065		909	
無形固定資産			8,249		7,254
ソフトウェア		8,248		7,253	
電話加入権		1		0	

その他		0		0	
投資その他の資産			22,052		24,840
投資有価証券		11,747		11,593	
関係会社株式		9,609		10,149	
従業員長期貸付金		35		30	
長期差入保証金		50		49	
長期前払費用		80		60	
前払年金費用		347		2,776	
その他		181		179	
貸倒引当金		△0		△0	
固定資産計			31,810		33,417
資産合計			114,837		130,903

		前事業年度 (平成26年３月31日)		当事業年度 (平成27年３月31日)	
区分	注記番号	金額(百万円)		金額(百万円)	
(負債の部)					
流動負債					
預り金			106		118
未払金	※１		9,720		11,602
未払収益分配金		2		1	
未払償還金		33		32	
未払手数料		4,493		4,883	
その他未払金		5,191		6,684	
未払費用	※１		8,420		10,221
未払法人税等			1,960		1,961
賞与引当金			3,984		4,558
外国税支払損失引当金			-		1,721
流動負債計			24,191		30,182
固定負債					
退職給付引当金			-		2,467
時効後支払損引当金			505		521
繰延税金負債			3,211		747
固定負債計			3,716		3,735
負債合計			27,907		33,918
(純資産の部)					
株主資本			80,249		90,092
資本金			17,180		17,180
資本剰余金			11,729		11,729
資本準備金		11,729		11,729	
利益剰余金			51,339		61,182
利益準備金		685		685	
その他利益剰余金		50,654		60,497	
別途積立金		24,606		24,606	
繰越利益剰余金		26,048		35,890	
評価・換算差額等			6,679		6,893
その他有価証券評価差額金			6,679		6,893
純資産合計			86,929		96,985
負債・純資産合計			114,837		130,903

（２）【損益計算書】

区分	注記番号	前事業年度 (自　平成25年４月１日 至　平成26年３月31日) 金額(百万円)		当事業年度 (自　平成26年４月１日 至　平成27年３月31日) 金額(百万円)	
営業収益					
委託者報酬			87,258		96,159
運用受託報酬			24,589		31,466
その他営業収益			188		221
営業収益計			112,036		127,847
営業費用					
支払手数料			44,194		47,060
広告宣伝費			793		823
公告費			0		-
受益証券発行費			6		5
調査費			20,794		28,326
調査費		1,250		1,299	
委託調査費		19,544		27,027	
委託計算費			941		1,156
営業雑経費			2,926		3,275
通信費		188		193	
印刷費		948		951	
協会費		76		77	
諸経費		1,712		2,053	
営業費用計			69,656		80,648
一般管理費					
給料			11,091		11,660
役員報酬	※２	292		289	
給料・手当		6,823		6,874	
賞与		3,975		4,496	
交際費			131		131
旅費交通費			454		472
租税公課			387		501
不動産賃借料			1,212		1,218
退職給付費用			1,069		723
固定資産減価償却費			3,518		3,120
諸経費			6,596		6,815
一般管理費計			24,460		24,643
営業利益			17,919		22,555

区分	注記番号	前事業年度 (自　平成25年４月１日 至　平成26年３月31日) 金額(百万円)		当事業年度 (自　平成26年４月１日 至　平成27年３月31日) 金額(百万円)	
営業外収益					
受取配当金	※１	3,680		4,038	

収益分配金		0		-	
受取利息		3		5	
金銭の信託運用益		379		347	
その他		336		366	
営業外収益計			4,400		4,756
営業外費用					
支払利息	※１	11		-	
時効後支払損引当金繰入額		24		28	
その他		132		137	
営業外費用計			169		166
経常利益			22,151		27,146
特別利益					
投資有価証券等売却益		-		794	
株式報酬受入益		203		142	
特別利益計			203		936
特別損失					
投資有価証券償還損		51		-	
投資有価証券等評価損		2		91	
関係会社株式評価損		2,491		-	
固定資産除却損	※３	17		357	
外国税支払損失引当金繰入額		-		1,721	
特別損失計			2,562		2,169
税引前当期純利益			19,792		25,913
法人税、住民税及び事業税			7,608		8,433
法人税等調整額			△90		△2,488
当期純利益			12,273		19,967

（３）【株主資本等変動計算書】

前事業年度(自　平成25年４月１日　至　平成26年３月31日)

(単位：百万円)

	株主資本							
	資本金	資本剰余金		利益剰余金				株主資本合計
		資本準備金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金合計	
					別途積立金	繰越利益剰余金		
当期首残高	17,180	11,729	11,729	685	24,606	17,740	43,032	71,942
会計方針の変更による累積的影響額								

会計方針の変更を反映した当期首残高	17,180	11,729	11,729	685	24,606	17,740	43,032	71,942
当期変動額								
剰余金の配当						△3,966	△3,966	△3,966
当期純利益						12,273	12,273	12,273
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）								
当期変動額合計	－	－	－	－	－	8,307	8,307	8,307
当期末残高	17,180	11,729	11,729	685	24,606	26,048	51,339	80,249

(単位：百万円)

	評価・換算差額等			純資産合計
	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	評価・換算差額等合計	
当期首残高	4,659	△30	4,628	76,570
会計方針の変更による累積的影響額				
会計方針の変更を反映した当期首残高	4,659	△30	4,628	76,570
当期変動額				
剰余金の配当				△3,966
当期純利益				12,273
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	2,020	30	2,051	2,051
当期変動額合計	2,020	30	2,051	10,358
当期末残高	6,679	－	6,679	86,929

当事業年度(自　平成26年４月１日　至　平成27年３月31日)

(単位：百万円)

	株主資本							
	資本金	資本剰余金		利益剰余金				株主資本合計
		資本準備金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金合計	
					別途積立金	繰越利益剰余金		

当期首残高	17,180	11,729	11,729	685	24,606	26,048	51,339	80,249
会計方針の変更による累積的影響額						△81	△81	△81
会計方針の変更を反映した当期首残高	17,180	11,729	11,729	685	24,606	25,966	51,258	80,168
当期変動額								
剰余金の配当						△10,043	△10,043	△10,043
当期純利益						19,967	19,967	19,967
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）								
当期変動額合計	―	―	―	―	―	9,923	9,923	9,923
当期末残高	17,180	11,729	11,729	685	24,606	35,890	61,182	90,092

(単位：百万円)

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高	6,679	6,679	86,929
会計方針の変更による累積的影響額			△81
会計方針の変更を反映した当期首残高	6,679	6,679	86,847
当期変動額			
剰余金の配当			△10,043
当期純利益			19,967
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	213	213	213
当期変動額合計	213	213	10,137
当期末残高	6,893	6,893	96,985

[重要な会計方針]

１．有価証券の評価基準及び評価方法	(1)子会社株式及び関連会社株式 … 移動平均法による原価法

	(2) その他有価証券 時価のあるもの … 決算期末日の市場価格等に基づく時価法 (評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております) 時価のないもの … 移動平均法による原価法
2．金銭の信託の評価基準及び評価方法	時価法
3．固定資産の減価償却の方法	(1) 有形固定資産 定率法を採用しております。ただし、平成10年４月１日以降に取得した建物(附属設備を除く)については、定額法によっております。 主な耐用年数は以下の通りであります。 建物 38～50年 附属設備 ８～15年 構築物 20年 器具備品 ４～15年 (2) 無形固定資産及び投資その他の資産 定額法を採用しております。ただし、自社利用のソフトウェアについては社内における利用可能期間に基づく定額法によっております。
4．引当金の計上基準	(1) 貸倒引当金 一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。 (2) 賞与引当金 賞与の支払に備えるため、支払見込額を計上しております。 (3) 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、退職一時金及び確定給付型企業年金について、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。 ① 退職給付見込額の期間帰属方法 退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。 ② 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法 確定給付型企業年金に係る数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法により、発生した事業年度の翌期から費用処理することとしております。また、退職一時金に係る数理計算上の差異は、発生した事業年度の翌期に一括して費用処理することとしております。 退職一時金及び確定給付型企業年金に係る過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法により、発生した事業年度から費用処理することとしております。 (4) 時効後支払損引当金 時効成立のため利益計上した収益分配金及び償還金について、受益者からの今後の支払請求に備えるため、過去の支払実績に基づく将来の支払見込額を計上しております。 (5) 外国税支払損失引当金 将来発生する可能性のある外国税額のうち、当社において見込まれる負担所要額を計上しております。
5．消費税等の会計処理方法	消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜き方式によっており、控除対象外消費税及び地方消費税は、当期の費用として処理しております。

６．連結納税制度の適用	連結納税制度を適用しております。

[会計方針の変更]

（退職給付に関する会計基準等の適用）

「退職給付に関する会計基準」（企業会計基準第26号　平成24年５月17日。以下「退職給付会計基準」という。）及び「退職給付に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第25号　平成24年５月17日。）を当事業年度より適用し、退職給付債務及び勤務費用の計算方法を見直し、退職給付見込額の期間帰属方法を期間定額基準から給付算定式基準へ変更、割引率の決定方法を平均残存勤務期間に基づく割引率から、退職給付の支払見込期間及び支払見込期間ごとの金額を反映した単一の加重平均割引率を使用する方法へ変更しております。

退職給付会計基準等の適用については、退職給付会計基準第37項に定める経過的な取扱いに従って、当事業年度の期首において、退職給付債務及び勤務費用の計算方法の変更に伴う影響額を繰越利益剰余金に加減しております。

この結果、当事業年度の期首の前払年金費用が127百万円減少し、繰越利益剰余金が81百万円減少しております。また、当事業年度の営業利益、経常利益及び税引前純利益はそれぞれ38百万円増加しております。

[注記事項]

◇　貸借対照表関係

前事業年度末 (平成26年３月31日)	当事業年度末 (平成27年３月31日)
※１．関係会社に対する資産及び負債 区分掲記されたもの以外で各科目に含まれているものは、次のとおりであります。 未払金　4,601百万円 未払費用　1,607	※１．関係会社に対する資産及び負債 区分掲記されたもの以外で各科目に含まれているものは、次のとおりであります。 未払金　4,979百万円 未払費用　1,411
※２．有形固定資産より控除した減価償却累計額 建物　565百万円 器具備品　2,849 合計　3,414	※２．有形固定資産より控除した減価償却累計額 建物　607百万円 器具備品　3,052 合計　3,659

◇　損益計算書関係

前事業年度 (自　平成25年４月１日 至　平成26年３月31日)	当事業年度 (自　平成26年４月１日 至　平成27年３月31日)
※１．関係会社に係る注記 区分掲記されたもの以外で関係会社に対するものは、次のとおりであります。 受取配当金　3,568百万円 支払利息　5	※１．関係会社に係る注記 区分掲記されたもの以外で関係会社に対するものは、次のとおりであります。 受取配当金　3,966百万円 支払利息　-
※２．役員報酬の範囲額 役員報酬は報酬委員会決議に基づき支給されております。	※２．役員報酬の範囲額 (同左)

※３．固定資産除却損	
器具備品	6百万円
ソフトウェア	11
合計	17

※３．固定資産除却損	
器具備品	15百万円
ソフトウェア	342
合計	357

◇　株主資本等変動計算書関係

前事業年度(自　平成25年４月１日　至　平成26年３月31日)

１．発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末株式数
普通株式	5,150,693株	―	―	5,150,693株

２．剰余金の配当に関する事項

（１）配当金支払額

平成25年５月14日開催の取締役会において、次のとおり決議しております。

普通株式の配当に関する事項

配当金の総額	3,966百万円
配当の原資	利益剰余金
１株当たり配当額	770円
基準日	平成25年３月31日
効力発生日	平成25年６月21日

（２）基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

平成26年５月14日開催の取締役会において、次のとおり決議しております。

普通株式の配当に関する事項

配当金の総額	10,043百万円
配当の原資	利益剰余金
１株当たり配当額	1,950円
基準日	平成26年３月31日
効力発生日	平成26年６月２日

当事業年度(自　平成26年４月１日　至　平成27年３月31日)

１．発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末株式数
普通株式	5,150,693株	―	―	5,150,693株

２．剰余金の配当に関する事項

（１）配当金支払額

平成26年５月14日開催の取締役会において、次のとおり決議しております。

普通株式の配当に関する事項

配当金の総額	10,043百万円
配当の原資	利益剰余金
１株当たり配当額	1,950円
基準日	平成26年３月31日

効力発生日　　平成26年６月２日

（２）基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

平成27年５月15日開催の取締役会において、次のとおり決議しております。

普通株式の配当に関する事項

配当金の総額	19,933百万円
配当の原資	利益剰余金
１株当たり配当額	3,870円
基準日	平成27年３月31日
効力発生日	平成27年６月26日

◇　金融商品関係

前事業年度（自 平成25年４月１日　至 平成26年３月31日）

１．金融商品の状況に関する事項

（１）金融商品に対する取組方針

当社は、投資信託の運用を業として行っており、自社が運用する投資信託の商品性維持等を目的として、当該投資信託を特定金外信託を通じ保有しております。特定金外信託を通じ行っているデリバティブ取引については、保有する投資信託にかかる将来の為替及び価格の変動によるリスクの軽減を目的としているため、投資信託保有残高の範囲内で行うこととし、投機目的のためのデリバディブ取引は行わない方針であります。

なお、余資運用に関しては、譲渡性預金等安全性の高い金融資産で運用し、資金調達に関しては、親会社である野村ホールディングス株式会社及びその他の金融機関からの短期借入による方針であります。

（２）金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

特定金外信託を通じ保有している投資信託につきましては、為替変動リスクや価格変動リスクに晒されておりますが、その大部分については為替予約、株価指数先物、債券先物、スワップ取引などのデリバティブ取引によりヘッジしております。また、株式につきましては、政策投資として、あるいは業務上の関係維持を目的として保有しておりますが、価格変動リスクに晒されております。有価証券及び投資有価証券並びに金銭の信託については財務部が管理しており、定期的に時価や発行体の財務状況を把握し、その内容を経営に報告しております。

デリバティブ取引の実行及び管理については、財務部及び運用調査本部で行っております。デリバティブ取引については、取引相手先として高格付を有する金融機関に限定しているため信用リスクはほとんどないと認識しております。財務部は月に一度デリバティブ取引の内容を含んだ財務報告を経営会議で行っております。

また、営業債権である未収委託者報酬は、投資信託約款に基づき、信託財産から委託者に対して支払われる信託報酬の未払金額であり、信託財産は受託銀行において分別保管されているため、信用リスクはほとんどないと認識しております。

２．金融商品の時価等に関する事項

平成26年３月31日における貸借対照表計上額、時価、及びこれらの差額については次のとおりです。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません。

(単位：百万円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1)現金・預金	247	247	-
(2)金銭の信託	51,758	51,758	-
(3)未収委託者報酬	10,741	10,741	-
(4)有価証券及び投資有価証券			
その他有価証券	22,467	22,467	-
(5)関係会社株式	3,064	141,441	138,377
資産計	88,278	226,656	138,377
(6)未払金	9,720	9,720	-
未払収益分配金	2	2	-
未払償還金	33	33	-
未払手数料	4,493	4,493	-
その他未払金	5,191	5,191	-
(7)未払費用	8,420	8,420	-
(8)未払法人税等	1,960	1,960	-
負債計	20,100	20,100	-

注1：金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

(1) 現金・預金

短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(2) 金銭の信託

信託財産は、主として投資信託、デリバティブ取引、その他の資産（コールローン・委託証拠金等）で構成されております。これらの時価について投資信託については基準価額、デリバティブ取引に関しては、上場デリバティブ取引は取引所の価格、為替予約取引は先物為替相場、店頭デリバティブ取引は取引先金融機関から提示された価格等によっております。また、その他の資産については短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(3)未収委託者報酬

短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(4) 有価証券及び投資有価証券

その他有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっております。また、譲渡性預金は短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

また、保有目的ごとの有価証券に関する注記事項については、「有価証券関係」注記を参照ください。

(5) 関係会社株式

取引所の価格によっております。

(6) 未払金、(7) 未払費用、(8) 未払法人税等

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

注2：非上場株式等（貸借対照表計上額：投資有価証券1,080百万円、関係会社株式6,545百万円）は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュフローを見積もることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「有価証券及び投資有価証券」には含めておりません。なお、当事業年度において、非上場株式について2,494百万円減損処理を行っております。

注3：金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位：百万円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
預金	247	-	-	-
金銭の信託	51,758	-	-	-
未収委託者報酬	10,741	-	-	-
有価証券	11,800	-	-	-
合計	74,547	-	-	-

当事業年度（自 平成26年４月１日　至 平成27年３月31日）

１．金融商品の状況に関する事項

（１）金融商品に対する取組方針

当社は、投資信託の運用を業として行っており、自社が運用する投資信託の商品性維持等を目的として、当該投資信託を特定金外信託を通じ保有しております。特定金外信託を通じ行っているデリバティブ取引については、保有する投資信託にかかる将来の為替及び価格の変動によるリスクの軽減を目的としているため、投資信託保有残高の範囲内で行うこととし、投機目的のためのデリバディブ取引は行わない方針であります。

なお、余資運用に関しては、譲渡性預金等安全性の高い金融資産で運用し、資金調達に関しては、親会社である野村ホールディングス株式会社及びその他の金融機関からの短期借入による方針であります。

（２）金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

特定金外信託を通じ保有している投資信託につきましては、為替変動リスクや価格変動リスクに晒されておりますが、その大部分については為替予約、株価指数先物、債券先物、スワップ取引などのデリバティブ取引によりヘッジしております。また、株式につきましては、政策投資として、あるいは業務上の関係維持を目的として保有しておりますが、価格変動リスクに晒されております。有価証券及び投資有価証券並びに金銭の信託については財務部が管理しており、定期的に時価や発行体の財務状況を把握し、その内容を経営に報告しております。

デリバティブ取引の実行及び管理については、財務部及び運用調査本部で行っております。デリバ

ティブ取引については、取引相手先として高格付を有する金融機関に限定しているため信用リスクはほとんどないと認識しております。財務部は月に一度デリバティブ取引の内容を含んだ財務報告を経営会議で行っております。

また、営業債権である未収委託者報酬は、投資信託約款に基づき、信託財産から委託者に対して支払われる信託報酬の未払金額であり、信託財産は受託銀行において分別保管されているため、信用リスクはほとんどないと認識しております。

２．金融商品の時価等に関する事項

平成27年３月31日における貸借対照表計上額、時価、及びこれらの差額については次のとおりです。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません。

(単位：百万円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1)現金・預金	411	411	-
(2)金銭の信託	56,824	56,824	-
(3)未収委託者報酬	12,679	12,679	-
(4)有価証券及び投資有価証券			
その他有価証券	27,398	27,398	-
(5)関係会社株式	3,064	196,109	193,045
資産計	100,378	293,423	193,045
(6)未払金	11,602	11,602	-
未払収益分配金	1	1	-
未払償還金	32	32	-
未払手数料	4,883	4,883	-
その他未払金	6,684	6,684	-
(7)未払費用	10,221	10,221	-
(8)未払法人税等	1,961	1,961	-
負債計	23,784	23,784	-

注1：金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

(1) 現金・預金

短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(2) 金銭の信託

信託財産は、主として投資信託、デリバティブ取引、その他の資産（コールローン・委託証拠金等）で構成されております。これらの時価について投資信託については基準価額、デリバティブ取引に関しては、上場デリバティブ取引は取引所の価格、為替予約取引は先物為替相場、店頭デリバティブ取引は取引先金融機関から提示された価格等によっております。また、その他の資産については短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(3)未収委託者報酬

短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(4) 有価証券及び投資有価証券

その他有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっております。また、譲渡性預金は短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

また、保有目的ごとの有価証券に関する注記事項については、「有価証券関係」注記を参照ください。

(5) 関係会社株式

取引所の価格によっております。

(6) 未払金、(7) 未払費用、(8) 未払法人税等

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

注2：非上場株式等（貸借対照表計上額：投資有価証券1,294百万円、関係会社株式7,085百万円）は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュフローを見積もることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「有価証券及び投資有価証券」には含めておりません。なお、当事業年度において、非上場株式について90百万円減損処理を行っております。

注3：金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位：百万円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
預金	411	-	-	-
金銭の信託	56,824	-	-	-
未収委託者報酬	12,679	-	-	-
有価証券	17,100	-	-	-
合計	87,015	-	-	-

◇ 有価証券関係

前事業年度 （自 平成25年４月１日 至 平成26年３月31日）

１．売買目的有価証券(平成26年３月31日)

該当事項はありません。

２．満期保有目的の債券(平成26年３月31日)

該当事項はありません。

３．子会社株式及び関連会社株式(平成26年３月31日)

区分	貸借対照表計上額(百万円)	時価(百万円)	差額(百万円)
関連会社株式	3,064	141,441	138,377
合計	3,064	141,441	138,377

４．その他有価証券(平成26年３月31日)

区分	貸借対照表計上額(百万円)	取得原価(百万円)	差額(百万円)
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの			
株式	10,667	282	10,384
小計	10,667	282	10,384
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの			
譲渡性預金	11,800	11,800	－
小計	11,800	11,800	－
合計	22,467	12,082	10,384

５．事業年度中に売却したその他有価証券（自 平成25年４月１日　至 平成26年３月31日）

区分	売却額(百万円)	売却益の合計額(百万円)	売却損の合計額(百万円)
株式	－	－	－
投資信託	761	－	51
合計	761	－	51

（注）投資信託の「売却額」及び「売却損の合計額」は償還によるものであります。

当事業年度　（自 平成26年４月１日　至 平成27年３月31日）

１．売買目的有価証券(平成27年３月31日)

該当事項はありません。

２．満期保有目的の債券(平成27年３月31日)

該当事項はありません。

３．子会社株式及び関連会社株式(平成27年３月31日)

区分	貸借対照表計上額(百万円)	時価(百万円)	差額(百万円)
関連会社株式	3,064	196,109	193,045
合計	3,064	196,109	193,045

４．その他有価証券(平成27年３月31日)

区分	貸借対照表計上額（百万円）	取得原価（百万円）	差額（百万円）
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの			
株式	10,298	282	10,015
小計	10,298	282	10,015
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの			
譲渡性預金	17,100	17,100	－
小計	17,100	17,100	－
合計	27,398	17,382	10,015

５．事業年度中に売却したその他有価証券（自 平成26年４月１日　至 平成27年３月31日）

区分	売却額(百万円)	売却益の合計額(百万円)	売却損の合計額(百万円)
株式	800	790	－
投資信託	－	－	－
合計	800	790	－

◇　退職給付関係

前事業年度(自　平成25年４月１日　至　平成26年３月31日)

１．採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の制度として確定給付型企業年金制度及び退職一時金制度を、また確定拠出型の制度として確定拠出年金制度を設けております。

２．確定給付制度

(1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

退職給付債務の期首残高	15,209 百万円
勤務費用	750
利息費用	228
数理計算上の差異の発生額	△25
退職給付の支払額	△494
その他	11
退職給付債務の期末残高	15,680

(2) 年金資産の期首残高と期末残高の調整表

年金資産の期首残高	12,456 百万円
期待運用収益	311
数理計算上の差異の発生額	428
事業主からの拠出額	2,065
退職給付の支払額	△475
年金資産の期末残高	14,786

(3) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金及び前払年金費用の調整表

積立型制度の退職給付債務	13,485 百万円
年金資産	△14,786
	△1,301
非積立型制度の退職給付債務	2,194
未積立退職給付債務	893
未認識数理計算上の差異	△1,733
未認識過去勤務費用	492
貸借対照表上に計上された負債と資産の純額	△347
前払年金費用	△347
貸借対照表上に計上された負債と資産の純額	△347

(4) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

勤務費用	750 百万円
利息費用	228
期待運用収益	△311
数理計算上の差異の費用処理額	284
過去勤務費用の費用処理額	△40
その他	△12
確定給付制度に係る退職給付費用	899

(5) 年金資産に関する事項

①年金資産の主な内容

年金資産合計に対する主な分類毎の比率は、次の通りです。

債券	30%
株式	18%
受益証券等	14%
生保一般勘定	19%
その他	19%
合計	100%

②長期期待運用収益率の設定方法

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と、年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しております。

(6) 数理計算上の計算基礎に関する事項

当事業年度末における主要な数理計算上の計算基礎

割引率	1.6%
長期期待運用収益率	2.5%

３．確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、170百万円でした。

当事業年度(自　平成26年４月１日　至　平成27年３月31日)

１．採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の制度として確定給付型企業年金制度及び退職一時金制度を、また確定拠出型の制度として確定拠出年金制度を設けております。

２．確定給付制度

(1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

退職給付債務の期首残高	15,680 百万円
会計方針の変更による累積的影響額	127
会計方針の変更を反映した期首残高	15,808
勤務費用	746
利息費用	213
数理計算上の差異の発生額	1,128
退職給付の支払額	△724
その他	46
退職給付債務の期末残高	17,218

(2) 年金資産の期首残高と期末残高の調整表

年金資産の期首残高	14,786 百万円
期待運用収益	369
数理計算上の差異の発生額	975
事業主からの拠出額	558
退職給付の支払額	△573
年金資産の期末残高	16,117

(3) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金及び前払年金費用の調整表

積立型制度の退職給付債務	14,474 百万円
年金資産	△16,117
	△1,643
非積立型制度の退職給付債務	2,743
未積立退職給付債務	1,100
未認識数理計算上の差異	△1,861
未認識過去勤務費用	451
貸借対照表上に計上された負債と資産の純額	△309
退職給付引当金	2,467
前払年金費用	△2,776
貸借対照表上に計上された負債と資産の純額	△309

(4) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

勤務費用	746 百万円
利息費用	213
期待運用収益	△369
数理計算上の差異の費用処理額	24
過去勤務費用の費用処理額	△40
その他	△24
確定給付制度に係る退職給付費用	550

(5) 年金資産に関する事項

①年金資産の主な内容

年金資産合計に対する主な分類毎の比率は、次の通りです。

債券	31%
株式	13%
受益証券等	29%
生保一般勘定	21%
その他	6%
合計	100%

②長期期待運用収益率の設定方法

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と、年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しております。

(6) 数理計算上の計算基礎に関する事項

当事業年度末における主要な数理計算上の計算基礎

確定給付型企業年金制度の割引率	1.1%
退職一時金制度の割引率	0.8%
長期期待運用収益率	2.5%

３．確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、172百万円でした。

◇ 税効果会計関係

前事業年度末 (平成26年３月31日)		当事業年度末 (平成27年３月31日)	
１．繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳		１．繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳	
繰延税金資産	百万円	繰延税金資産	百万円
関係会社株式評価減	1,947	関係会社株式評価減	1,784
賞与引当金	1,434	賞与引当金	1,504
退職給付引当金	-	退職給付引当金	789
所有株式税務簿価通算差異	776	所有株式税務簿価通算差異	690
外国税支払損失引当金	-	外国税支払損失引当金	567
投資有価証券評価減	502	投資有価証券評価減	475
未払事業税	425	未払事業税	387
ゴルフ会員権評価減	408	ゴルフ会員権評価減	296
減価償却超過額	206	減価償却超過額	186
関連会社株式譲渡益	-	関連会社株式譲渡益	169
時効後支払損引当金	181	時効後支払損引当金	166
子会社株式売却損	172	子会社株式売却損	153
未払社会保険料	100	未払社会保険料	92
その他	126	その他	214
繰延税金資産小計	6,284	繰延税金資産小計	7,479
評価性引当額	△3,602	評価性引当額	△1,500
繰延税金資産合計	2,681	繰延税金資産合計	5,979
繰延税金負債		繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	3,757	その他有価証券評価差額金	3,243
前払年金費用	125	前払年金費用	888
繰延税金負債合計	3,882	繰延税金負債合計	4,132
繰延税金負債の純額	1,200	繰延税金資産の純額	1,847
２．法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳		２．法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳	
法定実効税率	38.0%	法定実効税率	36.0%
(調整)		(調整)	
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.4%	交際費等永久に損金に算入されない項目	0.2%
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△6.7%	受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△6.0%
住民税等均等割	0.0%	住民税等均等割	0.0%
タックスヘイブン税制	1.4%	タックスヘイブン税制	1.2%
外国税額控除	△0.3%	外国税額控除	△0.2%
税率変更による期末繰延税金資産の減額修正	0.5%	税率変更による期末繰延税金資産の減額修正	1.8%
評価性引当額	4.7%	評価性引当額	△7.3%
その他	△0.1%	その他	△2.8%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	37.9%	税効果会計適用後の法人税等の負担率	22.9%

３．法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正 「所得税法等の一部を改正する法律」が平成26年３月31日に公布され、平成26年４月１日以後に開始する事業年度から復興特別法人税が課されないこととなりました。これに伴い、当事業年度の繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用した法定実効税率は、平成26年４月１日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異について、前事業年度の38%から36%に変更されております。 この変更により、繰延税金負債の純額が111百万円増加し、法人税等調整額（貸方）は111百万円減少しております。	３．法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正 「所得税法等の一部を改正する法律」（平成27年法律第９号）が平成27年３月31日に公布され、平成27年４月１日以降に開始する事業年度から法人税率等の引下げ等が行われることとなりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来の36%から、平成27年４月１日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異については33%に、平成28年４月１日に開始する前事業年度以降に解消が見込まれる一時差異については、32%となります。 この税率変更により、繰延税金資産の純額は73百万円減少し、法人税等調整額が479百万円、その他有価証券評価差額金が405百万円、それぞれ増加しております。

◇　セグメント情報等

前事業年度(自　平成25年４月１日　至　平成26年３月31日)

１．セグメント情報

当社は投資運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

２．関連情報

（１）製品・サービスごとの情報

当社の製品・サービス区分の決定方法は、損益計算書の営業収益の区分と同一であることから、製品・サービスごとの営業収益の記載を省略しております。

（２）地域ごとの情報

① 売上高

本邦の外部顧客からの営業収益に区分した金額が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、地域ごとの営業収益の記載を省略しております。

② 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

（３）主要な顧客ごとの情報

外部顧客からの営業収益のうち、損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、主要な顧客ごとの営業収益の記載を省略しております。

当事業年度(自　平成26年４月１日　至　平成27年３月31日)

１．セグメント情報

当社は投資運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

２．関連情報

（１）製品・サービスごとの情報

当社の製品・サービス区分の決定方法は、損益計算書の営業収益の区分と同一であることから、製品・サービスごとの営業収益の記載を省略しております。

（２）地域ごとの情報

① 売上高

本邦の外部顧客からの営業収益に区分した金額が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、地域ごとの営業収益の記載を省略しております。

② 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

（3）主要な顧客ごとの情報

外部顧客からの営業収益のうち、損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、主要な顧客ごとの営業収益の記載を省略しております。

◇ 関連当事者情報

前事業年度(自　平成25年４月１日　至　平成26年３月31日)

１．関連当事者との取引

（ア）親会社及び法人主要株主等

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)
親会社	野村ホールディングス株式会社	東京都中央区	594,492(百万円)	持株会社	(被所有)直接100.0%	資産の賃貸借及び購入等役員の兼任	資金の借入(*１)	8,000	短期借入金	－
							資金の返済	10,000		
							借入金利息の支払	5	未払費用	－

（イ）子会社等

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)
関連会社	株式会社野村総合研究所	東京都千代田区	18,600(百万円)	情報サービス業	(所有)直接21.5%	サービス・製品の購入	自社利用のソフトウェア開発の委託等(*２)	5,073	未払費用	716

（ウ）兄弟会社等

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)
親会社の子会社	野村證券株式会社	東京都中央区	10,000(百万円)	証券業	－	当社投資信託の募集の取扱及び売出の取扱ならびに投資信託に係る事務代行の委託等役員の兼任	投資信託に係る事務代行手数料の支払(*３)	36,867	未払手数料	3,854

親会社の子会社	野村ファンド・リサーチ・アンド・テクノロジー株式会社	東京都中央区	400(百万円)	投資顧問業	―	当社投資信託の運用委託役員の兼任	投資信託の運用に係る投資顧問料の支払（*4）	1,959	未払費用	760
親会社の子会社	野村信託銀行株式会社	東京都千代田区	30,000(百万円)	信託銀行業	―	資産の賃貸借及び購入等役員の兼任	資金の返済	3,000	短期借入金	―
							借入金利息の支払	6	未払費用	―

（エ）役員及び個人主要株主等

該当はありません。

(注) 1．上記の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。
2．取引条件及び取引条件の決定方針等
(*1) 資金の借入については、市場金利を勘案して利率を合理的に決定しております。
(*2) ソフトウェア開発については、調査・研究に要する費用や開発工数等を勘案し、総合的に決定しております。
(*3) 投資信託に係る事務代行手数料については、商品性等を勘案し総合的に決定しております。
(*4) 投資信託の運用に係る投資顧問料については、一般取引条件と同様に決定しております。

2．親会社又は重要な関連会社に関する注記

（1）親会社情報

野村ホールディングス㈱（東京証券取引所、名古屋証券取引所、シンガポール証券取引所、ニューヨーク証券取引所に上場）

（2）重要な関連会社の要約財務諸表

当事業年度において、重要な関連会社は㈱野村総合研究所であり、その要約財務諸表は以下のとおりであります。

	(百万円) ㈱野村総合研究所
流動資産合計	191,892
固定資産合計	249,548
流動負債合計	84,950
固定負債合計	55,262
純資産合計	301,227
売上高	355,777
税引前当期純利益	47,854
当期純利益	28,759

当事業年度(自　平成26年４月１日　至　平成27年３月31日)

１．関連当事者との取引

（ア）親会社及び法人主要株主等

該当はありません。

（イ）子会社等

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)
関連会社	株式会社野村総合研究所	東京都千代田区	18,600(百万円)	情報サービス業	(所有)直接21.4%	サービス・製品の購入	自社利用のソフトウェア開発の委託等(*１)	3,990	未払費用	547

（ウ）兄弟会社等

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)
親会社の子会社	野村證券株式会社	東京都中央区	10,000(百万円)	証券業	―	当社投資信託の募集の取扱及び売出の取扱ならびに投資信託に係る事務代行の委託等 役員の兼任	投資信託に係る事務代行手数料の支払(*２)	39,273	未払手数料	4,182
親会社の子会社	野村ファンド・リサーチ・アンド・テクノロジー株式会社	東京都中央区	400(百万円)	投資顧問業	―	当社投資信託の運用委託	投資信託の運用に係る投資顧問料の支払(*３)	1,976	未払費用	815

（エ）役員及び個人主要株主等

該当はありません。

(注) １．上記の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。
２．取引条件及び取引条件の決定方針等
(*１) ソフトウェア開発については、調査・研究に要する費用や開発工数等を勘案し、総合的に決定しております。
(*２) 投資信託に係る事務代行手数料については、商品性等を勘案し総合的に決定しております。
(*３) 投資信託の運用に係る投資顧問料については、一般取引条件と同様に決定しております。

２．親会社又は重要な関連会社に関する注記

（１）親会社情報

野村ホールディングス㈱（東京証券取引所、名古屋証券取引所、シンガポール証券取引所、ニューヨーク証券取引所に上場）

（２）重要な関連会社の要約財務諸表

当事業年度において、重要な関連会社は㈱野村総合研究所であり、その要約財務諸表は以下のとおりであります。

	(百万円) ㈱野村総合研究所
流動資産合計	229,418
固定資産合計	273,220
流動負債合計	87,832
固定負債合計	65,965
純資産合計	348,841
売上高	358,952
税引前当期純利益	51,509
当期純利益	34,167

◇　１株当たり情報

前事業年度 (自　平成25年４月１日 至　平成26年３月31日)	当事業年度 (自　平成26年４月１日 至　平成27年３月31日)
１株当たり純資産額　16,877円25銭 １株当たり当期純利益　2,382円87銭	１株当たり純資産額　18,829円58銭 １株当たり当期純利益　3,876円72銭
潜在株式調整後１株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。	潜在株式調整後１株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。
１株当たり当期純利益の算定上の基礎 損益計算書上の当期純利益　12,273百万円 普通株式に係る当期純利益　12,273百万円 普通株主に帰属しない金額の主要な内訳 該当事項はありません。 普通株式の期中平均株式数　5,150,693株	１株当たり当期純利益の算定上の基礎 損益計算書上の当期純利益　19,967百万円 普通株式に係る当期純利益　19,967百万円 普通株主に帰属しない金額の主要な内訳 該当事項はありません。 普通株式の期中平均株式数　5,150,693株

４【利害関係人との取引制限】

委託者は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

①自己又はその取締役若しくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)。

②運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)。

③通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託者の親法人等(委託者の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有す

る法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下④⑤において同じ。)又は子法人等(委託者が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。)と有価証券の売買その他の取引又は店頭デリバティブ取引を行うこと。

④委託者の親法人等又は子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額若しくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。

⑤上記③④に掲げるもののほか、委託者の親法人等又は子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為

5【その他】

(1)定款の変更

委託者の定款の変更に関しては、株主総会の決議が必要です。

(2)訴訟事件その他の重要事項

委託者およびファンドに重要な影響を与えた事実、または与えると予想される事実はありません。

第２【その他の関係法人の概況】

１【名称、資本金の額及び事業の内容】

(1) 受託者

(a)名称	(b)資本金の額*	(c)事業の内容
野村信託銀行株式会社	30,000百万円	銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律(兼営法)に基づき信託業務を営んでいます。

＊平成27年6月末現在

(2) 販売会社

(a)名称	(b)資本金の額*	(c)事業の内容
野村證券株式会社	10,000百万円	「金融商品取引法」に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。

＊平成27年6月末現在

(3) 投資顧問会社

(a)名称	(b)資本金の額*	(c)事業の内容
ピムコジャパンリミテッド	13,411,674.44米ドル	金融商品取引法に基づき、投資運用業、投資助言・代理業、及び第二種金融商品取引業等を行なっております。

＊平成27年6月末現在

２【関係業務の概要】

(1) 受託者

ファンドの受託会社(受託者)として、信託財産の保管・管理・計算、外国証券を保管・管理する外国の保管銀行への指図・連絡等を行ないます。

(2) 販売会社

ファンドの取扱販売会社として、募集の取扱いおよび販売を行ない、信託契約の一部解約に関する事務、収益分配金の再投資に関する事務、一部解約金・収益分配金・償還金の支払いに関する事務等を行ないます。

(3) 投資顧問会社

委託会社から運用の指図に関する権限の一部委託を受け、信託財産の運用の指図を行ないます。

３【資本関係】

(持株比率5.0%以上を記載します。)

(1) 受託者

該当事項はありません。

(2) 販売会社

該当事項はありません。

(3) 投資顧問会社

該当事項はありません。

第３【その他】

(1)目論見書の表紙にロゴ・マークや図案を採用すること、またファンドの形態などの記載をすることがあります。

(2)目論見書の巻末に約款を掲載する場合があります。

(3)届出書本文「第一部 証券情報」、「第二部 ファンド情報」に記載の内容について、投資者の理解を助けるため、当該内容を説明した図表等を付加して目論見書の当該内容に関連する箇所に記載することがあります。

(4)目論見書は電子媒体等として使用されるほか、インターネットなどに掲載されることがあります。

(5)目論見書は目論見書の別称として「投資信託説明書」と称して使用する場合があります。

(6)目論見書の表紙裏等にインターネットホームページに加え、他のインターネットのアドレス（当該アドレスをコード化した図形等も含む）も掲載し、当該アドレスにアクセスすることにより基準価額等の情報を入手できる旨を記載する場合があります。

(7)目論見書に当該委託会社の金融商品取引業者登録番号、当該委託会社が運用する投資信託財産の合計純資産総額および目論見書の使用を開始する日を記載する場合があります。

(8)目論見書に投資信託の財産は受託会社において信託法に基づき分別管理されている旨を記載する場合があります。

独立監査人の監査報告書

平成２７年６月１２日

野村アセットマネジメント株式会社
取　締　役　会　　御　中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	岩　部　俊　夫
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	森　重　俊　寛
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	湯　原　　尚

当監査法人は、金融商品取引法第１９３条の２第１項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている野村アセットマネジメント株式会社の平成２６年４月１日から平成２７年３月３１日までの第５６期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、野村アセットマネジメント株式会社の平成２７年３月３１日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

(注)　１．上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
２．XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独 立 監 査 人 の 監 査 報 告 書

平成27年8月19日

野村アセットマネジメント株式会社
取締役会　御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	岩 部　俊 夫
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	森 重　俊 寛

当監査法人は、金融商品取引法第１９３条の２第１項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている野村PIMCO・グローバル・アドバンテージ債券投信　Aコースの平成26年12月26日から平成27年6月25日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、野村PIMCO・グローバル・アドバンテージ債券投信　Aコースの平成27年6月25日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

野村アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

(注)　1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独 立 監 査 人 の 監 査 報 告 書

平成27年8月19日

野村アセットマネジメント株式会社
取締役会　御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	岩 部　俊 夫
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	森 重　俊 寛

当監査法人は、金融商品取引法第１９３条の２第１項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている野村PIMCO・グローバル・アドバンテージ債券投信　Bコースの平成26年12月26日から平成27年6月25日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、野村PIMCO・グローバル・アドバンテージ債券投信　Bコースの平成27年6月25日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

野村アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

(注)　1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。